

第3次清瀬市 男女平等推進プラン（案）

平成30～39年度
（2018～2027年度）

第2次清瀬市配偶者からの暴力及び被害者保護のための基本計画
清瀬市女性活躍推進計画

平成30年3月
清瀬市

目次

I. プランの策定にあたって

1. 「清瀬市男女平等推進プラン」改定の趣旨	1
2. プランの位置付け	2
3. プランの期間	3
4. プランの策定体制	3
5. プランの改定の考え方	3
6. 計画の背景～国際、国、都の動き	4
(1) 国際的な状況	4
(2) 国の動き	5
(3) 東京都の動き	7
7. 清瀬市の現状	8
(1) 人口と性別年齢構成	8
(2) 2つの調査から	
1) 「ワーク・ライフ・バランスに関する企業等意識実態調査」	12
2) 「清瀬市男女平等に関する意識・実態調査」	15

II. プランの内容

1. 基本理念	19
2. 計画の体系図	20
3. 目標と施策の展開	22
目標1 男女共同参画によるワーク・ライフ・バランスの実現(清瀬市女性活躍推進計画)	22
課題1 働く場における男女共同参画の推進	23
課題2 女性の活躍と多様な働き方への支援	30
課題3 働きやすい環境づくり	34
目標2 人権の尊重とあらゆる暴力の防止	38
課題1 配偶者等からの暴力やハラスメント等の防止と被害者支援(清瀬市DV防止基本計画)	39
課題2 生涯を通したところと身体・健康支援	48
課題3 困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備	50
目標3 あらゆる分野における男女共同参画の推進	55
課題1 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進	56
課題2 メディア・刊行物における男女平等と人権の尊重	60
課題3 政策方針決定過程への男女共同参画の推進	62
目標4 プランの積極的な推進	67
課題1 庁内推進体制の充実と強化	67
課題2 男女共同参画の推進基盤の強化	69

III. 資料

1. 清瀬市男女平等推進条例・規則	71
2. 清瀬市男女平等推委員名簿・委員会開催経過	76
3. 年表	78
4. 日本国憲法(抜粋)	82
5. 男女共同参画社会基本法	83
6. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	87
7. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	95

I. プランの策定にあたって

1 「清瀬市男女平等推進プラン」改訂の趣旨

清瀬市は、昭和58（1983）年に、女性政策に関わるはじめての計画である「清瀬市婦人行動計画」を策定し、「男女平等の実現」、「婦人のための社会参加」、「福祉の向上と健康の保持」のための条件整備を目標に掲げました。平成7（1995）年10月には「清瀬市男女共同参画センター（アイレック）」が開館し、平成12（2000）年には「清瀬市男女平等推進プラン（第1次）」を策定しました。平成18（2006）年には「清瀬市男女平等推進条例」を制定し、この条例に基づき「清瀬市男女平等推進プラン（第2次）」を平成20（2008）年に策定しました。

その後、国際的にも国内的にも、男女平等に関わる新たな課題が数多く提起されるなか、清瀬市においても、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」に基づき、平成23（2011）年に「清瀬市配偶者暴力防止基本計画」を策定しました。さらに、平成27（2015）年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、平成28（2016）年には「清瀬市特定事業主行動計画」を策定しています。

このたび、上記の「清瀬市配偶者暴力防止基本計画」と「清瀬市女性活躍推進計画」を一括的に組み込んだ、新たな「第3次清瀬市男女平等推進プラン」を、ここに策定します。

清瀬市の男女平等推進の経過

昭和58年（1983年）	清瀬市婦人行動計画を策定
平成7年（1995年）	男女共同参画センター（アイレック）開館
平成10年（1998年）	清瀬市男女平等意識実態調査を実施
平成12年（2000年）	清瀬市男女平等推進プラン（第1次）を策定
平成18年（2006年）	清瀬市男女平等推進条例を制定
平成20年（2008年）	清瀬市男女平等推進プラン（第2次）を策定
平成23年（2011年）	清瀬市配偶者等からの暴力防止及び被害者保護のための基本計画を策定
平成26年（2014年）	清瀬市男女平等推進条例子どものためのガイドブック 発行 清瀬市職員女性の管理職についてのアンケート調査 実施
平成28年（2016年）	（女性活躍推進法に基づく）清瀬市特定事業主行動計画を策定 清瀬市男女平等に関する意識・実態調査を実施 ワーク・ライフ・バランスに関する企業等意識・実態調査を実施 （沿線3市男女共同参画連携事業による）

2 プランの位置付け

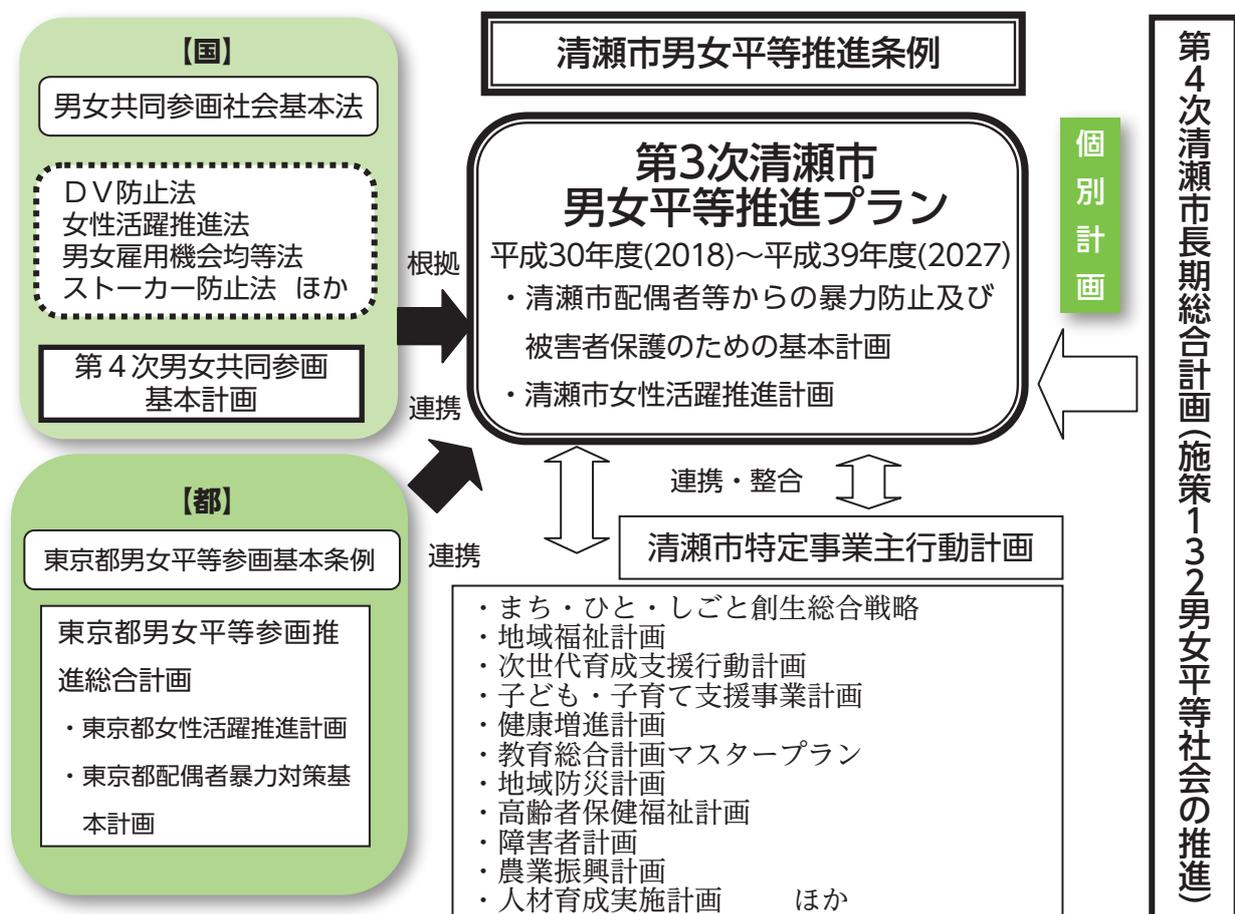
このプランは以下の法律および条例等に基づく計画として位置付けます。

清瀬市においては：

- 「清瀬市男女平等推進条例」第3章第10条に基づく「男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため」の「男女平等推進プラン」
- 「清瀬市配偶者等からの暴力防止及び被害者保護のための基本計画（第2次）」「清瀬市女性活躍推進計画」を包含
- 第4次清瀬市長期総合計画におけるまちづくりの基本目標13「お互いを尊重し合うまち」施策132「男女平等社会の推進」に基づく個別計画
- 「女性活躍推進法に基づく清瀬市特定事業主行動計画」「次世代育成支援行動計画」他関連計画との連携・整合

国、都との関連では：

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、国の「第4次男女共同参画基本計画」と連携
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3の3に基づく「市町村計画」
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく「市町村計画」
- 東京都の「男女平等参画基本条例」に基づく「東京都男女平等推進総合計画（Ⅰ女性活躍推進計画、Ⅱ配偶者暴力対策基本計画）」との連携



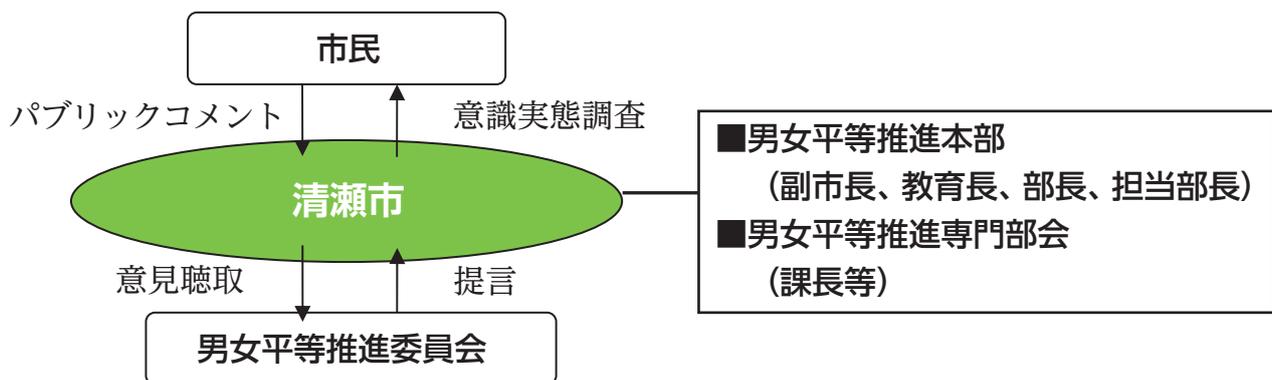
3 プランの期間

このプランの期間は、平成30年度（2018）から39年度（2027）の10年間とします。
また、5年後には中間見直しを行います。

4 プランの策定体制

プランの策定に関しては、庁内の「男女平等推進本部」と「男女平等推進専門部会」を中心に進めました。

また、市民・専門家からなる「清瀬市男女平等推進委員会」がプランの内容について提言を行い、前年度に行われた「清瀬市男女平等に関する意識・実態調査」の結果や、パブリックコメントの意見をふまえて策定しました。



5 プラン改定の考え方

(1) プラン体系の整理

現在（第2次）のプラン策定後10年が経過し、社会の状況や男女平等参画に対する市民の意識も変化してきていることから、今後重点的に取り組むべき施策を明確にし、プランの体系を整理しました。

(2) プランの構成

新たな推進プランには、第2次推進プランと別に定めている「清瀬市配偶者等からの暴力防止及び被害者保護のための基本計画」及び、女性活躍推進法により策定の努力義務が課せられた「清瀬市女性活躍推進計画」を含めることとしました。

6 計画の背景～国際、国、都の動き

(1) 国際的な状況

日本の女性関連政策は国際的な動きと連動しながら積み上げられてきました。国際的に本格的な女性政策が始まったのは、昭和50（1975）年の「国際婦人年世界会議」（於メキシコシティ）と「国際婦人の10年」からです。その後、昭和54（1979）年に「女子差別撤廃条約」が採択され（日本は1985年に批准）、その進捗状況を検討する女性差別撤廃委員会（CEDAW）が設置されました。昭和60（1985）年には「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択され、1995年の第4回世界女性会議（北京会議）では、その見直しと評価を踏まえて「北京宣言」「北京行動綱領」が採択されました。

「北京行動綱領」では貧困、教育、健康等12の問題領域に沿って“女性のエンパワーメント”が図られる一方、会議ではあらゆる「女性への暴力」の問題が世界共通の認識として共有されました。また環境、人口、居住、社会開発、緊急時の人道支援等1990年代以降に合意された国連や国際的な様々な合意文書ではジェンダー（*1）平等が基本的に位置付けられています。

また、平成12（2000）年からの「ミレニアム開発目標」を引き継いで平成27（2015）年に作成された国連「持続可能な開発目標」（SDGs）では17の目標（ゴール）の5番目に「ジェンダー」が掲げられ、ジェンダー平等の達成、すべての女性と少女の能力強化の必要性が示されました。

北京会議から20年を経て北京行動綱領の評価が行われた後、平成28（2016）年「第60回国連婦人の地位委員会」では「女性のエンパワーメントと持続可能な開発」「女性及び女児に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び防止」をテーマに検討され、①規範的・法的・政策的枠組みの強化、②ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントのための資金調達が容易な環境の整備、③持続可能な発展に関するあらゆる分野の政策決定における女性のリーダーシップと完全かつ平等な参画の強化等がこれからの課題として合意されました。

このような流れの中、社会の男女平等を計る指標の検討も進んでいます。国連開発計画（UNDP）のジェンダー開発指数（GDI）と平成22（2010）年からジェンダーエンパワーメント指数（GEM）に代わって採用されているジェンダー不平等指数（GII）などがあります。特に経済、教育、保健、政治の各分野での男女差を示した世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数（GGI）では日本は世界144カ国中の114位（2017年）であり、政治的な意思決定の場への参画、就労における男女差が大きいとされています。

ジェンダー・ギャップ指数（GGI）

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.878
2	ノルウェイ	0.830
3	フィンランド	0.823
4	ルワンダ	0.822
5	スウェーデン	0.816
10	フィリピン	0.790
49	アメリカ合衆国	0.718
100	中国	0.674
114	日本	0.657
118	韓国	0.650
143	パキスタン	0.546

出典：世界経済フォーラム『グローバル・ジェンダー格差報告書2017』

- 経済分野：労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率（114位）
- 教育分野：識字率、初等・中等・高等教育の各在学率（76位）
- 保健分野：新生児の男女比率、健康寿命（1位）
- 政治分野：国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数（123位）

（）内は日本の分野別順位

また、平成28（2016）年に出された女子差別撤廃委員会からの日本政府に対する最新の勧告では、様々な課題に対して具体的な問題解決のための法整備、マイノリティ女性に対する複合的な差別の撤廃のための調査などが求められています。

（*1）ジェンダーとは「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス・sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性・女性の別をジェンダー（ジェンダー・gender）といいます。

（2）国の動き

国内では日本国憲法で定められた基本的人権の享有（11条）、法の下での平等（14条）、家庭生活における個人の尊厳と両性の平等（24条）等のもとに、男女平等をめざした国内の法整備がなされてきました。

その後、高度成長時代を経て少子高齢化や経済活動の成熟、女性の家族的・社会的な役割や暴力の認識の変化などを背景に、平成11（1999）年「男女共同参画基本法」が制定され、翌年「男女共同参画基本計画（第1次）」が策定されました。平成17（2005）年には内閣府に少子化・男女共同参画特命担当大臣が置かれ、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

平成23（2011）年の東日本大震災を経て、同年、翌年と防災基本計画の修正が行われ、災害時の対応や防災にかかわるさまざまな側面で女性の視点が明確に位置づけられるようになりました。

現在は、平成27（2015）年12月に策定された第4次男女共同参画基本計画に基づき様々な施策が実施されています。

1) 「働くこと」に関して

女子差別撤廃条約の批准に伴い昭和60（1985）年には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」が制定され、あらゆる雇用のステージでの女性差別が規制されるようになりました。平成3（1991）年には、それまで女性だけに便宜として供与されていた育児休暇を男性も取得できるようにした「育児休業法」が成立しましたが、この法律はその後平成7（1995）年に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」となりました。男女雇用機会均等法は平成9（1997）年と平成13（2001）年に改正され、セクハラ防止のための措置義務、ポジティブ・アクションの援助、間接差別禁止など諸規定を備えた法律になっています。

一方、男女雇用機会均等法と同じ年に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就労条件の整備等に関する法律（労働者派遣法）」が制定されました。その後、労働者派遣法は対象業務の拡大や原則自由化のための法改正を経て、平成24（2012）年より正式名称を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」としています。平成5（1993）年「短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律（パートタイム労働法）」が制定され、平成19（2007）年改正時には、この法の中に通常の労働者との「均等待遇」原則が盛り込まれました。現在、女性労働者全体の56%、35～44歳では79%が非正規職にありますが（総務省統計局2013年）、非正規を含む多様な働き方に対しては、通常の労働者との格差を是正するための法的整備の取り組みが始まっています。

また、少子化対策の必要性が強調され、平成15（2003）年には、「少子化社会対策基本法」

「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。平成19（2007）年には「官民トップ会議」が「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定する動きも登場しました。

しかしながら、日本の男女平等に関する国際的な評価は、なお低迷しており、その要因の一つには、経済分野や意思決定への女性の参画状況の低さがあります。そこで、仕事の場での女性の採用・登用、管理職等指導的立場の推進を図るため、平成27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。この法ではすべての地方公共団体、ならびに従業員300人以上の民間企業に女性の採用・登用に関する「特定事業主行動計画」「一般事業主行動計画」の策定が求められています。同年12月には「男女共同参画基本計画（第4次）」が策定され、男性中心の労働慣行の是正、女性の採用・登用や指導的立場への人材育成など働く場における男女共同参画の一層の推進が図られています。

2) 「暴力の防止と被害者保護」に関して

この分野では主に3つの側面からの暴力に対する取り組みがあります。「DV（配偶者等からの暴力）」「子ども・若い世代への性の商品化や暴力」そして「虐待」です。

1990年代に、女性に対する暴力への取り組みの機運が世界的に高まり、日本でもいくつかの法律と制度が生まれてきました。

平成13（2001）年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」では、日本で初めてとなる保護命令制度を導入し、裁判所が加害者に対して被害者と同居する住居から退去させ、被害者に接近する等の行為を禁止する命令を出すことができるようになりました。平成16（2004）年、19（2007）年、26（2014）年の改正を経て、退去命令期間の延長、接近禁止命令の対象を子や親族にも拡大、配偶者のみであった保護命令の対象を同居する交際相手にも拡大する等の被害者の安全を確保するための整備が進みました。また、自治体にはDV防止のための基本計画策定と配偶者暴力相談支援センター（配暴センター）の設置が求められ、身近な支援体制の整備の必要性が認識されました。子どもの見ている前でDVを行うこと（面前DV）が虐待に当たることは、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」にも明記されました。

子どもに対しては、平成11（1999）年「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰ならびに児童の保護等に関する法律（児童買春・ポルノ禁止法）」の制定以来、2度の改正を経て、児童ポルノの内容の規定や処罰化が進んでいます。

DV防止法に先立って、平成12（2000）年に制定された「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」では、成立後も重大な被害を伴う事件が続いたことから、被害者の保護を強化し、当初はつきまとい等に含まれていなかった電子メールやSNSへの書き込みを盛り込む等の改正が平成25（2013）年と28（2016）年に行われました。

一方、性暴力に関しては刑法の強姦罪が約110年ぶりに改正され、「強姦性交等罪」という名称となり、告訴要件の廃止、被害者の性別の中立化、強姦と同等とみなされる性行為の厳罰化、同居する親から子への性虐待行為の厳罰化等が盛り込まれた改正が、平成29（2017）年7月に施行されました。

女性ばかりでなく低年齢化する“性の商品化”にかかわる問題に対して、平成26（2014）年の「児童買春・ポルノ禁止法」の改正、同年制定された「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ被害防止法）」等現実の問題に対応するための法整備が行

われました。しかし、インターネットや関連メディアの急速な普及と多様な利用が拡大し、子どもや若い世代が性をめぐる暴力や犯罪と距離を縮めることになる現状は、ますます深刻化しています。

平成29（2017）年4月、内閣府から若者層を対象とした性的な暴力の啓発として「JKビジネス」「AV出演強要問題」（*2）に関する注意喚起と相談窓口の設置と紹介等、性犯罪の被害防止にむけた取り組みがはじまりました。

「虐待」に関しては平成12（2000）年「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」、平成17（2005）年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」、平成23（2011）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が制定されるなど、憲法で保障された基本的人権について、せい弱な立場に立たされがちな人々への暴力について法整備が進みつつあります。

（*2）JKとは女子高生（イニシャルをとってJK）等未成年の女性のサービスを売りものにする営業行為。AVはアダルトビデオの略。P44図II-10、P45図II-11参照。

（3）東京都の動き

東京都では、昭和53（1978）年「婦人問題解決のための東京都行動計画」以来、男女平等に関する行動計画が策定されてきました。その中で、平成7（1995）年には東京ウイメンズプラザをオープンし、平成12（2000）年には男女平等参画基本条例が制定されました。平成14（2002）年からは「男女平等参画のための東京都行動計画チャンス&サポート東京プラン」として5年ごとに改訂されてきました。

一方、配偶者暴力対策については、平成8（1996）年に「女性に対する暴力に関する検討委員会」が設けられ、「女性に対する暴力調査」が東京都としてはじめて行われました。その後も平成13（2001）年「家庭等における暴力調査」、平成15（2003）年「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策についての調査審議報告」が行われる等実態の把握が進みました。

また、国のDV防止法制定を受け、平成14（2002）年から東京都配偶者暴力支援センターが東京ウイメンズプラザと東京都女性相談センターに置かれ、支援が開始されました。平成18（2006）年3月には「配偶者暴力対策基本計画」が策定され、その後3～5年ごとに改正を重ねながら施策が進められてきました。

ワーク・ライフ・バランスに関しては、従業員30人以上の事業所とその従業員にむけて、平成27（2015）年3月に東京都産業労働局で「東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」が作成されました。その後「女性活躍推進法」の成立を受け、平成28（2016）年2月に課題把握と今後の取り組みの提言を盛り込んだ「女性活躍推進白書」が作成されました。

このような取り組みを背景に、平成29（2017）年3月には「東京都男女平等参画推進総合計画」として、「I 東京都女性活躍推進計画」「II 東京都配偶者暴力対策基本計画」が策定され、①働く場における女性に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進、②働き方の見直しや、男性の家庭生活への参画促進を通じたライフ・ワーク・バランスの実現、③地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大、④男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取り組み、の4つを重点課題として取り組みが進められています。

7 清瀬市の現状

清瀬市の現状とこれからを考えるために、人口と性別年齢構成、プラン策定に先立って行われた2つの調査をもとにワーク・ライフ・バランス、女性の職業生活の現状、市民のニーズと意識の現状について取り上げます。

(1) 人口と性別年齢構成

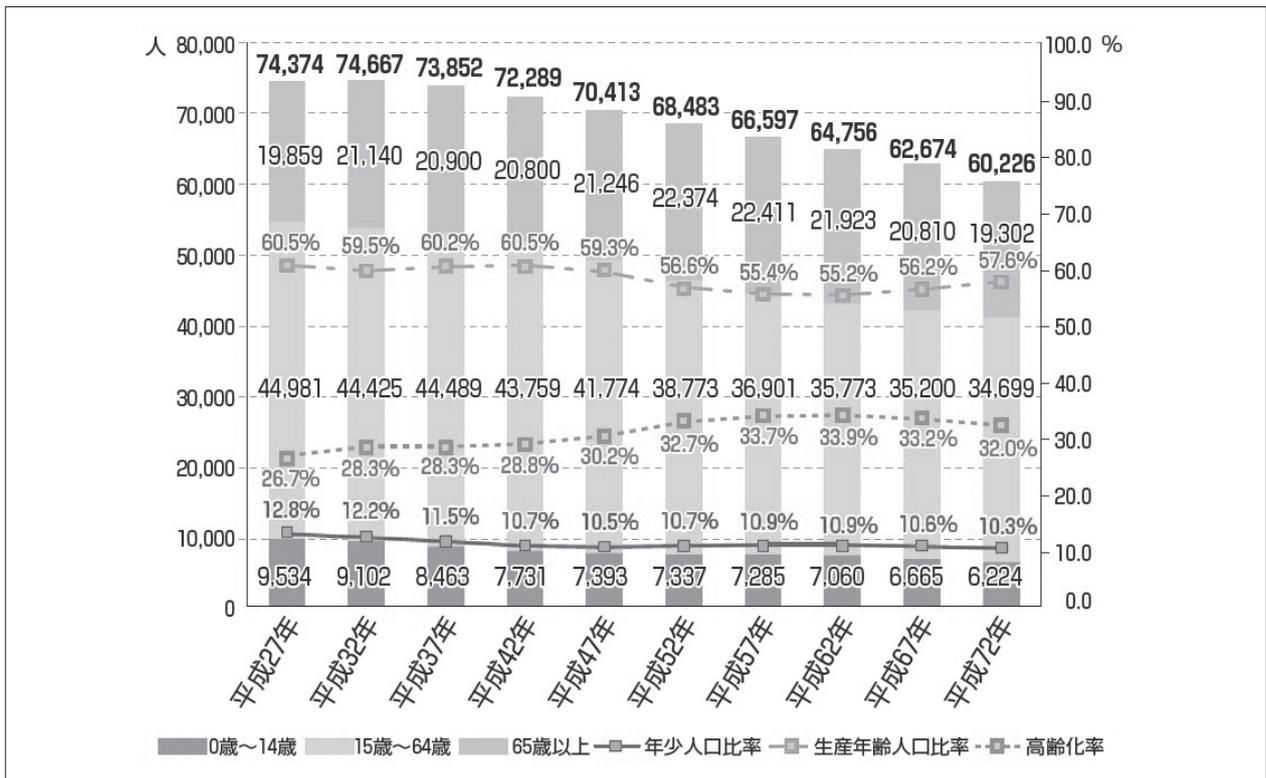
清瀬市の人口は、平成29（2017）年12月現在74,830人です。今後も微増していきませんが、平成30年代後半になると減少傾向にあると予測されています。また年少人口（0～14歳）や、生産年齢人口（15～64歳）はすでに減少傾向にあります（図清1）。合計特殊出生率も平成27（2015）年に1.32と全国（1.42）に比べると低くなっています。

また、老年人口（65歳以上）が増え続けることが予想される中、高齢化率も平成62（2050）年の33.9%をピークにしばらく30%以上となると予測されています。世帯の家族類型では、夫婦または親子世帯が58.8%、非親族・単独世帯が36.9%と、東京都の夫婦または親子世帯47.1%、非親族・単身世帯48.4%に比べると家族で生活する人の割合が多くなっています。

今後数十年にわたって進行する高齢社会において、約20年後である平成52（2040）年、40年後の平成72（2060）年の社会の基本的な人口構成の見通しを見ると（図清2）、85歳以上はなんらかの社会的支援が必要であることを考えると、このような社会、地域をどう描くのが問われています。従来のような、「仕事か、家庭（育児・介護）か」の二者択一を迫るような考え方、働き方、生き方ではなく、それぞれの人と地域のニーズをだれがどのように担うのか、今までにないものが求められており、男女共同参画の視点も、未来を描く重要な鍵となると考えられます。

また、清瀬市の流入・流出人口を見ると、20代の女性が流出傾向にあります。清瀬市がまちの将来像として掲げる「安心して子どもを産み育てられるまち」の実現には、自然が豊かで、郊外型の地域である清瀬市としては、性別を問わず子育てや介護、仕事、地域とのつながりを持ちながら、安心して生きていけるまちの基盤づくりが必要です。

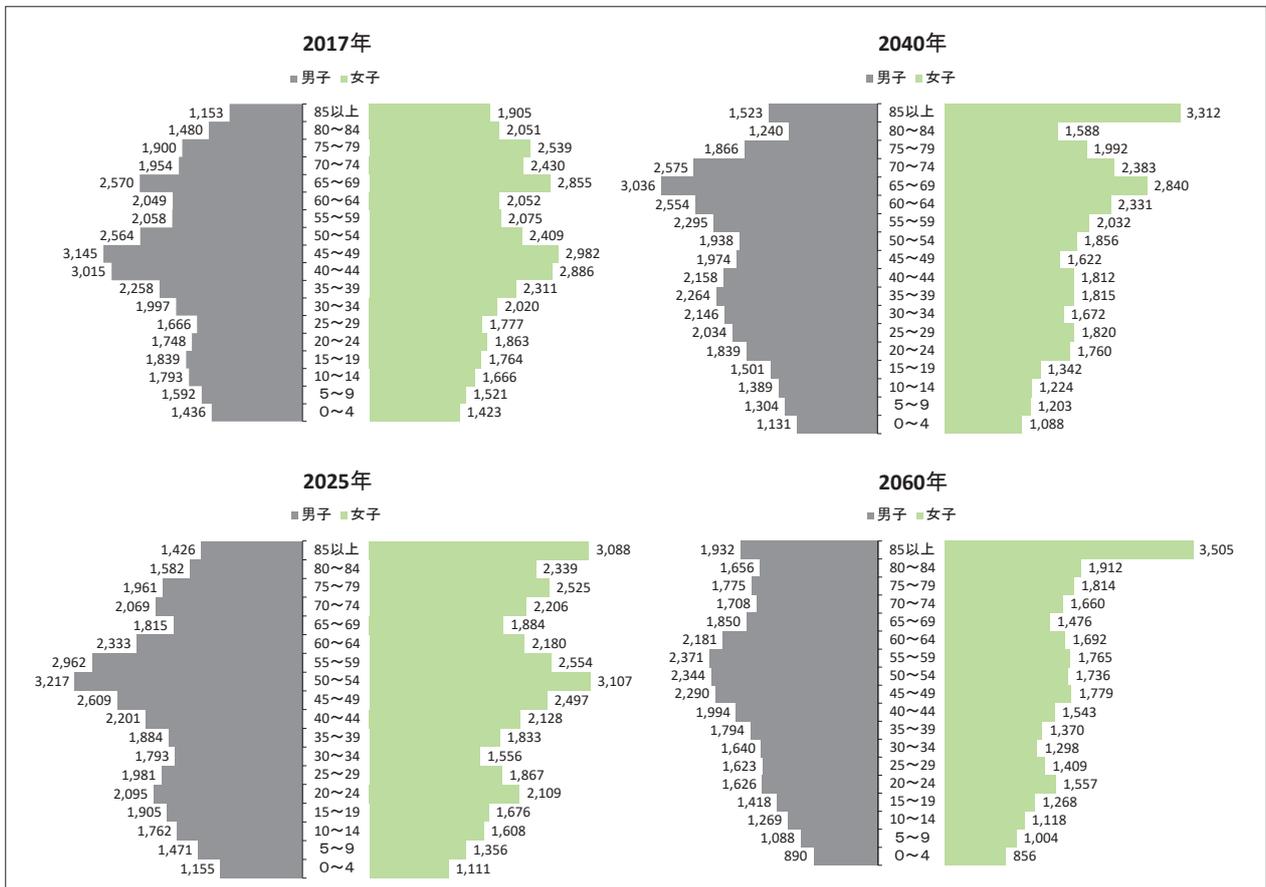
図清 1 清瀬市の人口将来推計①



出典：第4次清瀬市長期総合計画

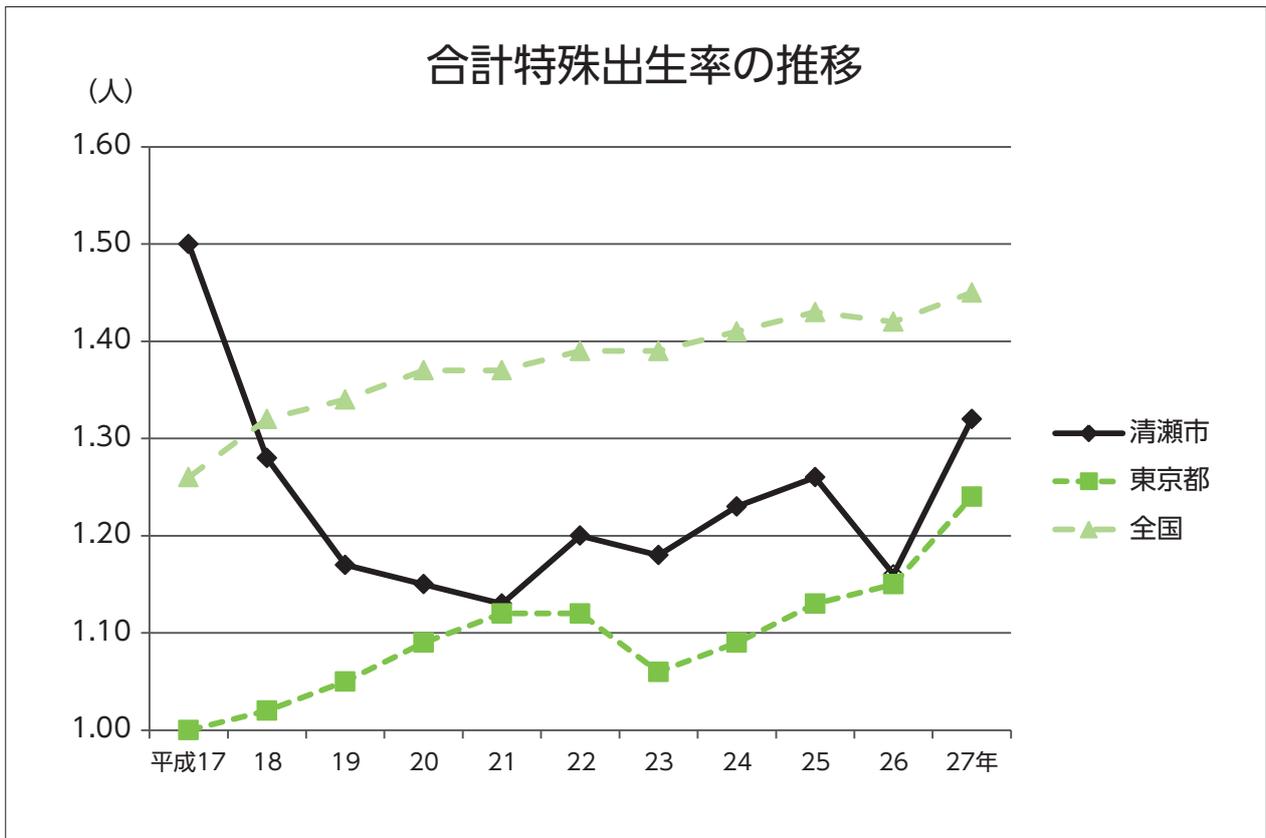
図清 2 清瀬市の人口将来推計②

単位：人



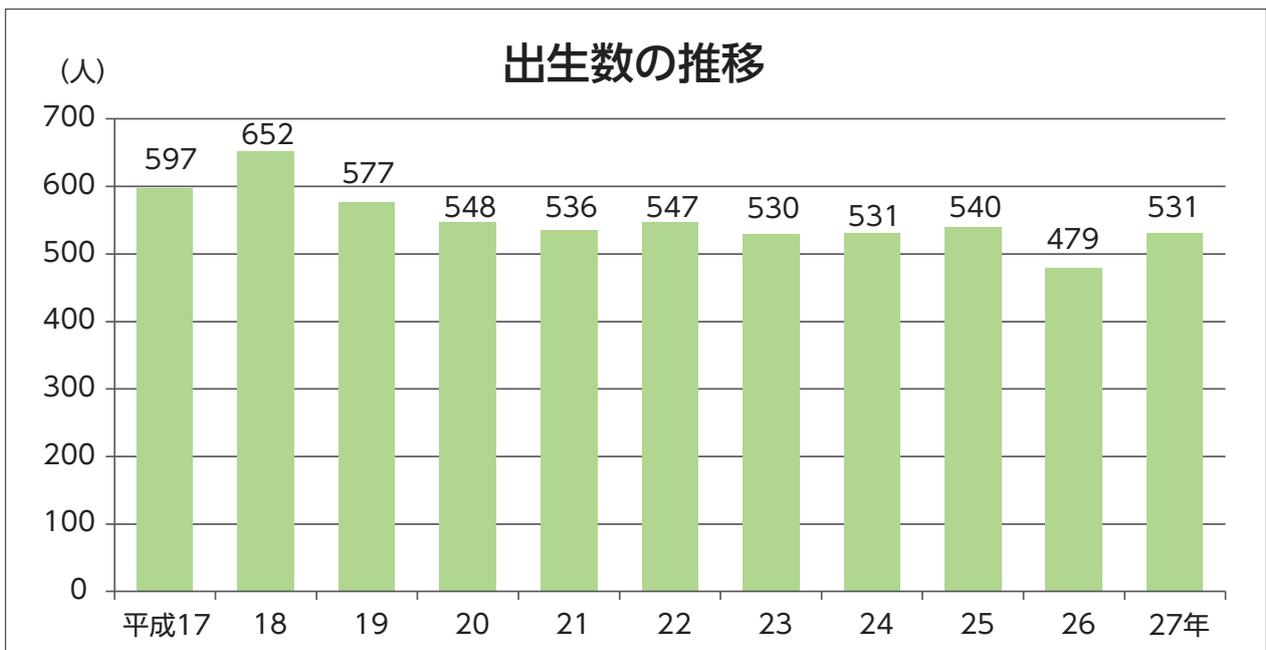
出典：清瀬市人口推計（平成27年度実施）

図清3 清瀬市の合計特殊出生率



出典：人口動態統計

図清4 清瀬市の出生数の推移



出典：人口動態統計

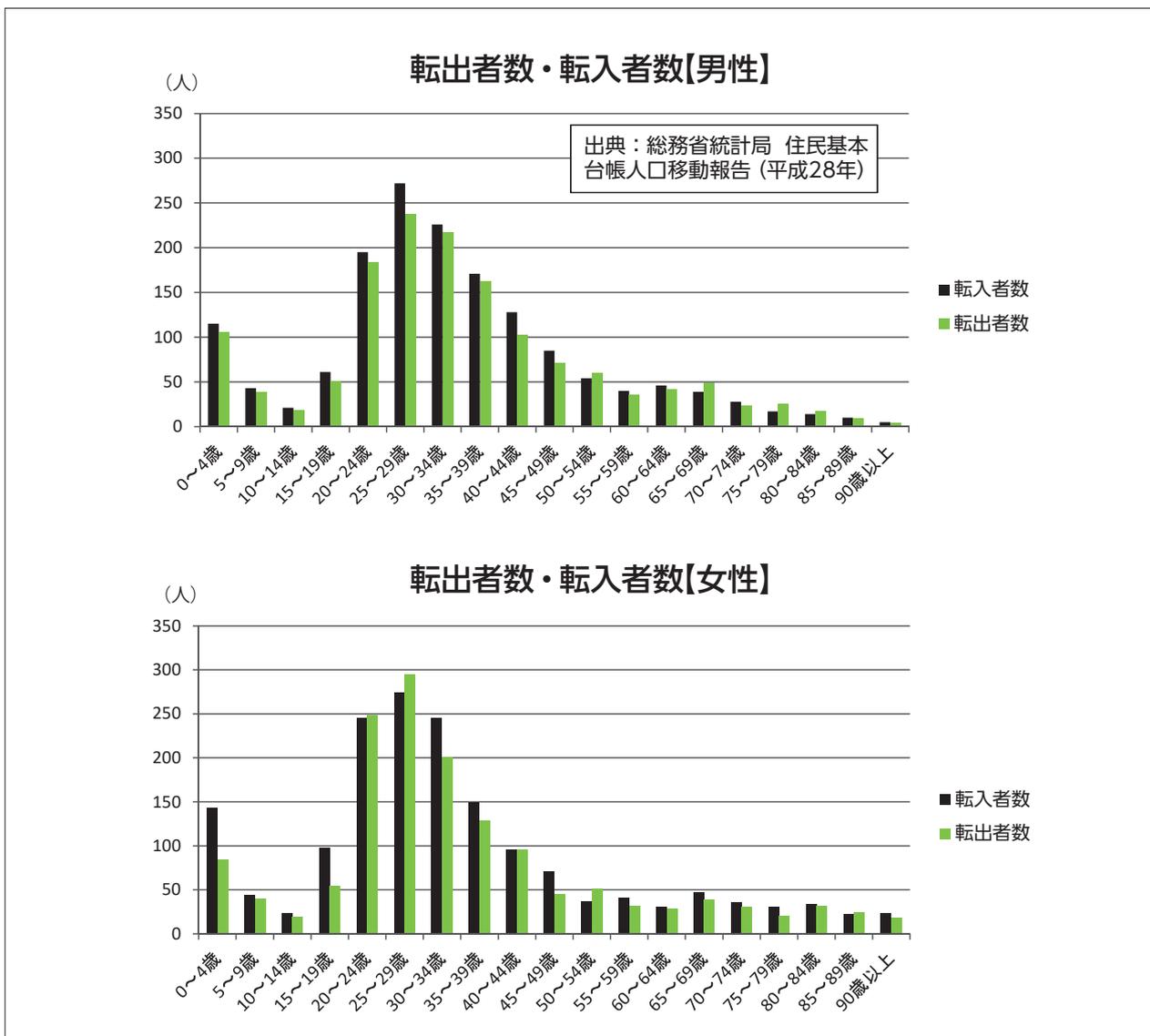
図清5 清瀬市の世帯構成の現状

単位 %

区 分	清瀬市		東京都
	平成22年	平成27年	平成27年
核家族世代	60.8	58.8	47.1
夫婦のみ	20.2	19.8	17.0
夫婦と子ども	30.5	29.1	23.4
ひとり親と子ども	10.1	9.9	7.5
その他の親族世帯	5.3	4.2	3.6
非親族及び単身世帯	33.9	36.9	48.4
家族類型不詳	0.0	0.1	0.2
合 計	100.0	100.0	100.0

出典：国勢調査

図清6 清瀬市の転入・転出者数（男女別）



出典：国勢調査

(2) 2つの調査から

清瀬市では、平成28（2016）年に2つの調査を行いました。

一つは東久留米市、西東京市と連携し「沿線3市男女共同参画連携事業」の一環として「ワーク・ライフ・バランスに関する企業等意識実態調査（企業実態調査）」、もう一つは「清瀬市男女平等に関する意識・実態調査」です。

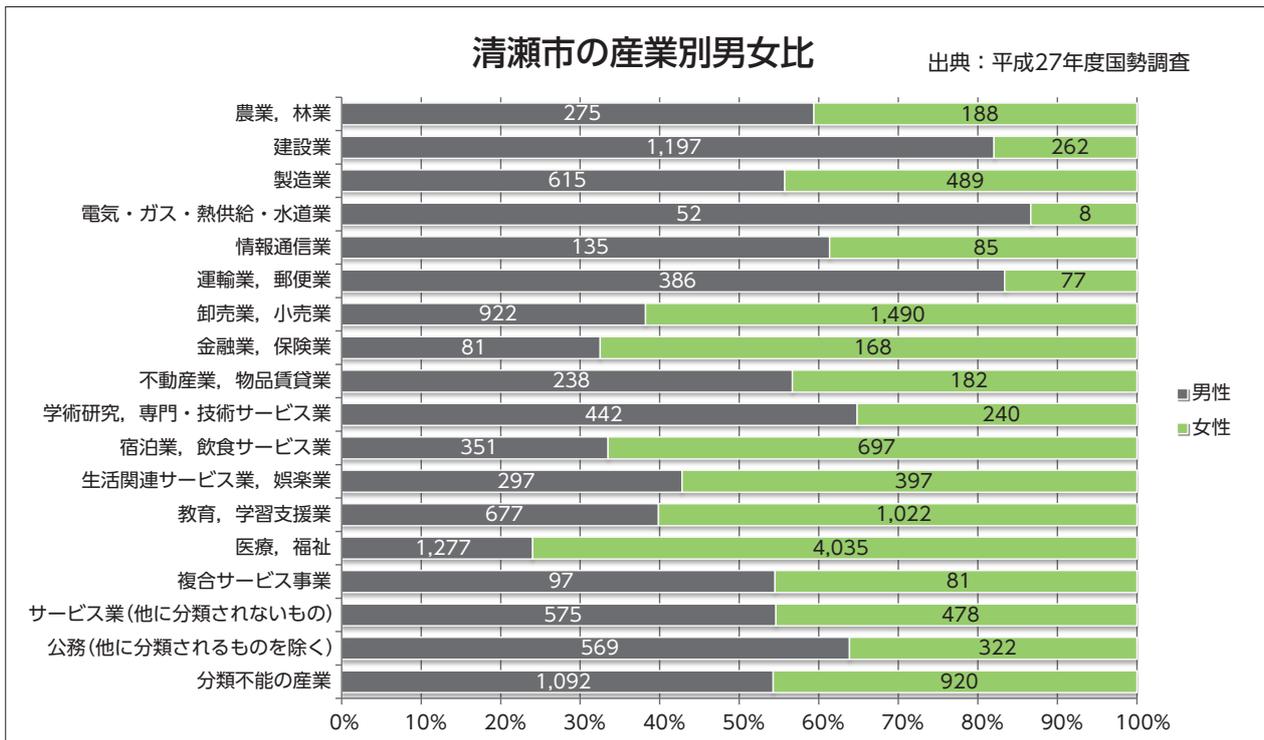
	ワーク・ライフ・バランスに関する 企業等意識実態調査	清瀬市男女平等に関する 意識・実態調査
調査の目的	企業におけるワーク・ライフ・バランスに対する意識や認知度、推進体制等について調査・分析し、今後の事業に役立てることを目的として実施した。	男女平等に関する市民の意識や実態を把握し、市の今後の男女平等参画施策推進に向けた参考資料とするために実施した。
調査対象	5人以上～299人以下の従業員がいる1,500事業所（清瀬市400、東久留米市500、西東京市600）	市内在住の18歳以上80歳以下の市民1,000人
抽出・調査方法	総務省が実施した「平成26年経済センサス・活動調査」のデータをもとに、沿線3市内の事業所の中から無作為抽出、郵送配布、郵送回収	清瀬市全域、住民基本台帳による無作為抽出、郵送配付・郵送回収
調査期間	平成28年7月8日～7月25日	平成28年10月1日～10月17日
回収結果	（有効回収率）：清瀬市92事業所（24.1%）	回収率（41.3%）、有効回収率（40.8%）

1) 「ワーク・ライフ・バランスに関する企業等意識実態調査」

清瀬市は働く場として医療・福祉分野の多いことが特徴です

清瀬市は、結核療養所等病院のまちとしての歴史があります。現在でも医療機関が他市に比べて多いこともあり、医療・福祉分野で働く人々が多くなっています（図清-7）。今回の企業実態調査でも回答者の多くを占めました。そして、医療、福祉分野は女性の従業員が占める割合の大きい分野でもあります。

図清7 清瀬市の産業別労働人口男女比



出典：国勢調査（平成27年度）

ワーク・ライフ・バランスの取り組み促進のためには職場の雰囲気重視されています

企業実態調査で清瀬市の取り組み状況が比較的高い背景には、業界として建設業、宿泊・飲食サービス業、製造業の取り組みが遅れがちであるのに比べ、医療、福祉系は回答者の54.5%に取り組みがされていることが分かります。

また、取り組みを推進するために実施していることの内容を見た場合、「業務効率の改善」は72.5%で、東京都全体の調査でも63.1%と高い傾向がありますが、「育児等対象者と対象者以外の間に不公平感が出ないように配慮した制度」は31.3%と、東京都の2.5倍とその差が大きくなりました。職場の人間関係への配慮に優先順位が高いことが示されています。

一方、取り組みを実施していない事業所においては、その理由として「代替要員の確保が困難だから」（46.2%）が大きく、ついで「特に実施する必要を感じないから」「取り組みのためのノウハウが不足しているから」「経営者の理解が進んでいないから」がそれぞれ20%前後で続いています。

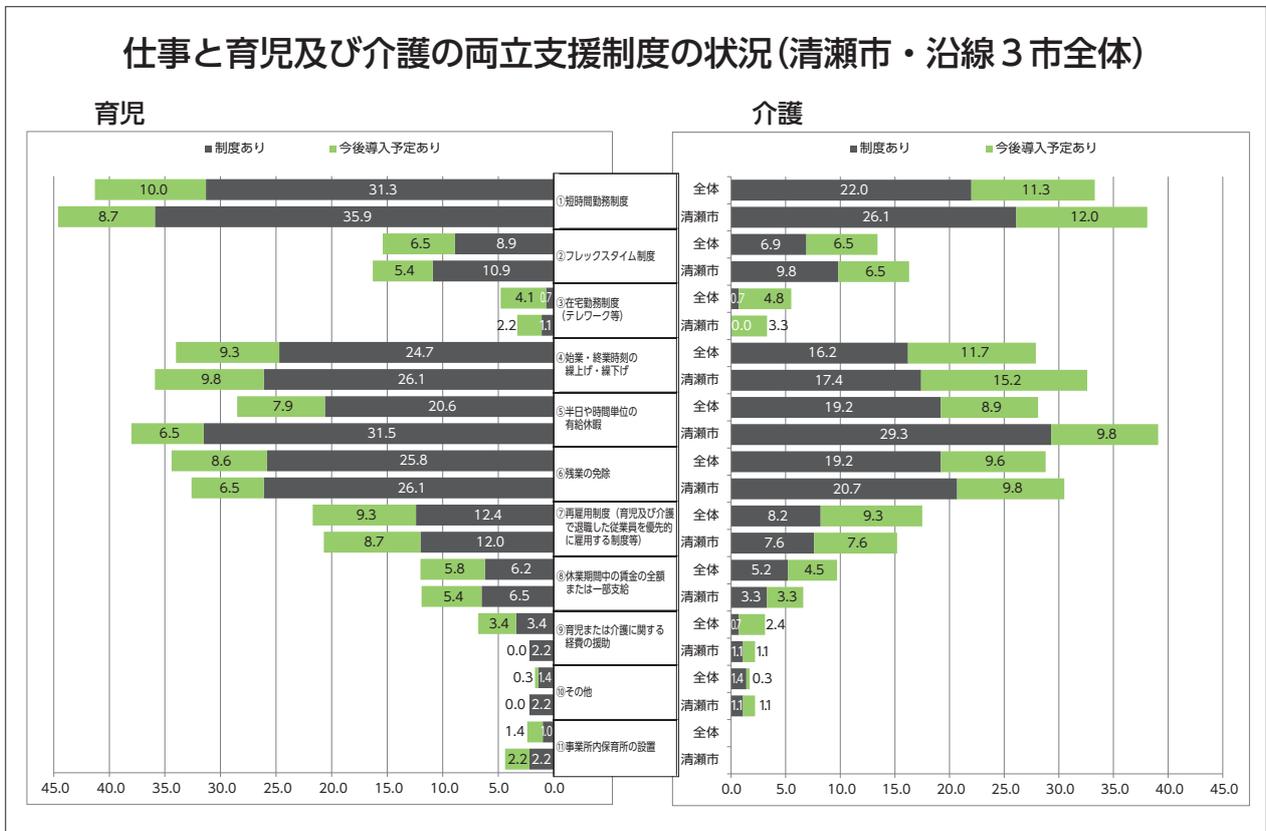
ワーク・ライフ・バランスや女性活躍のための指標に用いられる「男性の育児休業取得」については、3市比較の中では肯定的な意見が多いものの、具体的に男性従業員に取得の促進を働き掛けているかという点、「行っていない」が半数を超えています。この現状から男性が育児休業を取得しやすくするためには、「事業所内の雰囲気や風土を醸成する（34.8%）」「上司の理解を促進する（33.7%）」「男性従業員自身に育児休業を取る意識を持たせる（28.3%）」が同様に高い回答を得ています。

また、今後その必要性が高まるとされる介護休業に関しても一定の事業所が規定を持っていても実際の取得は少なく、「代替要員の補充を行わず、事務所内の従業員で業務を果たした」ところが60%と最も多くなっています。

育児・介護の両立支援策は普及や改善の余地があります

育児・介護の両立支援、復職支援制度については、①短時間勤務制度、②フレックスタイム制度、③在宅勤務制度（テレワーク等）、④始業・終業時刻の繰り上げ、繰り下げ、⑤半日や時間単位の有給休暇、⑥残業の免除、⑦再雇用制度、⑧休業期間中の賃金の全額または一部支給制度、⑨育児・介護に関する経費の援助、⑩その他、⑪事業所内保育園の設置（育児対象者のみ）の取り組みについての現状が示されています。図清8にあるように制度や取り組みのない事業所も多くみられます。今後国や都の制度改革と共に、地域の職場の実態にあった具体的な取り組みを進めることが、育児離職はもとより、性別にかかわらず介護離職を回避し、働き続けられる職場を実現できることとなります。

図清8 育児介護の両立支援制度の状況



出典：ワーク・ライフ・バランスに関する企業等意識実態調査報告書

女性活躍推進の2つの側面

国際比較でも日本の男女格差の評価が低いことの一つに、女性管理職が少ないことが挙げられます。企業実態調査では、その理由として「女性従業員が少ない又はいない」と「必要な経験・判断力を有する女性がいない」が共に20.3%となっています。「女性が管理職を希望しない」は清瀬市では7.2%で、東京都17.1%にくらべて低い一方、「(男性を含めた)従業員が女性管理職を希望しない」が東京都では0.8%に比べて4.3%（3市では8.1%）となっています。

男女格差の大きさの背景のもうひとつの側面としては、非正規職が関わっています。働く女性の56.3%が非正規職であり、この30年間一貫して増加傾向にあります。非正規職員の多くは

パートタイム、アルバイト等の短時間労働ですが、契約社員や嘱託等も含まれます。多くの女性たちが働く非正規職については、能力が公正に評価されにくく、育成や登用も不十分にしか行われていません。企業調査ではパートタイマー等の従業員に対する支援策が「ある」と回答した内容は、「正規の従業員への転換」52.2%、「正規の従業員と同じ研修機会」32.6%、「人事考課システムを導入して能力を評価」19.6%、「同一労働同一賃金」14.1%となっています。

正規職員の管理職への登用、非正規職員への能力評価やキャリア支援等を通して、女性の働く場を広げ、活性化し、その人にあった職業能力発揮の場となることが、若い世代やさまざまな事情をかかえて働く多様な人々への就労環境を整え、社会の活性化に寄与することにもなります。

2) 「清瀬市男女平等に関する意識・実態調査」

社会における男性優遇の慣行を見直して、「女性の地位の向上」と「多様な生き方と活躍の保障」が必要です

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という男女の固定的な性別役割分担の考え方について、女性の7割強、男性の6割強が反対しており、この比率は前回調査時である平成20（2008）年度よりも増えています。また、女性・若年層を中心に、「結婚する、しないは個人の自由である」「『結婚しても子どもは持たない』というのもひとつの生き方だ」「結婚生活に問題があれば離婚してもよい」といった考え方を肯定する人が多くなっています。

このように、女性や若年層を中心に従来の固定的な性別役割分担意識や結婚観の変革が進んでいるものの、社会の現状としては、依然として女性よりも男性の方が優遇されているという意識が主流を占めています。分野別に見ても、政治の場、社会通念・慣習・しきたりなどにおいては、女性よりも男性が優遇されていると認識している回答者が7割を超えています。

従来、国や行政機関では、男女の不平等を是正するため、女性があまり進出していない分野において一時的に女性の優先枠を設けるなどして、男女の実質的な機会の均等を確保するという「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」の推進を提唱し、市の審議会委員や市職員の管理職の女性割合を高めることについては、肯定的な意見が多くを占めてきました。この調査でも、政治・経済・地域などの各分野で女性のリーダーが増えることに伴う影響として、「優秀な人材が活躍できるようになる（57.1%）」、その結果、「新たな価値への認識が高まり、商品・サービスなどが創造される等の影響がある（54.2%）」等、女性の活躍を好意的に受け止める結果が出ています。

一人ひとりが自ら希望する生き方を選び、実現できる社会にするためには、男女とも固定的な性別役割分担意識にとらわれない柔軟な意識を持ち、男女間の実質的な機会の平等を図ることが必要です。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現には、男性の家庭生活への積極的な参画が必要です

家庭生活において男女平等であると考えているのは回答者の3人に1人。回答者の4割強は男性の方が優遇されていると考えています。実際に結婚している男女の家庭における役割分担を見ると、炊事・洗濯・掃除などの家事を女性が主に担っているという例が多く、男性の主体的な参加が少ない状況にあります。こうした傾向は回答者の性別や、世帯の就労の形態（夫婦共働き世帯かどうか）を問いません。働く場における女性の活躍が期待される中で、女性が仕事を続ける

には家庭生活との両立に悩み、働くことを断念せざるを得なくなるなど、女性に過度な負担が課されることが懸念されます。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、政府を中心に経済界・労働界、地方公共団体の協力の下で平成19（2007）年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定されて以来、さまざまな取り組みが行われています。しかし、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉自体の認知度が5割強、内容の理解度は3割弱にとどまっています。社会全体として仕事と家庭、地域活動の調和を推進するためには、「育児・介護に関する社会的サポートの充実（60.8%）」や、「職場の両立支援制度の充実や理解（49.5%）」、「職場やトップの理解（46.8%）」、「長時間労働の見直し（44.1%）」が必要と考えられています。今後は保育や介護の社会的サポートだけでなく、勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性の働き方等を前提とする「男性中心型労働慣行」の変革と共に、「個人の意識改革や努力（25.0%）」等、一人ひとりの自発的で意識的な取り組みが求められています。

職場における男女平等にも課題があります

一般論として女性が仕事を持って働き続けることについては、男女・年代を問わず肯定的に捉えられています。社会の現状としても男女雇用機会均等法の定着等を背景に、今日の職場では採用の条件や組織の制度としては男女の平等な取扱いが一般的となっています。しかし、現実には、賃金や昇給・昇進、業務内容などについて、依然として男女差があるという職場も見られます。

平成27（2015）年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定されました。しかし、全国的に見ると、企業や行政機関の管理職に占める女性の割合は未だ少数にとどまっています。また、「女性活躍推進法」という言葉自体の認知度は5割弱であるものの、内容の理解度は1割強にとどまっており、「男女雇用機会均等法」の認知度・理解度を大幅に下回っていることから、考え方の普及と知識の啓発を強化する必要があります。女性の働き方として、「出産・育児期間中は一時的に仕事を離れ、子育て後に再び仕事を持つこと（35.5%）」や、「結婚・出産にかかわらず仕事を持ち続けたほうがよい（37.0%）」と考える市民が多数を占めています。約10年前の前回調査に比較すると一時的に仕事を離れる考えは10%減、仕事を続けるは5%増となっており、女性が積極的に仕事を続けることがより支持されています。

近年では少子化が問題とされる一方で、妊娠・出産や育児休業等を理由に男女雇用機会均等法や育児・介護休業法に反する職場における不利益な取り扱いである「マタニティ・ハラスメント」「パタニティ・ハラスメント（育児をする男性へのハラスメント）」が社会問題となっています。制度、サービスの向上はもとより、一人ひとりが多様なニーズを理解する職場環境をつくることが求められています。

人権尊重としての男女間での暴力の防止と被害者の支援の充実が求められています

配偶者・交際相手等の間での暴力（DV）は、どのような事情のもとでも許される行為ではありません。『経済的圧迫』を除く『身体的暴力』『心理的暴力』『性的強要』等の暴力でも女性の被害者は男性を10%以上、上回っています。『経済的圧迫』は女性のほうが7%ほど上回っているとはいえ、『心理的暴力』と共に男性にも被害があり、男女のどちらか一方の性のみに限られるわけではないことがわかります。頻度にかかわらず何らかの被害を受けた人が、女性の25.8%、男性4.8%であり、ときには被害者が命の危険を感じるほどの暴力を受けていること

(女性14.8%)から、DVの問題は性別・年代を問わず市民全体に関わる重大な問題と言えます。

一般に、DVは家庭内で行われるため、被害が潜在化しやすいという特性があります。被害を早期発見できる体制と、被害者が安心して相談できる体制が不可欠ですが、被害者のうち実際にだれかに相談をしたという人は4割強であり、法律の専門家や公的機関の利用は少数にとどまっています。DVの公的な相談機関としての認知度が5割を超えているのは「警察(生活安全課等)」のみであり、市民相談や男女共同参画センターのDV相談の認知度も2割から3割台にとどまっています。

DV被害を受けても相談しなかった理由としては、「相談するほどのことでないと思った(63.0%)」など、DVを重大な問題と考えない傾向が強く、「相談しても無駄(14.8%)」、「自分にも悪いところがある(14.8%)」、「他人を巻き込みたくなかった(11.1%)」ということなども挙げられています。DVの防止や被害者支援のためには、親しい関係であっても暴力は犯罪であるという意識の啓発や、被害者の安全を確保するための緊急避難場所の整備、加害者に対する厳正な対処や処罰といった、様々な対策が必要と考えられています。

このほか、デートDVという言葉の認知度が6割台半ば、内容の理解度が5割強となっており、市民の間にデートDVに対する意識が定着しつつあります。

差別のない社会へ、性的マイノリティの人に対する理解を進めることが求められています

性的マイノリティ(性的少数者)とは、「出生時の性」と「こころの性」が一致しない“性同一性障害”、恋愛感情などの性的な意識が同性や両性に向かう“同性愛”、“両性愛”、身体の性の発達が、いわゆる典型的な男女の発達と異なる“性分化疾患、DSD”などの人々のことです。性的マイノリティという言葉の認知度は7割台半ば、内容の理解度が6割弱であり、市民の間に意識が定着しているものと見受けられます。回答者の1割弱は自身や身近な人が性別のことで悩んだり、嫌な思いをしたことがあり、限られた人だけの課題ではないということがわかります。

性的マイノリティの人の人権を守るためには、「正しい理解を深めるための教育(51.7%)」や「啓発(29.9%)」、「相談・支援体制(34.8%)の充実」が必要であると考えられています。

Ⅱ. プランの内容

1 基本理念

このプランでは、清瀬市男女平等推進条例第3条に基づき、以下を基本理念とします。

- (1) すべての人が、個人として人権を尊重され、性別を理由として直接又は間接に差別的取扱いを受けることなく、一人ひとりの個性と能力を十分発揮できる機会が確保されること。
- (2) 女性と男性が、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、自己の意思と責任による多様な生き方の選択が尊重されること。
- (3) 女性と男性が、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における責任を分かち合うとともに、家庭生活と社会活動を両立できるような環境が整備されること。
- (4) 女性と男性が、社会の対等な構成員として、さまざまな領域における活動の方針立案及び決定の過程で共同参画する機会が確保されること。
- (5) 女性と男性が、互いの性を理解し、尊重し合うとともに、性に基ついた健康が生涯にわたり維持されるよう配慮されること。



『清瀬市男女平等推進条例子どものためのガイドブック』より

2 計画の体系図

男女平等参画社会の実現

基本理念

- (1) すべての人が個人として人権を尊重され、性別を理由として直接又は間接に差別的取扱いを受けることなく、一人ひとりの個性と能力を十分発揮できる機会が確保されること。
- (2) 女性と男性が、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、自己の意思と責任による多様な生き方の選択が尊重されること。
- (3) 女性と男性が、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における責任を分かち合うとともに、家庭生活と社会活動を両立できるような環境が整備されること。
- (4) 女性と男性が、社会の対等な構成員として、さまざまな領域における活動の方針立案及び決定の過程で共同参画する機会が確保されること。
- (5) 女性と男性が、互いの性を理解し、尊重し合うとともに、性に基づいた健康が生涯にわたり維持されるよう配慮されること。

目標 1

男女共同参画による
ワーク・ライフ・バランス
の実現
(清瀬市女性活躍推進計画)

目標 2

人権の尊重とあらゆる
暴力の防止

目標 3

あらゆる分野における
男女共同参画の推進

目標 4

プランの積極的な推進

<p>課題 1</p> <p>働く場における男女共同参画の推進</p>	<p>施策 1 事業者向け情報収集・啓発、相談</p> <p>施策 2 市民向け学習・啓発、相談</p>
<p>課題 2</p> <p>女性の活躍と多様な働き方への支援</p>	<p>施策 1 女性の就労・起業支援</p> <p>施策 2 あらゆる人と働き方への支援（非正規、若者）</p> <p>施策 3 市職員の能力育成と活躍の推進</p>
<p>課題 3</p> <p>働きやすい環境づくり</p>	<p>施策 1 子育てサービスの充実</p> <p>施策 2 ひとり親支援の充実</p> <p>施策 3 介護を支える環境整備の推進</p>
<p>課題 1</p> <p>配偶者等からの暴力やハラスメント等の防止と被害者支援（清瀬市DV防止基本計画）</p>	<p>施策 1 配偶者等による暴力の未然防止と早期発見</p> <p>施策 2 DVの被害者の安全確保と自立支援</p> <p>施策 3 DV等の関係機関の連携体制の充実</p> <p>施策 4 あらゆるハラスメントやストーカー、虐待等の啓発</p> <p>施策 5 性暴力の防止と被害者支援</p>
<p>課題 2</p> <p>生涯を通したところと身体への健康支援</p>	<p>施策 1 ライフステージに応じた男女の健康づくりの支援</p> <p>施策 2 性と生殖における健康と権利（リプロダクティブヘルス・ライツ）の啓発と支援</p>
<p>課題 3</p> <p>困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備</p>	<p>施策 1 多様な性のあり方への人権配慮</p> <p>施策 2 多文化共生の視点に基づく外国人に対する支援</p> <p>施策 3 障害者に対する性差に配慮した支援</p> <p>施策 4 子どもの安全、自立、参画の推進</p> <p>施策 5 高齢者の安心と自立の支援</p>
<p>課題 1</p> <p>男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進</p>	<p>施策 1 家庭における男女平等の推進</p> <p>施策 2 男女平等の視点を伝える学校教育・学習の実践</p> <p>施策 3 生涯を通した男女平等を進める学習の場の推進</p> <p>施策 4 地域活動、市民協働の推進</p>
<p>課題 2</p> <p>メディア・刊行物における男女平等と人権の尊重</p>	<p>施策 1 情報発信能力の育成</p> <p>施策 2 人権・男女平等の視点でのメディアリテラシーの推進</p>
<p>課題 3</p> <p>政策・方針決定過程への男女共同参画の推進</p>	<p>施策 1 市政への男女共同参画の推進</p> <p>施策 2 地域活動における男女共同参画の推進</p> <p>施策 3 防災における男女共同参画の推進</p> <p>施策 4 国際化・国際的な動向の把握</p>
<p>課題 1</p> <p>庁内推進体制の充実と強化</p>	<p>施策 1 国や都との連携強化</p> <p>施策 2 庁内推進体制の充実</p> <p>施策 3 プランの進捗管理と改善</p>
<p>課題 2</p> <p>男女共同参画の推進基盤の強化</p>	<p>施策 1 男女共同参画センター事業の充実</p>

3 目標と施策の展開

目標1 男女共同参画によるワーク・ライフ・バランスの実現（清瀬市女性活躍推進計画）

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる社会をいいます。「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別役割分業意識が強かった戦後高度成長期の日本社会では、男性が世帯のための稼得労働を一手に引き受け、一方、女性が収入にはつながらない家事・育児・介護など非稼得労働を一手に引き受けてきました。このような性別役割分業社会では、長時間労働を当たり前とするような企業文化が生まれ、女性が実際に働き続けることを難しくしてきました。しかし、現実には30年ほど前から「男性雇用者と無業の妻」と「共働き世帯」の割合は拮抗し、平成9（1997）年以降は共働き世帯が上回り、平成28（2016）年、共働き世帯1129万世帯、無業の妻世帯664万世帯と、その差は一層広がる傾向にあります。（図 I-1）

しかし、男性の労働慣行といわれる長時間労働に変化がなければ、男性の家事・育児・介護の役割分担は進みません。女性の職業における登用も、長い間、見るべき進展はありませんでした。その結果、女性の経済分野の活動と意思決定への参画における日本の男女格差は大きく、世界各国の中での、日本のジェンダー格差（GGI）の低評価（144カ国中114位）の要因ともなっています。また、女性の職業と家庭の負担の大きさは少子化を加速する要因の一つであることから、平成15（2003）年施行の少子化社会対策基本法や次世代育成支援対策推進法などの関連法案でも、労働環境と子育て支援策の双方の改善がうたわれています。

『清瀬市男女平等に関する意識・実態調査』にあるように、男性も、会社人間としての経験ばかりを望む人たちがばかりではなく、仕事と生活の調和を望む人が増えています。男性が育児や介護などにもかかわり、地域活動にも参加できるように「働き方」を見直し、男性中心型の労働慣行を改革する取り組みを進め、ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方が広がれば、女性も仕事を続けていける可能性が高まります。

すべての人々がワーク・ライフ・バランスを実現できるように、育児や介護の社会的な環境整備を整える必要があります。

目標1 男女共同参画によるワーク・ライフ・バランスの実現
（清瀬市女性活躍推進計画）

課題1 働く場における男女共同参画の推進

課題2 女性の活躍と多様な働き方への支援

課題3 働きやすい環境づくり

目標値

	指 標	実績	目標値 平成39年度 (2027)
1	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という言葉を知っている人の割合	平成28年度 52.9%	70%
2	市職員で「育児休業制度」を利用した事のある男性の割合	平成28年度 0%	30%
3	市職員で課長職等以上の管理職の女性の占める割合（事務系）	平成28年度 10.2%	30%
4	日々の生活の中で「仕事」「家庭」「地域・個人の生活」のうち希望していないのに「仕事」を優先する男性の割合	平成28年度 29.8%	10%
5	育児の協力をお願いや相談できる場所(人)がまわりにあると言う人の割合	平成29年度 25.5%	50%

【出典】

- 1…清瀬市男女平等に関する意識・実態調査 問32
- 2…清瀬市特定事業主行動計画 *男性職員の出産介護休暇（2日）及び育児参加休暇（5日）の取得率を100%とする。
- 3…清瀬市特定事業主行動計画
- 4…清瀬市男女平等に関する意識・実態調査 問10（男性は希望では7.1%、現実には36.9%）
- 5…平成29年 清瀬市市政世論調査 問7

課題1 働く場における男女共同参画の推進

働くことは、生活の経済的な基盤を支えるとともに、自己実現にもつながります。だれもが「仕事」と「生活」の二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮できる社会づくりは、多様性の尊重、持続可能な経済発展や企業の活性化という点からも、きわめて重要な意義をもっています。

しかし、実態としては、固定的な性別役割分担意識が根強く、社会的環境整備も不十分なために、育児や介護などに直面した場合に、多くの場合、女性が自分の希望とは異なり、就労が継続できなくなり、退職するようになっていきます。出産を機に退職する女性労働力率のM字型カーブは、まだ解消されていません。（図I-2）長時間労働や転勤を当たり前とする男性中心型の労働慣行も根強く、女性が働き続ける際の壁となっており、男性にとっても、子育てや介護のみならず、日常生活をマネジメントし充実させる際の障害にもなっています。

家庭の中でも、無業の妻を持つ男性と共働きの妻を持つ男性の家事時間に差はなく（図I-5）、働く女性たちの負担の重さを示しています。また、男性が家事・育児を担うか否かが、第2子以降の子どもを持つことにも影響があると報告されています（図I-6）。

国や自治体の施策も、一定程度進んでいますが、働く現場では、取り組みが十分とはいえず、育児休暇、介護休暇を取得するためには、「職場の環境」が挙げられているのが現実です。（図I-7、I-8）職場における環境を整備して、働く人々の意識を変えるためにも、組織的な取り組みが必要であることが明らかとなっています。

■ 施策

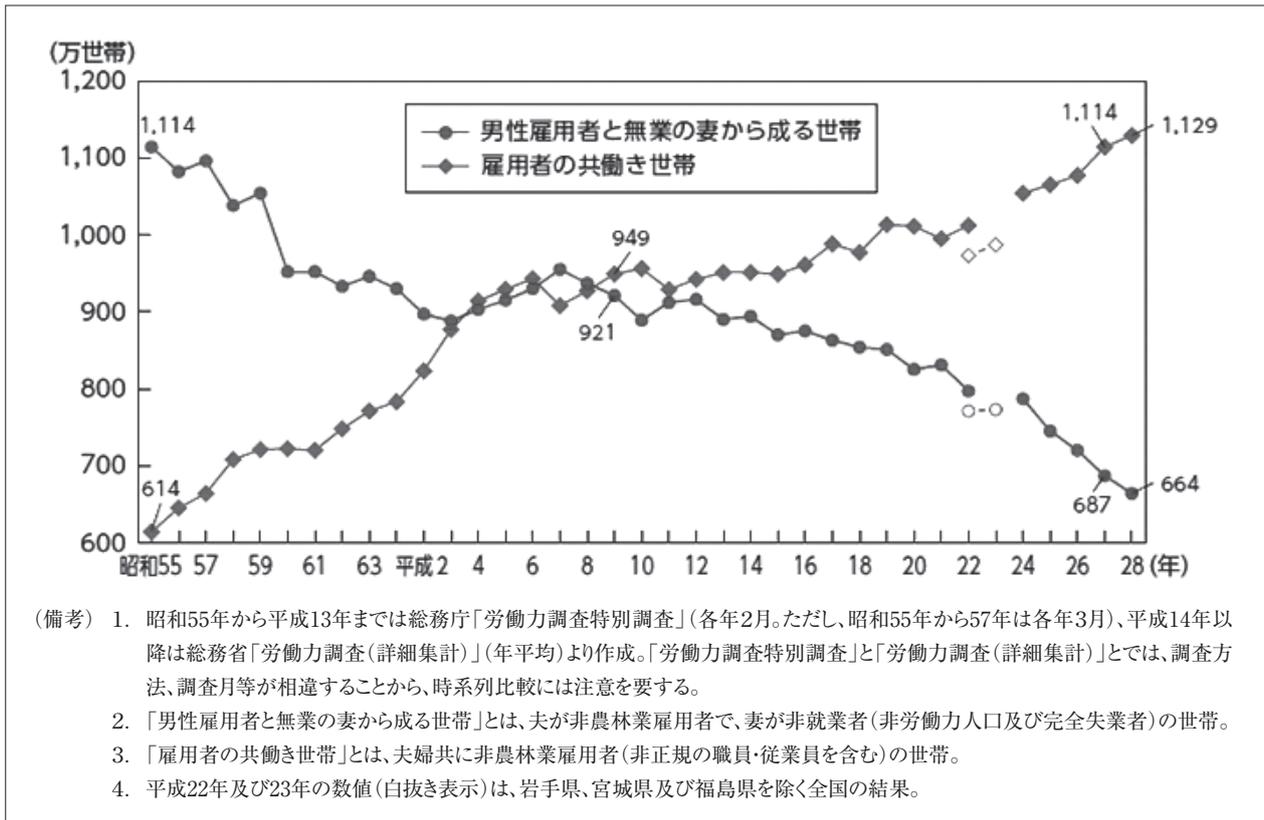
課題 1

働く場における男女共同参画の推進

施策 1 事業者向け情報収集・啓発、相談

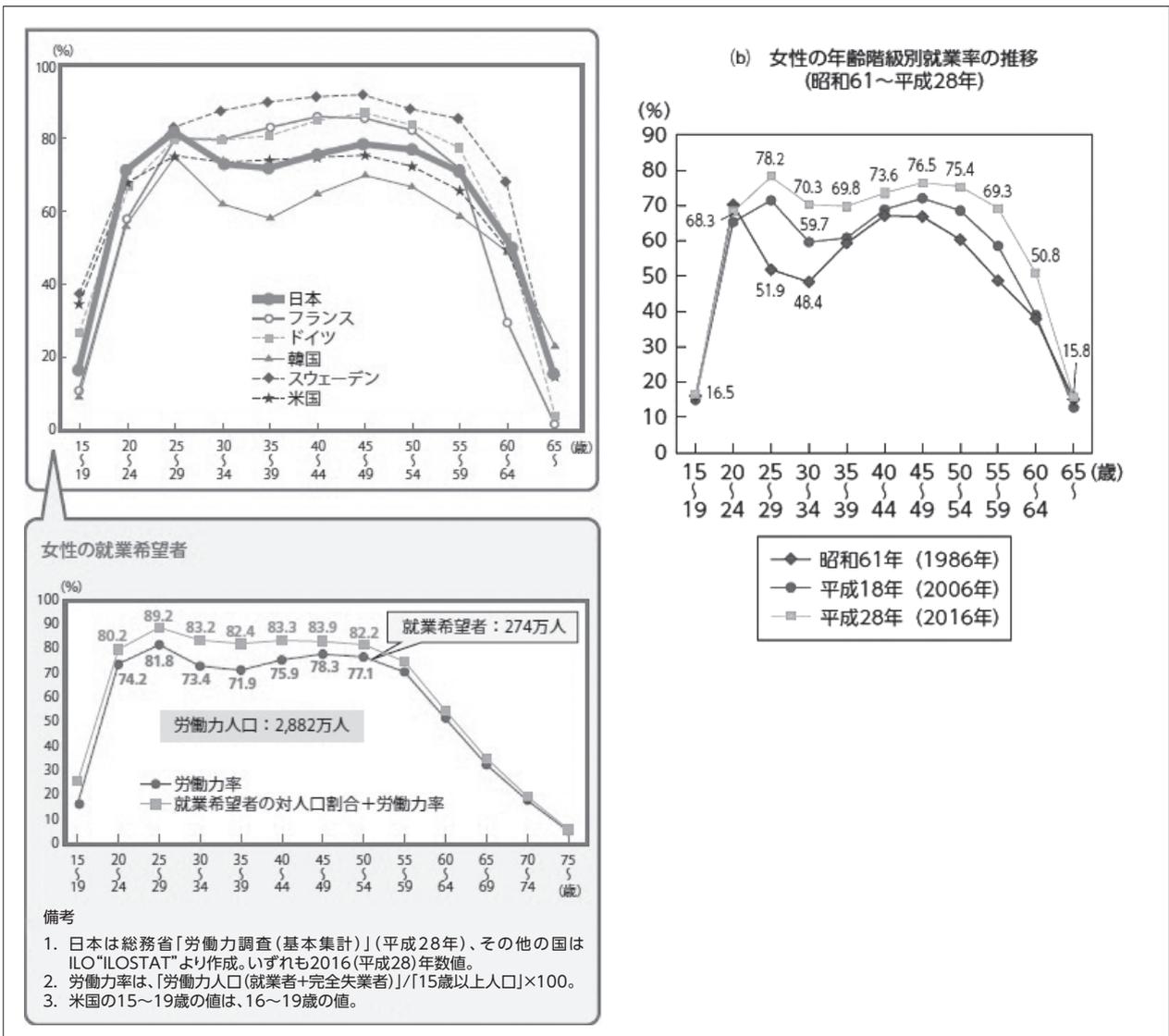
施策 2 市民向け学習・啓発、相談

図 I-1 共働き等世帯数の推移



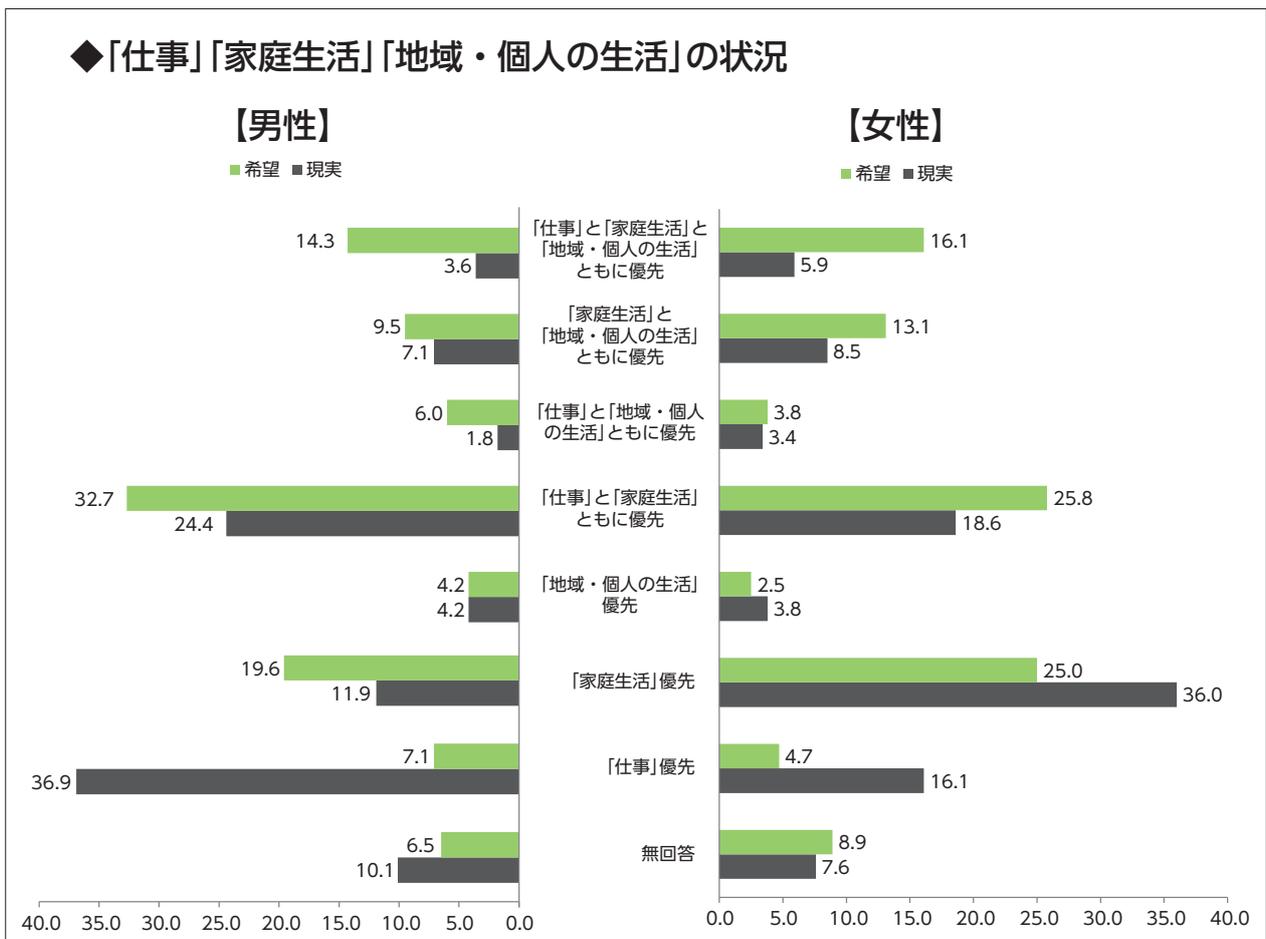
出典：「男女共同参画白書」(平成29年6月 内閣府男女共同参画局)

図 I-2 女性の年齢階級別就業率の推移



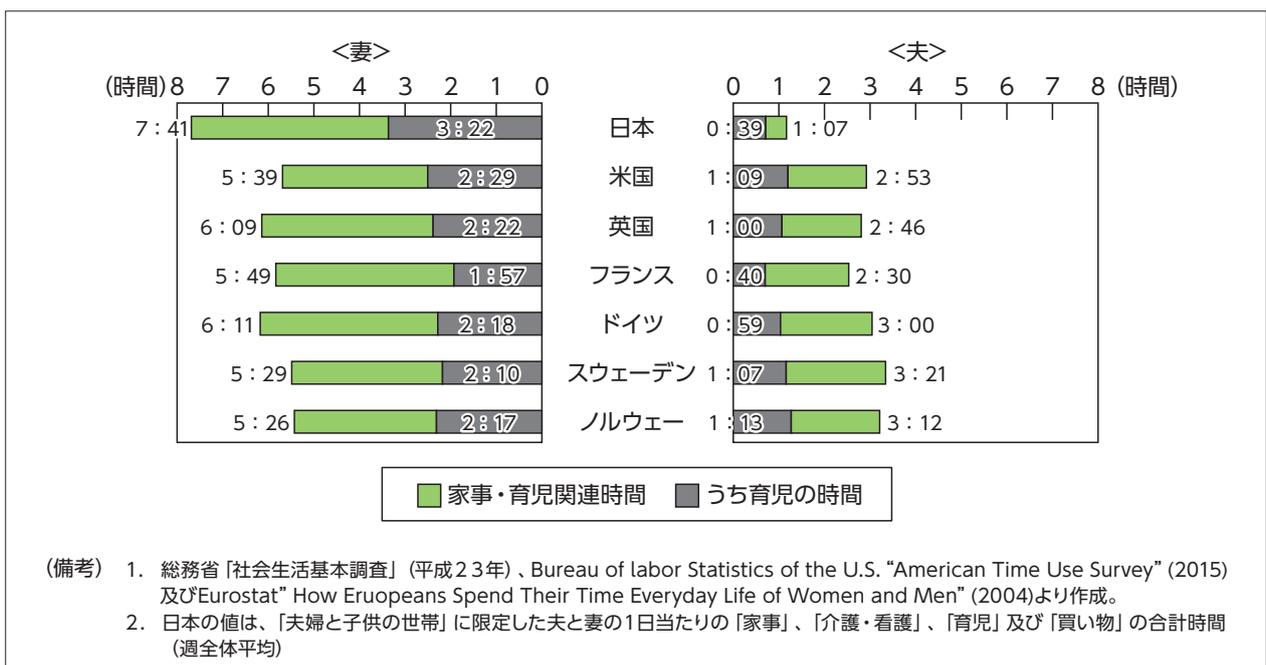
出典：労働力調査（総務省 平成28年度）

図 I-3 「仕事」「家庭」「個人の生活」の希望と現実の一致状況



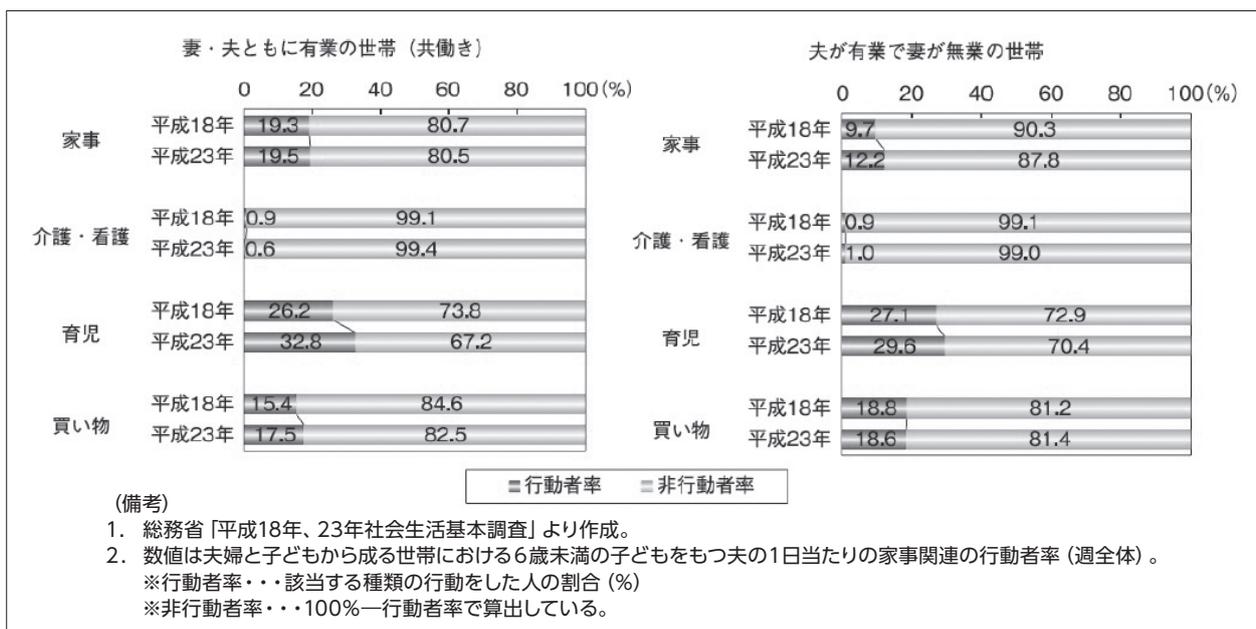
出典：「清瀬市男女平等に関する意識・実態調査」（平成28年度 清瀬市）

図 I-4 6歳未満の子を持つ夫の一日当たりの家事育児時間の国際比較



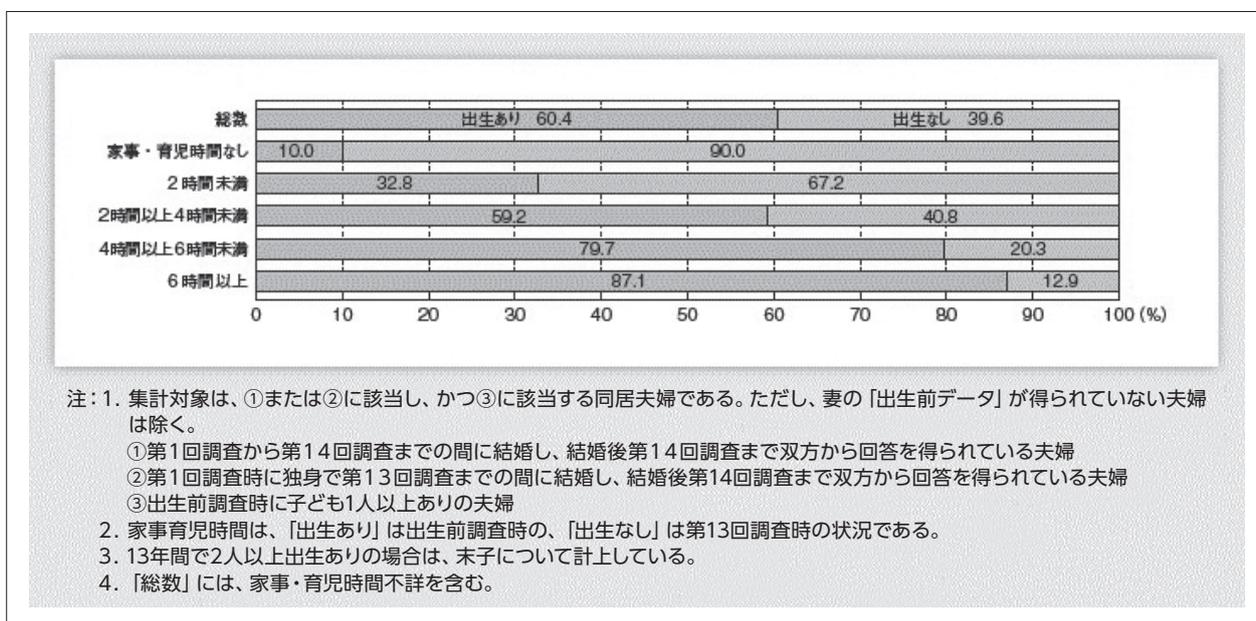
出典：「男女共同参画白書」（平成29年6月 内閣府男女共同参画局）

図 I-5 6歳未満児を持つ夫の生活時間



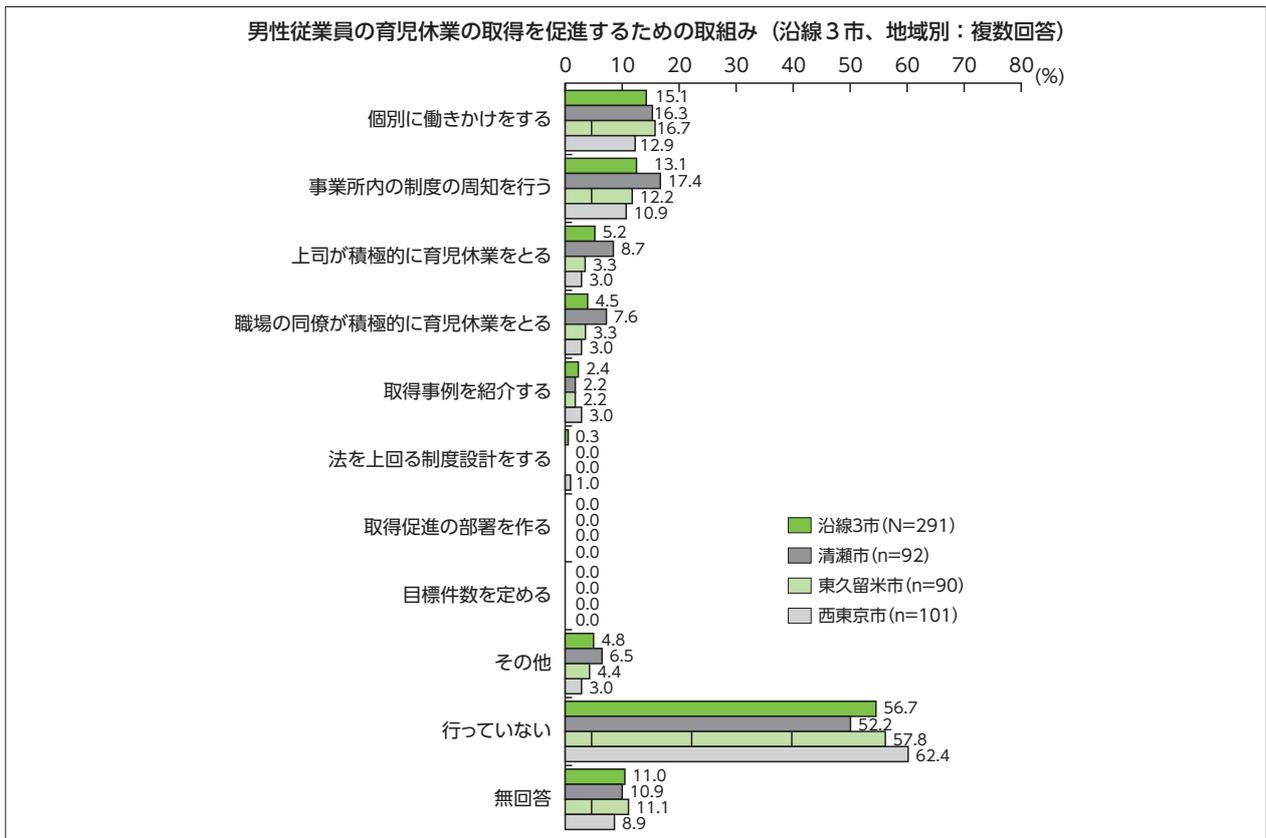
出典：「平成18年・23年社会生活基本調査」（総務省）

図 I-6 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生の状況



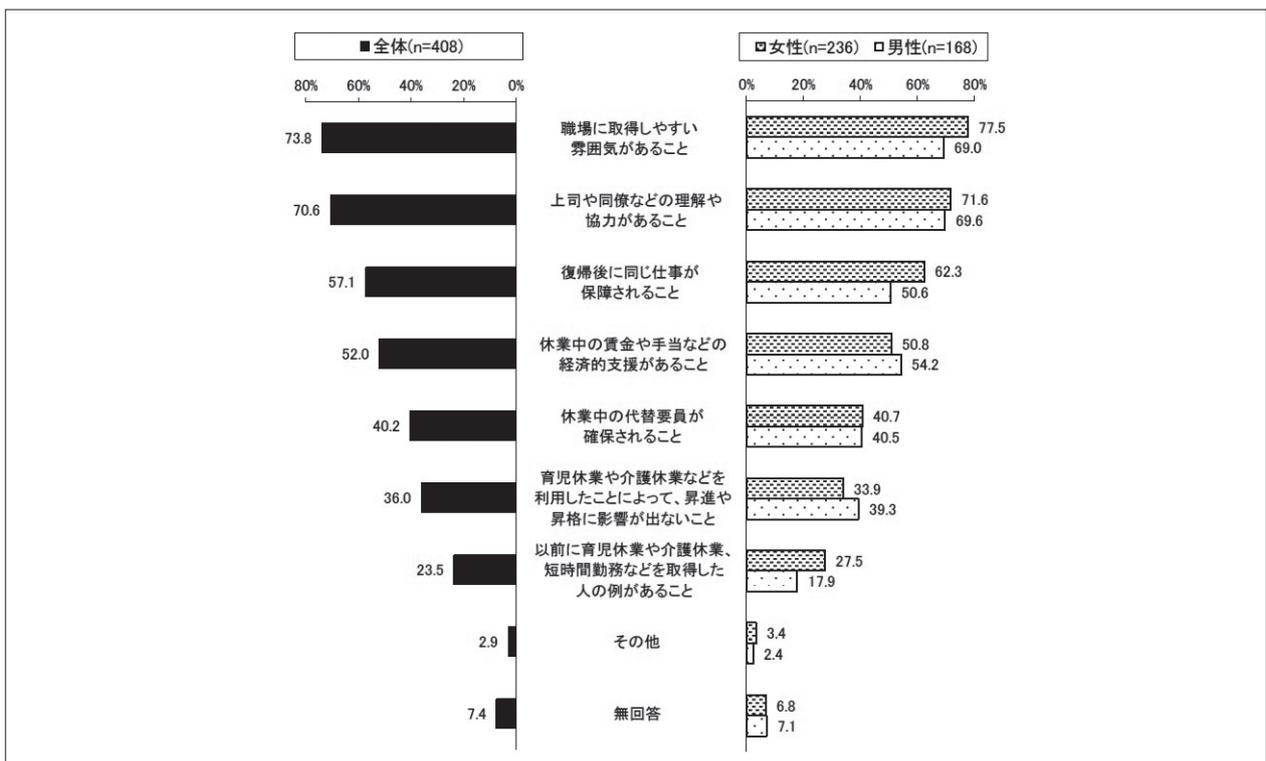
出典：「第14回21世紀成年縦断調査」（厚生労働省 平成14年）

図 I-7 男性従業員の育児休業の取得を促進するための取り組み



出典：ワーク・ライフ・バランスに関する企業等意識実態調査（平成28年度 沿線3市）

図 I-8 沿線3市 男性が育児休業を取得しやすくするために必要なこと（3市 清瀬市のみ）



出典：ワーク・ライフ・バランスに関する企業等意識実態調査（平成28年度 沿線3市）

施策1 事業者向け情報収集・啓発、相談

施策1では、人々が働くあらゆる場において、男女ともに、仕事と生活を両立させる働き方を実現するために、事業者に対して、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、農業を含めた女性の活躍支援を行います。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
1	1	1	1	事業者向けワーク・ライフ・バランスの推進	事業者、特に100人以下の中小企業向けに、長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランス、女性の登用などの情報を提供し、ワーク・ライフ・バランスの認識と対応を進めます。	産業振興課
					地域の事業等に多様で柔軟な働き方、女性の登用、ワーク・ライフ・バランスについての調査、情報提供、啓発等の働きかけを行います。	男女共同参画センター
1	1	1	2	職場のワーク・ライフ・バランス環境整備の推進	ワーク・ライフ・バランスの推進のため、事業者向けの一般事業主行動計画の策定、認証取得等の情報提供、啓発等の働きかけを行います。	産業振興課
1	1	1	3	公共調達を通じた女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの推進のため、事業者の一般事業主行動計画の策定、認証取得等を、公共調達への記載や加点項目とする等、総合評価方式を採用する段階において検討します。	総務課
1	1	1	4	女性活躍推進協議会等の検討	男女平等推進委員会等において、女性活躍推進と地域ネットワーク、協議会設立を検討します。	男女共同参画センター
1	1	1	5	農業における女性の活動支援	農協等農業団体に向けた女性の活躍の推進と、女性農業者の支援を促進します。	産業振興課
1	1	1	6	農業における男女共同参画の推進	市内の女性農業者の状況や活躍の可視化を進めます。	男女共同参画センター、関係各課

施策2 市民向け学習・啓発、相談

施策2では、広くワーク・ライフ・バランスの課題に関する啓発や相談等、男女のワーク・ライフ・バランスの推進に関する事業を行います。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
1	1	2	1	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	多様で柔軟な働き方、女性の登用、ワーク・ライフ・バランスについての情報提供、学習等を充実させます。	男女共同参画センター
1	1	2	2	女性の就労・キャリア形成に向けた支援	「同一価値労働同一賃金」「雇用形態と制度」等女性や若者への現状や課題を学ぶ場、相談できる場を充実させます。	男女共同参画センター
1	1	2	3	労働相談の充実	市民向け労働相談を多様なニーズに対応できるように充実させます。	秘書広報課
1	1	2	4	市民に向けたワーク・ライフ・バランスの推進	育児、介護等の男性向け男女共同参画にかかわる講座等、学習・啓発事業を充実させます。	男女共同参画センター 生涯学習スポーツ課
1	1	2	5	市民活動の支援【再掲3-1-4-3】	市民活動を活性化し能力発揮の場となるよう、情報提供や活動の場の提供など、NPOや社会的企業の活動を支援します。	企画課

課題2 女性の活躍と多様な働き方への支援

我が国でも、最近では、ダイバーシティ（多様性）という考え方に基づいて、性別、国籍、年齢、障害の有無にかかわらず、従業員がその能力を発揮できるような環境づくりによって、組織の活性化を図り、競争力を高めようという取り組みを進める企業が増えつつあります。しかし、女性が組織の中で活躍するには、なお目に見えないガラスの天井があると言われることが多く、そう簡単なことではありません。採用からキャリア形成、登用等、雇用の様々な段階で能力の育成を進める必要があります。

清瀬市では従業員300人以下の中小企業や医療・福祉分野の事業所が多いという特徴がある一方、他市と同じく、パートタイムなど多様な働き方をする女性が多いという現状があります。短時間労働や起業などを望む人々には、個人の選択を尊重しながら、それぞれの働き方において職業能力を育て、平等な評価を得、職業を通して社会を支える担い手となることが期待されています。

女性活躍推進法では従業員300人以上の事業主と、すべての自治体に特定事業主行動計画を策定し、率先して女性職員の能力を育成し、より責任のある立場への登用を進めることが求められており、清瀬市では平成28（2016）年に同計画を策定しています。

清瀬市の女性管理職割合は10.3%で、東京都の平均（18.8%）には至っていません。平成26（2014）年に行った清瀬市職員対象の調査では「女性職員が管理職を希望しない理由」として「自分の能力に不安がある」「自信がない」という理由が女性職員に多くみられました。しかし、同じ職場の男性の目からは同様の質問に対して、女性の職業能力や自信のなさという評価はほとんどみられず、勤務時間の長さからくる「子育て」「家庭」等との両立の難しさが原因として挙げられています。女性の職業生活における活躍には、女性自身の自己評価（能力や自信）を養成していくことも必要です。

社会的環境、職場環境、女性自身の内面的なキャリア形成の意欲やチャレンジという3つの側面のどれかが、変わっていかなければ本来の女性活躍はあり得ません。また、そのような変化は性別を問わず、だれもがワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なことであると考えます。

■ 施策

課題2

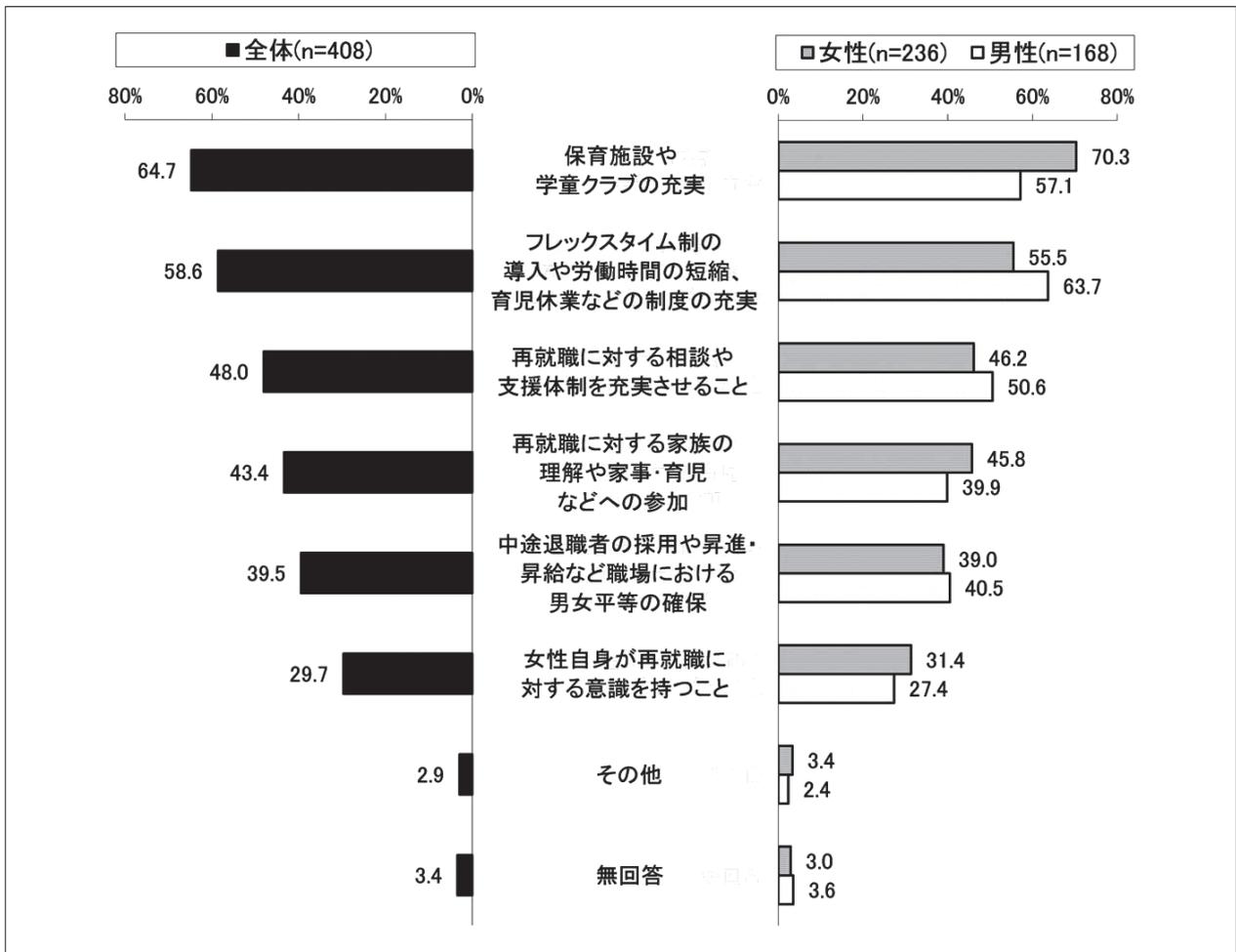
女性の活躍と多様な働き方への支援

施策1 女性の就労・起業支援

施策2 あらゆる人と働き方への支援（非正規、若者）

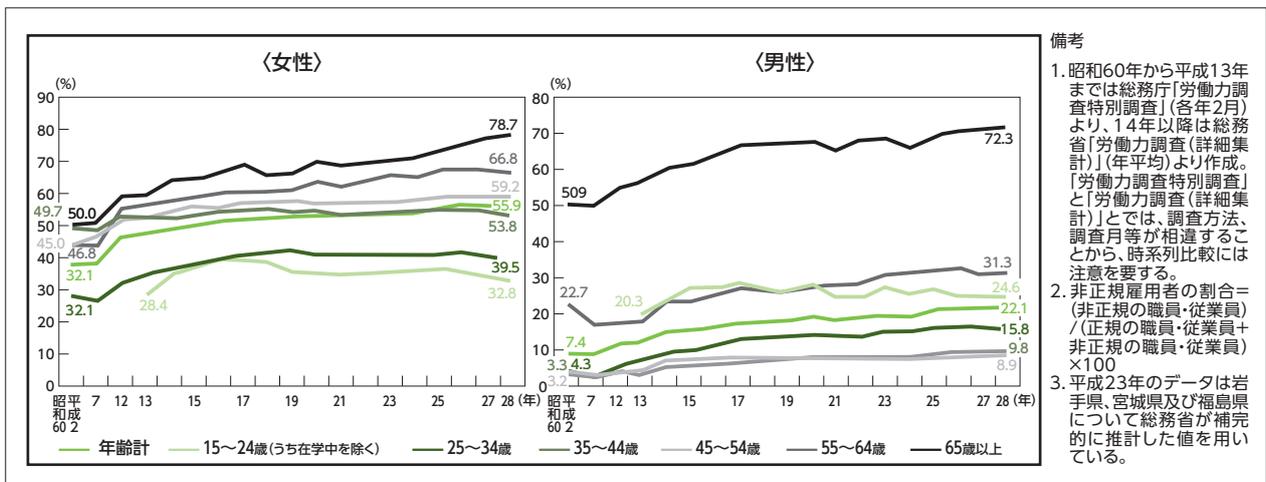
施策3 市職員の能力育成と活躍の推進

図 I-9 清瀬市意識調査 女性が結婚出産後も就労を継続する上で必要なこと



出典：「清瀬市男女平等に関する意識・実態調査」（平成28年度 清瀬市）

図 I-10 非正規雇用比率の推移



出典：「労働力調査特別調査」（総務省）

図 I-11 清瀬市・東京都区市町村 女性管理職割合比較

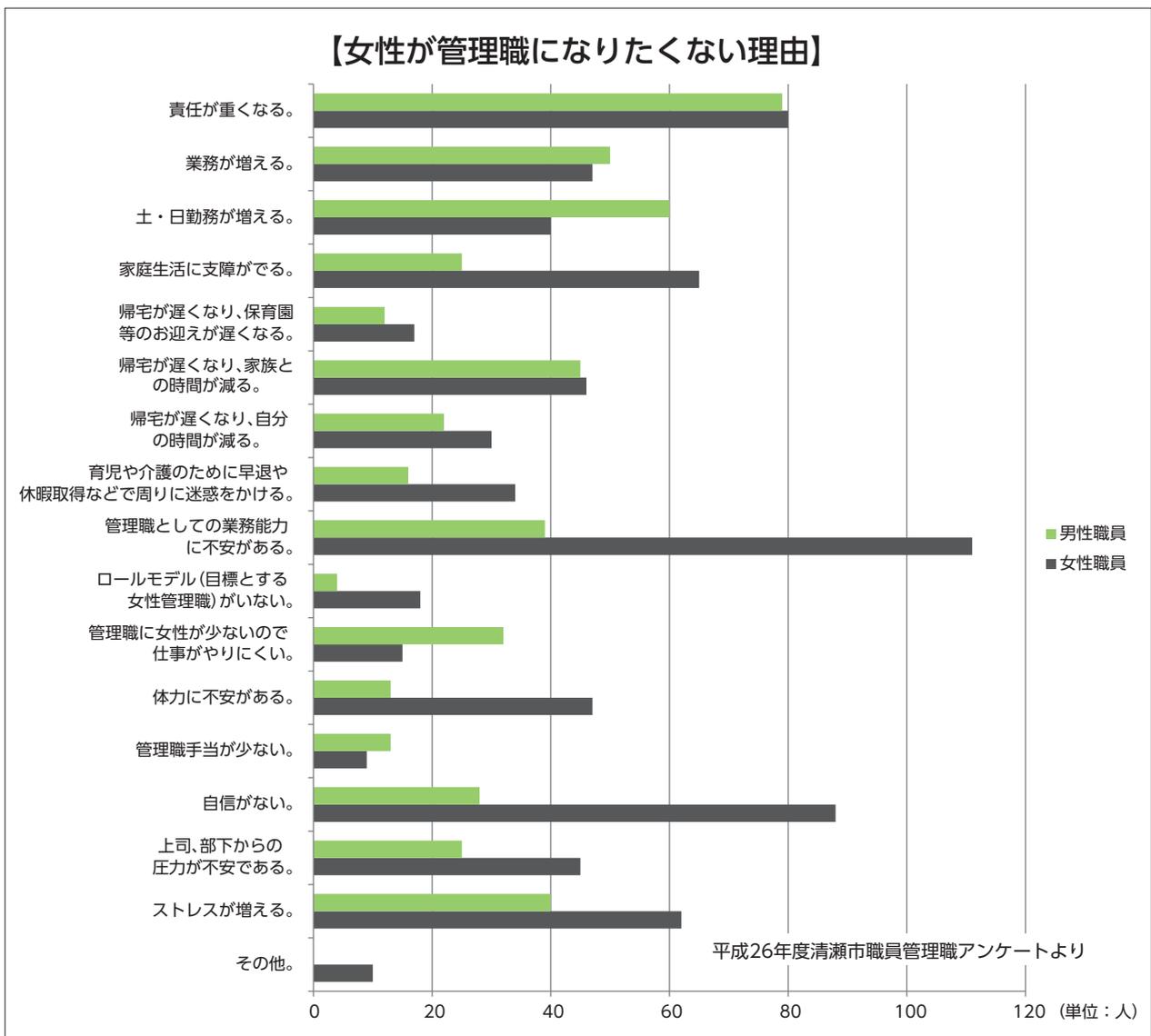
係長・課長以上（事務系）

（単位：人）

	管理職 総数	うち女性	割合	係長級 総数	うち女性	割合
清瀬市	39	4	10.3%	70	18	25.7%
東京都	1,691	318	18.8%	4,991	1,770	35.5%
区市町村平均	3,865	519	13.4%	10,279	2,452	23.9%

出典：「平成29年度区市町村男女平等参画施策推進状況調査結果」（東京都）

図 I-12 女性職員が管理職になりたくない理由【清瀬市】



出典：「女性管理職に関するアンケート」（平成26年清瀬市）

施策1 女性の就労・起業支援

施策1では、市民・様々な業種の事業者とともに、現実の課題を探りながら、女性の活躍の場を広げる方策を進めます。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
1	2	1	1	女性のキャリア支援等の推進	女性の再就職、転職、キャリアアップのための研修・学習を行います。	産業振興課
1	2	1	2	働き方の支援の充実	女性の働き方、就業継続や再就職等、様々なニーズに効果的な講座、情報提供、相談等の事業を充実させます。	男女共同参画センター
1	2	1	3	女性の起業活動に対する支援の充実	女性の起業に関する講座、情報提供、相談、ネットワーク等包括的な支援を行います。	産業振興課 男女共同参画センター

施策2 あらゆる人と働き方への支援（非正規、若者）

施策2では、だれもが、この地域で暮らし、働き続けることができるようになることは、これからの社会を描くために欠かせないことを踏まえ、組織の中での評価を得にくいパートタイムや起業等多様な形で働く女性・若者への支援を充実させます。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
1	2	2	1	若者・多様な就労形態の人々への支援	就労経験の少ない若者・非正規等多様な形で働く人への情報提供、講座を行います。	産業振興課
					若者・非正規等多様な形で働く人への情報提供、講座の実施、ハローワーク情報の提供を行います。	男女共同参画センター

施策3 市職員の能力育成と活躍の推進

施策3では、女性活躍推進法に定められた清瀬市特定事業主行動計画に基づき、自治体としての清瀬市自身が地域の事業者として現状から変革のための取り組みを進めます。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
1	2	3	1	女性職員の活躍推進に向けた取り組み	女性職員の能力育成のための研修や相談制度を充実させます。	職員課
1	2	3	2	庁内の女性職員の職域拡大、管理職登用における政策・方針決定への女性の参画推進	女性職員の多くの分野への職域拡大、管理・監督職への登用を推進します。	職員課
1	2	3	3	ハラスメント防止に向けた啓発	職員の男女平等・ハラスメント防止・働き方の見直し等の研修を充実させます。	職員課
1	2	3	4	職場の環境づくり	長時間労働、職場慣行の見直しと制度改革を図ります。	職員課

1	2	3	5	職員が子育てを担いながら働くための環境整備	市の男性職員の育児休暇の取得推進のための「育児のための休暇、休業等に関する職員ハンドブック」の周知、情報提供、相談を充実させます。	職員課
1	2	3	6	職員が介護を担いながら働くための環境整備	介護に必要な休業制度の周知、市職員の介護離職等を防ぐための情報提供・相談体制を充実させます。	職員課

課題3 働きやすい環境づくり

就労を継続するには、企業内のみならず、社会が育児や介護の支援をすることが必要です。清瀬市はそのために、子育てサービスやひとり親家庭への支援を充実させてきました。今後「女性の職業生活における活躍」や多様な働き方を実現しようとする今、継続的かつよりニーズにあった子育て支援策が必要とされています。

また、女性の中でも、日本では特に厳しいと言われる母子世帯の経済状況を背景にひとり親家庭への支援には特別な配慮が必要です。平成24年度の調査(*3)では母子世帯の年収は平均で250万円、稼働所得は183万円です。児童のいる世帯平均年収697万円と比較すると、その厳しい現実が分かります。特に約半数を占めるパート・アルバイトの年収はさらに低く、また、父子家庭の場合、地域とのつながりが少なくなりがちで、相談できる場や関係も持ちにくいという課題も指摘されています。子育てをしながら働ける環境を整備・充実することは、だれもが安心できる社会づくりにもつながります。

子育てばかりでなく、介護にかかわる働く人のニーズは量的に増大し、支援の社会的基盤整備が問われています。男性介護130万人時代とも言われる中、介護は男女共同参画社会のひとつの姿を実現すべきところです。男性も介護の担い手であることはもちろん、介護離職の8割は女性が占めています。介護と仕事の両立は個人的な問題だけではなく、中核的な担い手を失う職場や社会の損失とも言えます。また、都市部では多くの人々が現実に経験すると思われる遠距離介護や、子育て時期に介護を抱えるダブルケアの問題等も今後増加すると言われています。

このような状況に対応しつつ、働きながら子育てや介護との両立を図れるような支援の体制を整えることが必要です。

*3 厚生労働省 平成24年「国民生活基礎調査」

施策

課題3

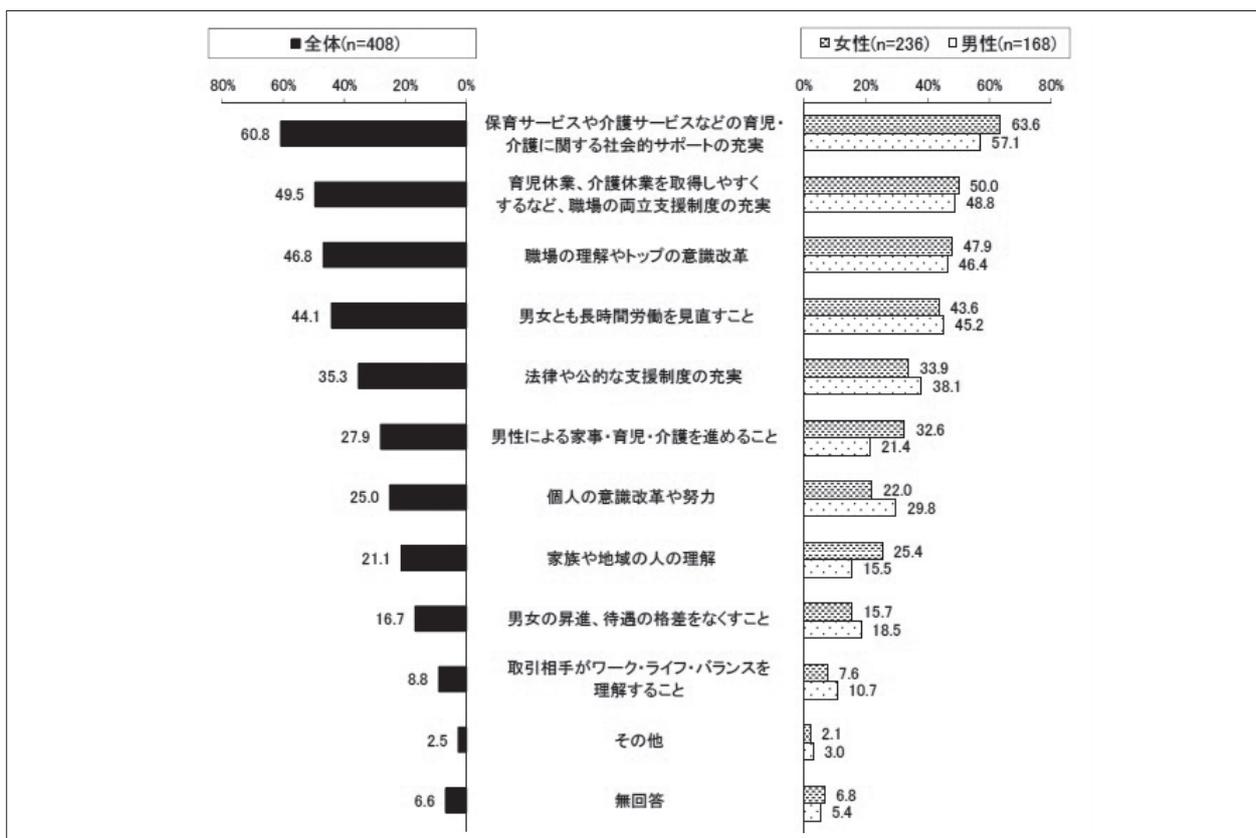
働きやすい環境
づくり

施策1 子育てサービスの充実

施策2 ひとり親家庭支援の充実

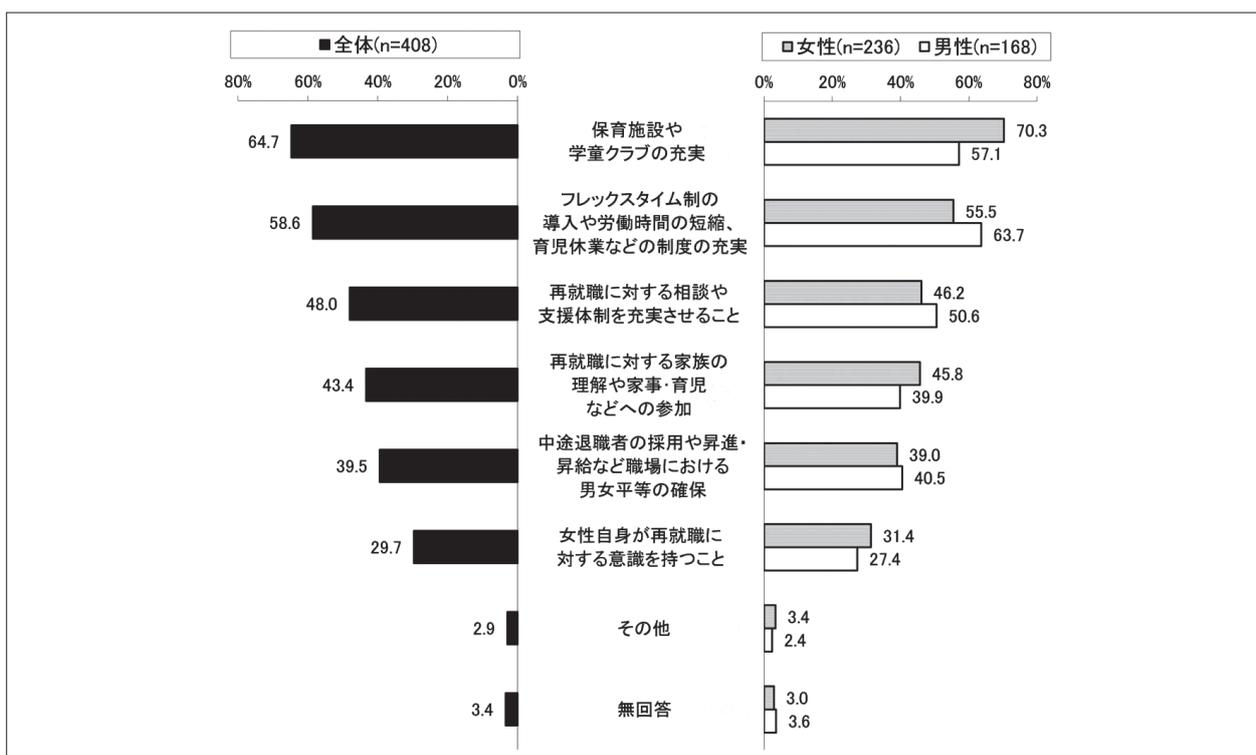
施策3 介護を支える環境整備の推進

図 I-13 ワーク・ライフ・バランスの実現のために必要なこと



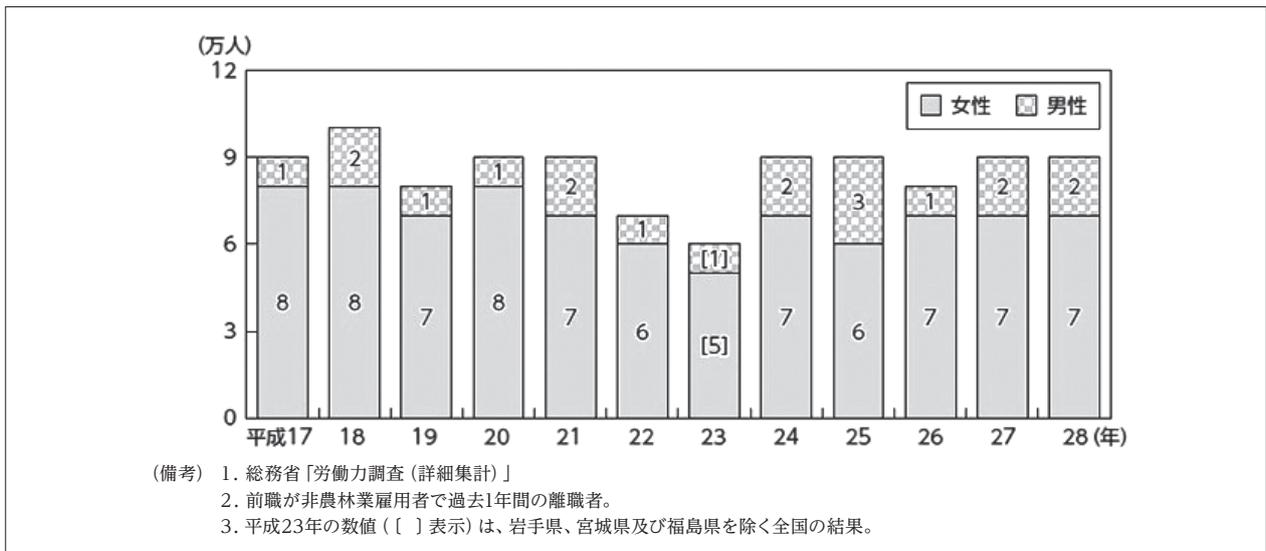
出典：「清瀬市男女平等に関する意識・実態調査」（平成28年度 清瀬市）

図 I-14 一度仕事をやめた女性が再就職する上で必要なこと



出典：「清瀬市男女平等に関する意識・実態調査」（平成28年度 清瀬市）

図 I-15 介護・看護を理由に離職転職した者



出典：平成29年度「男女共同参画白書」(内閣府)

施策1 子育てサービスの充実

施策1では、働きながら子育てをする基盤を固めながら、病気や障害など一人ひとりの子どもと家族のニーズによりそった支援ができるような体制をより推進します。また、就学以降の年齢の子どもの居場所や相談場所、成長できる場づくり等子どもへの支援を通して、親も安心して仕事と家庭の両立を図ることができる環境整備を推進します。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
1	3	1	1	子育てに関する相談窓口の充実	妊娠前から18歳未満の子どもがいる家庭のあらゆる相談を実施します。	子ども家庭支援センター
1	3	1	2	子どもが気軽に相談できる窓口の充実【再掲2-1-1-4】	子どもからの悩みを相談できる場としての機能を充実させます。	子ども家庭支援センター 児童センター
1	3	1	3	多様な保育ニーズにこたえるサービスの充実	ショートステイ、ファミリー・サポート・センター事業、養育支援ヘルパー派遣、ホームビジター派遣等、子育てサービスの周知を図ります	子ども家庭支援センター
					病児・病後児等ニーズに合った支援を充実させます。	子育て支援課
					子育て支援事業(ひろば等)の会場提供、保育室利用促進、子育て情報提供、保育付き事業の充実など、子育て期のニーズに合った機会と情報提供を進めます。	男女共同参画センター
1	3	1	4	保育園での多様なニーズにこたえる事業の充実	延長保育等多様な保育ニーズへの対応等、利用しやすい保育園事業を進めます。	子育て支援課
1	3	1	5	子育てする親のネットワークの充実	子育て中の親のグループの育成と地域での活動支援を進めます。	子ども家庭支援センター
					「みんなで遊ぼう」や「父親講座」等子育て中の父親の集う場を充実し、交流やネットワークの育成と地域での活動支援を進めます。	児童センター
1	3	1	6	子育て支援団体の連携の充実	子ども関連機関との情報交換、事業協力など連携を進めます。	子ども家庭支援センター
1	3	1	7	養育協力家庭の育成と支援	養育協力家庭についての周知や啓発を進めます。	子ども家庭支援センター

1	3	1	8	親子の居場所づくりの充実	乳幼児親子の居場所づくりとして児童館事業の充実を進めます。	児童センター
1	3	1	9	子どもの居場所づくりの充実	子どもの居場所づくりとして児童館、放課後子ども教室等の充実を図ります。	児童センター
1	3	1	10	障害児保育の充実	研修や巡回相談等を通して、障害児に対する理解を深め保育の質的向上を図ります。	子育て支援課 障害福祉課
1	3	1	11	学童クラブ等の充実	学童クラブの多様なニーズへの対応等利用しやすい事業を進めます。	子育て支援課
					障害のある子どものための放課後、長期休暇中の療育事業「放課後等デイサービス」を充実させます。	障害福祉課
1	3	1	12	授乳室等の整備	公共施設における子育てにやさしい施設づくり（授乳室、おむつ替え、キッズスペース、保育室等）、男性も利用可能なベビーカーチェア配備等を推進します。	関係各課

施策2 ひとり親家庭支援の充実

施策2では、母子家庭の就労環境や経済的な困難ばかりでなく、父子家庭も含めて、それぞれの家庭のニーズにあった地域の支援を充実させます。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
1	3	2	1	ひとり親の子育て支援の充実	ひとり親家庭への助成制度の周知を進めます。	子育て支援課
					ひとり親家庭ホームヘルプサービスを通じ、ひとり親家庭の子育てを支援します	子ども家庭支援センター
1	3	2	2	安定と自立のための支援活動の充実	ひとり親家庭の経済的基盤の確保と自立のための技能習得等を支援します。	生活福祉課

施策3 介護を支える環境整備の推進

施策3では、多様な介護状況にあわせて支援の形をつくり、働きながら介護を行う人が、精神的、身体的、経済的に過重な負担を負うことなく、介護される人も尊厳をもって生きることができるとの知識、考え方、支援体制などの整備に取り組みます。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
1	3	3	1	安心して介護できる体制づくり	介護離職、遠距離介護等、介護に関する情報提供、学習啓発を実施します。	男女共同参画センター
					高齢者支援施設や介護離職、遠距離介護等に関する情報提供、相談窓口の周知、利用しやすさを図ります。	地域包括ケア推進課
					多様なニーズにこたえる介護関連の制度、事業についてわかりやすい周知・啓発を充実させます。	高齢支援課
1	3	3	2	地域の見守り体制の推進及び充実	高齢者の見守り等ふれあい協力員、認知症サポーターの養成等学習と人材育成の場の推進を図ります。	地域包括ケア推進課
1	3	3	3	家族介護者への支援の推進	家族介護する立場の人のニーズの把握に努め、介護者のネットワーク形成を支援します。	地域包括ケア推進課

目標2 人権の尊重とあらゆる暴力の防止

清瀬市男女平等推進条例にあるように、人権の尊重はプランの基本となる理念です。「あらゆる人の人権を尊重する」「暴力に反対する」「人が健康に生きる権利」に異論のある人は少ないでしょう。しかし、ある状況や関係の間に問題が起こるとき、それを訴えたり、問題を抱えた人を支援したりすることが容易ではない時があります。

DV（配偶者等からの暴力）をはじめとする「女性に対する暴力」は、暴力による直接的な女性差別であり、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。その暴力を理解し、被害者への支援をさらに強力に推進することが世界的にも求められています。同時に、性別にかかわらず、すべての人の性自認が尊重され、年齢、障害や言語文化にかかわらず、差別や暴力の加害者にも被害者にもならない社会の形成に参画することが必要です。

また、「生涯を通したところと身体の健康、特に性差に配慮した支援や性と生殖にかかわる健康と権利（リプロダクティブヘルス・ライツ）」「困難を抱えやすい人々」等、人権と男女共同参画の視点をもって取り組みます。

目標2 人権の尊重とあらゆる暴力の防止

課題1 配偶者等からの暴力やハラスメント等の防止と被害者支援（清瀬市DV防止基本計画）

課題2 生涯を通したところと身体の健康支援

課題3 困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備

目標値

	指 標	実績	目標値 平成39年度 (2027)
6	自分が受けた暴力について相談しようと思わなかった・相談したかったができなかった人の割合	40.6%	20%
7	デートDVやSNS等による性暴力被害、キャリア形成等男女共同参画に関する学校関係の出前講座の実施件数【再掲目標値12】	平成28年度 0校	5校
8	「性的マイノリティ」という言葉もその内容も知っていた人の割合	平成28年度 57.1%	80%
9	母と子どもの健康に関する情報提供や相談体制が充実していると考える人の割合	平成29年度 34.6%	50%
10	障害のある方が地域で支えられていると感じる人の割合	平成29年度 35%	50%

6…清瀬市男女平等に関する意識・実態調査 問23

7…アイレック実績（市内中学6校・高校2校中）

8…清瀬市男女平等に関する意識・実態調査 問28

9…平成29年 清瀬市市政世論調査 問7

10…平成29年 清瀬市市政世論調査 問7

課題1 配偶者等からの暴力やハラスメント等の防止と被害者支援 (清瀬市DV防止基本計画)

配偶者や交際相手等の親密な関係にある相手からの暴力（DV）、職場や学校でのセクシュアルハラスメント、ストーカー、そして性暴力は、歴史的に不平等な男女間の力関係があるため、その多くが、知っている・親しい関係にある男性から女性に対して行われています。平成28（2016）年の全国の警察におけるDV相談等件数（*4）では、DV事案は約7万件で被害者の85%が女性、ストーカー事案は約2万2千件で被害者の89%が女性、加害者の84%が男性でした。平成26（2014）年の内閣府の実態調査では女性の15人に1人が「無理やりの性交をされたことがある」と回答しており、その加害者を「まったく知らない人」としたのは11%しかいませんでした。

加害者が家族や知人等であれば、暴力が外からは見えにくく、その継続的な関係性から被害者は助けを求めることが容易ではありません。社会における女性の立場が弱いことや性別役割分業意識として男性による女性への暴力を「男らしさ」として容認する傾向もまだ残っています。

DV防止法成立以降、清瀬市でも関係機関の連携や啓発・研修を行い、現状にあわせて支援体制の整備がなされてきました。今後も、暴力防止と早期発見、被害者の安全確保と自立支援を進めていきます。また、性的マイノリティの人々も含めた性にまつわる様々なハラスメントや、明治以来110年ぶりに改正された刑法の強姦罪の流れを踏まえ、性暴力防止の啓発や被害者支援が必要です。子どもや若い女性の性の商品化の問題は、時代や状況によって形を変えながら、「JKビジネス」（図II-10）や「アダルトビデオへの出演強要」（図II-11）等女性の尊厳を危うくする「暴力」として存在しています。人に伝えにくい、目に付きにくいこれらの暴力についても啓発や支援を進めていきます。

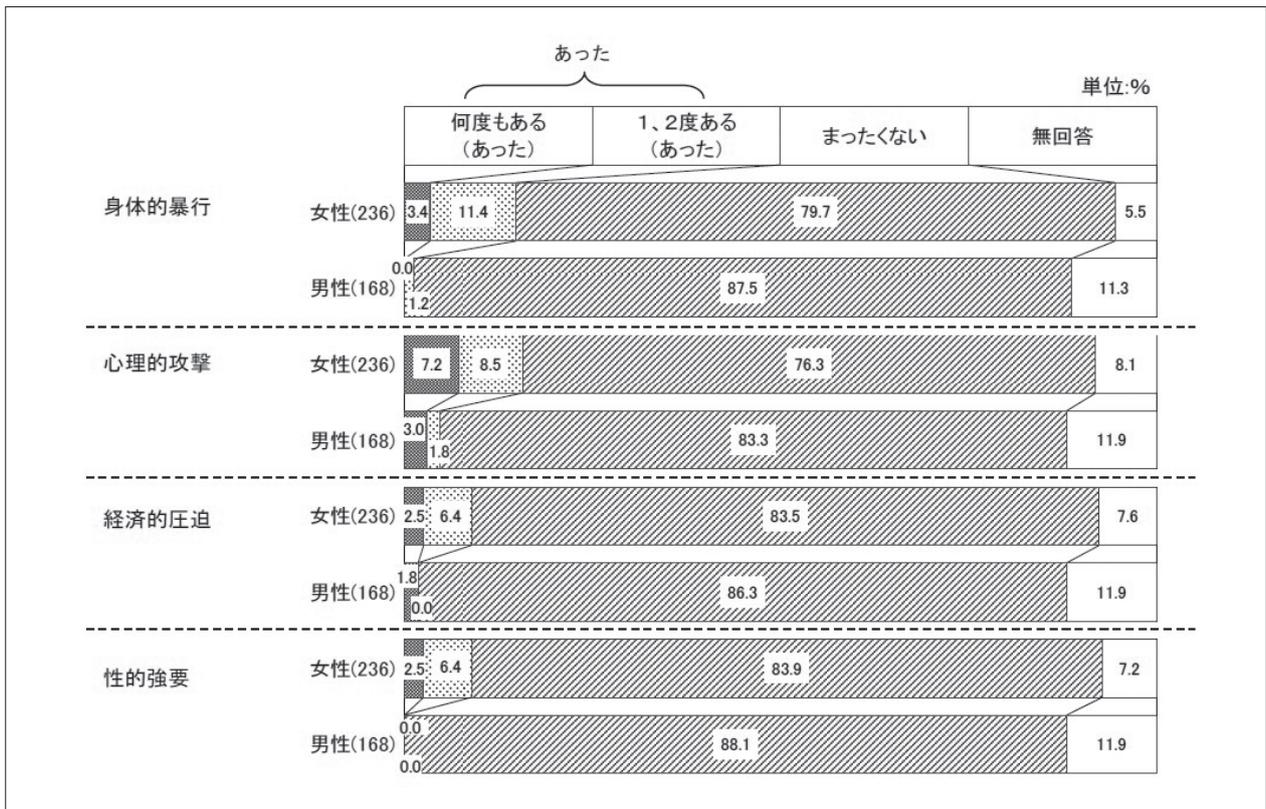
* 4 警視庁 平成28年度におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について

■ 施策

課題1 配偶者等からの暴力やハラスメント等の防止と被害者支援
(清瀬市DV防止基本計画)

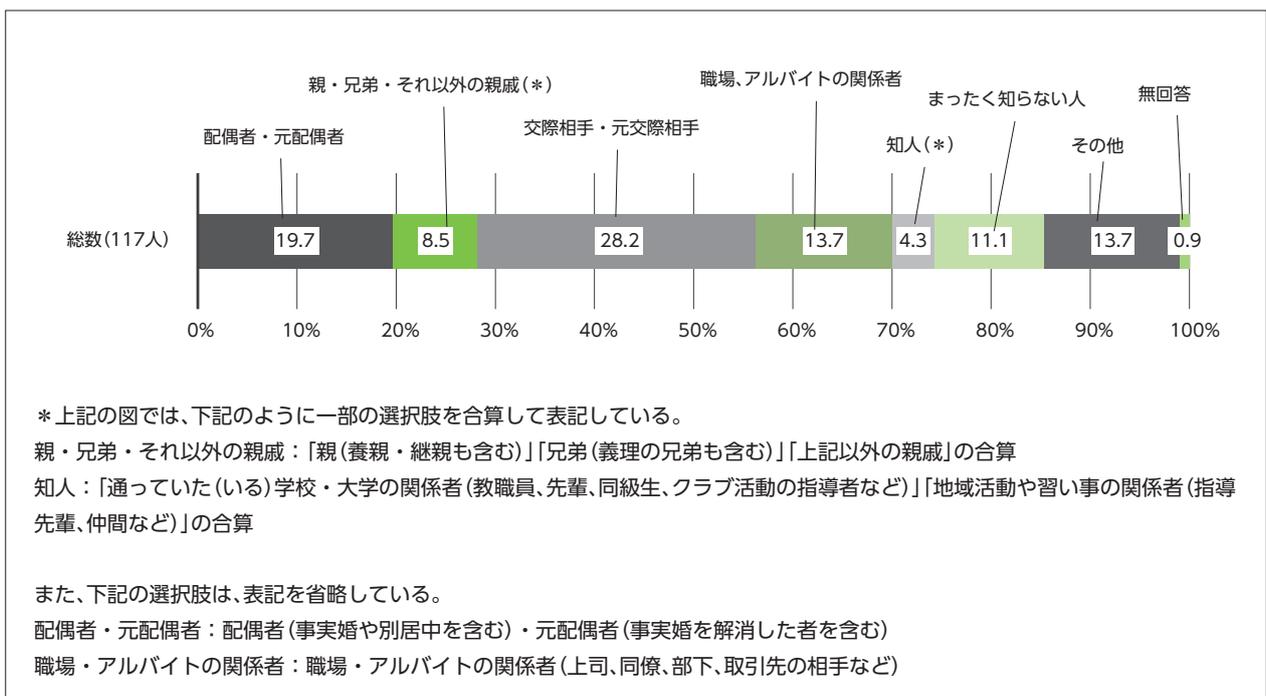
- 施策1 配偶者等による暴力の未然防止と早期発見
- 施策2 DVの被害者の安全確保と自立支援
- 施策3 DV等の関係機関の連携体制の充実
- 施策4 あらゆるハラスメントやストーカー、虐待等の啓発
- 施策5 性暴力の防止と被害者支援

図Ⅱ-1 配偶者・パートナー、交際相手から被害を受けた経験



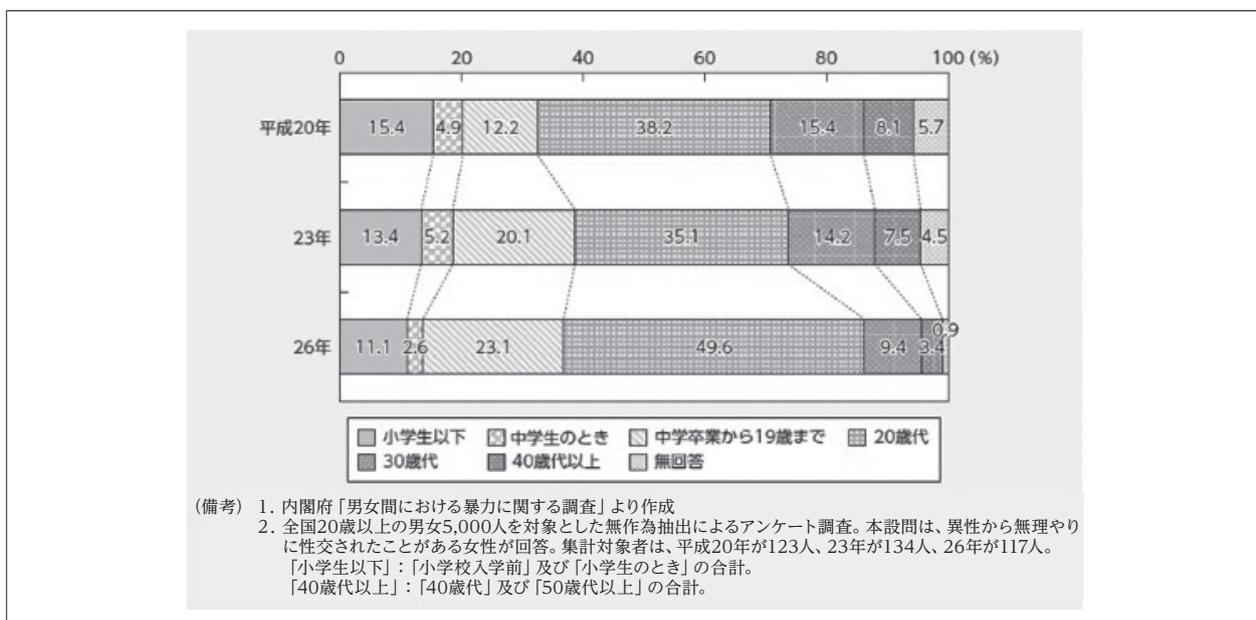
出典：「清瀬市男女平等に関する意識・実態調査」（平成28年度 清瀬市）

図Ⅱ-2 異性から無理やりに性交された加害者との関係



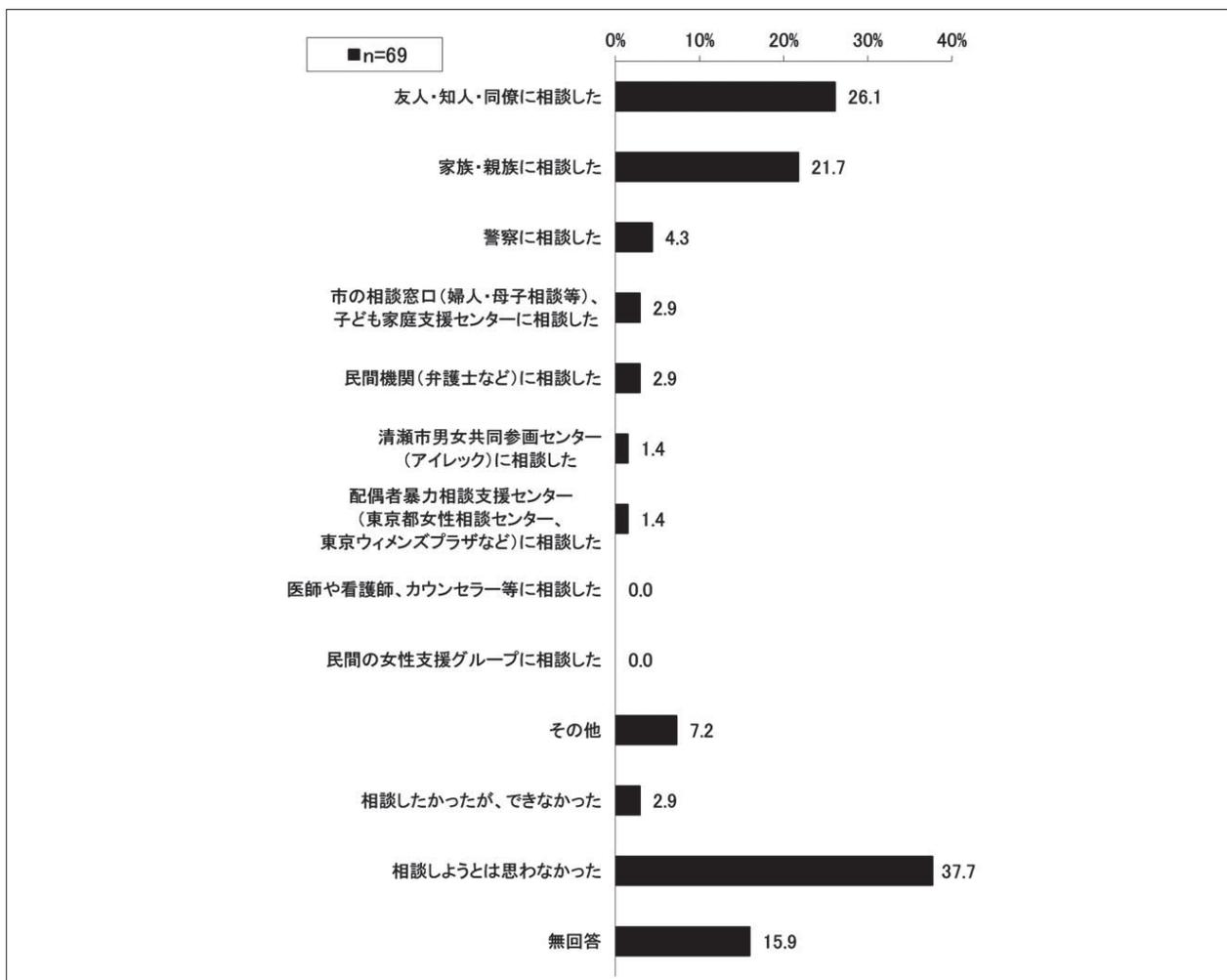
出典：「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成27年3月 内閣府男女共同参画局）

図 II-3 異性から無理やりに性交された被害にあった時期の推移



出典：内閣府「男女間における暴力に関する調査」

図 II-4 (配偶者や交際相手から暴力を受けた時に) 相談した相手 (場所)

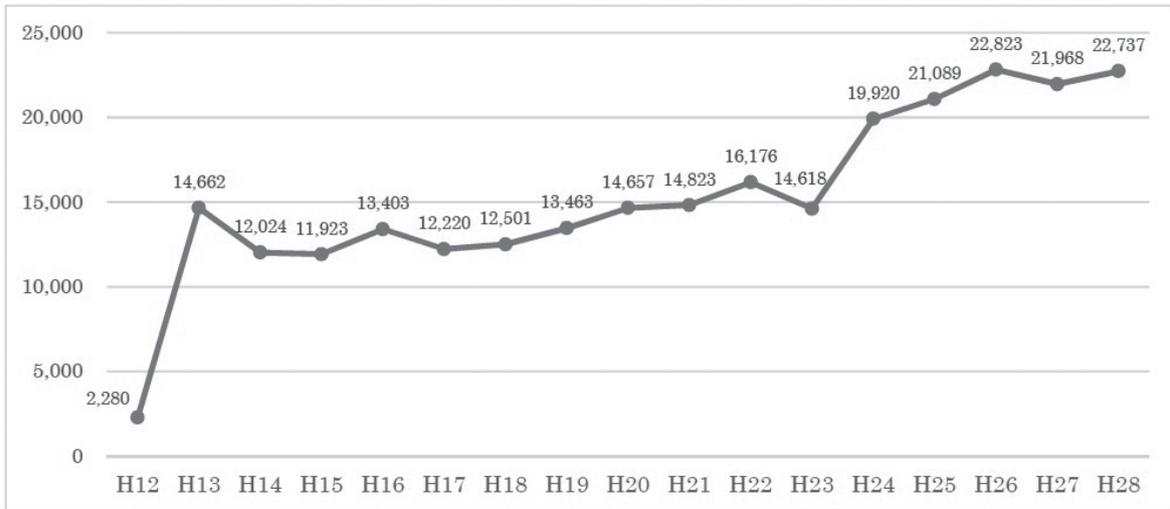


出典：「清瀬市男女平等に関する意識・実態調査」(平成28年度 清瀬市)

図Ⅱ-5 警察庁調べ ストーカー事案の相談等状況

ストーカー事案の相談等状況

22,737 件（前年比+769 件， +3.5%）と増加し、平成 24 年以降は高水準で推移。

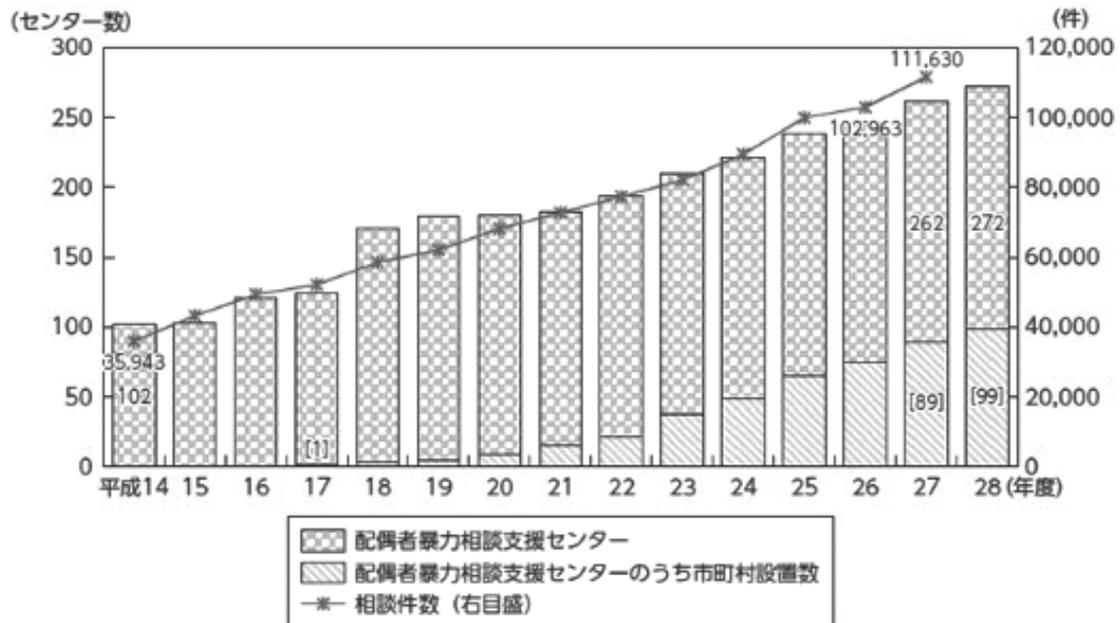


注 1) 執拗なつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。

注 2) 平成 12 年は、ストーカー規制法の施行日（11 月 24 日）以降の件数

出典：「平成28年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」（平成29年4月 警察庁）

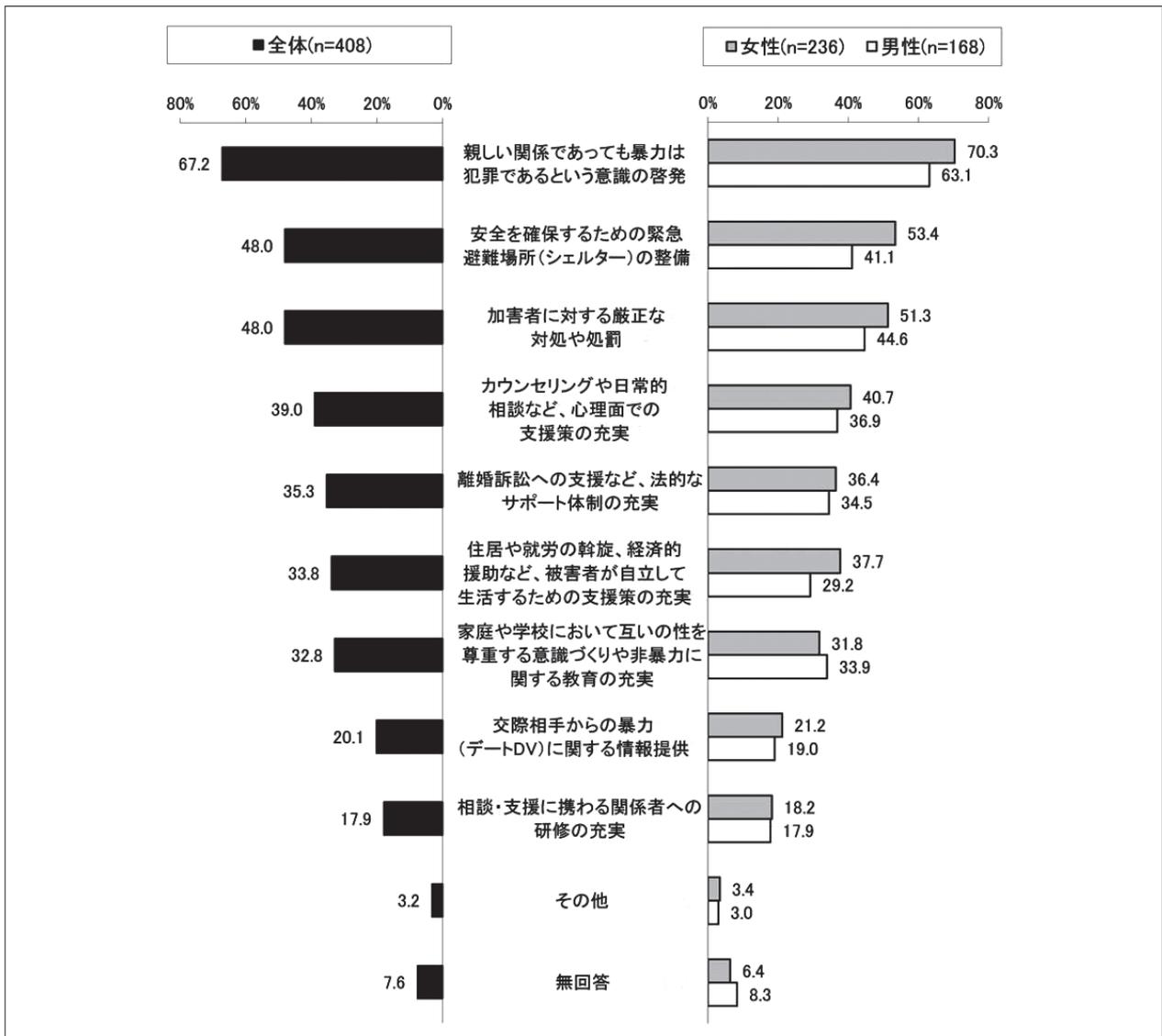
図Ⅱ-6 配偶者暴力相談支援センター数及び相談件数の推移



- (備考) 1. 内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」等より作成。
 2. 平成19年7月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）が改訂され、20年1月から市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となった。
 3. 各年度末現在の値。

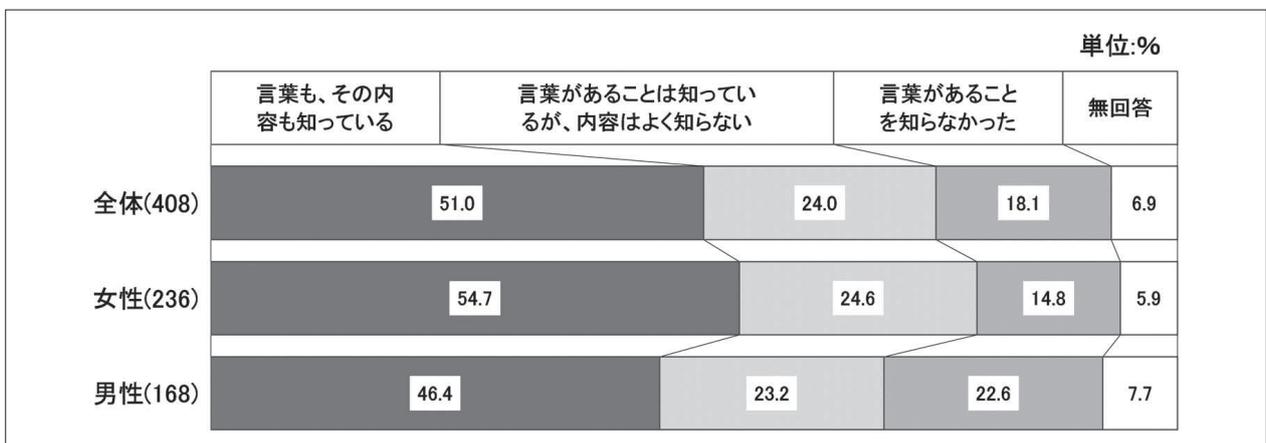
出典：「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」等より作成「男女共同参画白書」（平成29年6月 内閣府男女共同参画局）

図 II-7 暴力の防止及び被害者支援のための対策に必要なこと



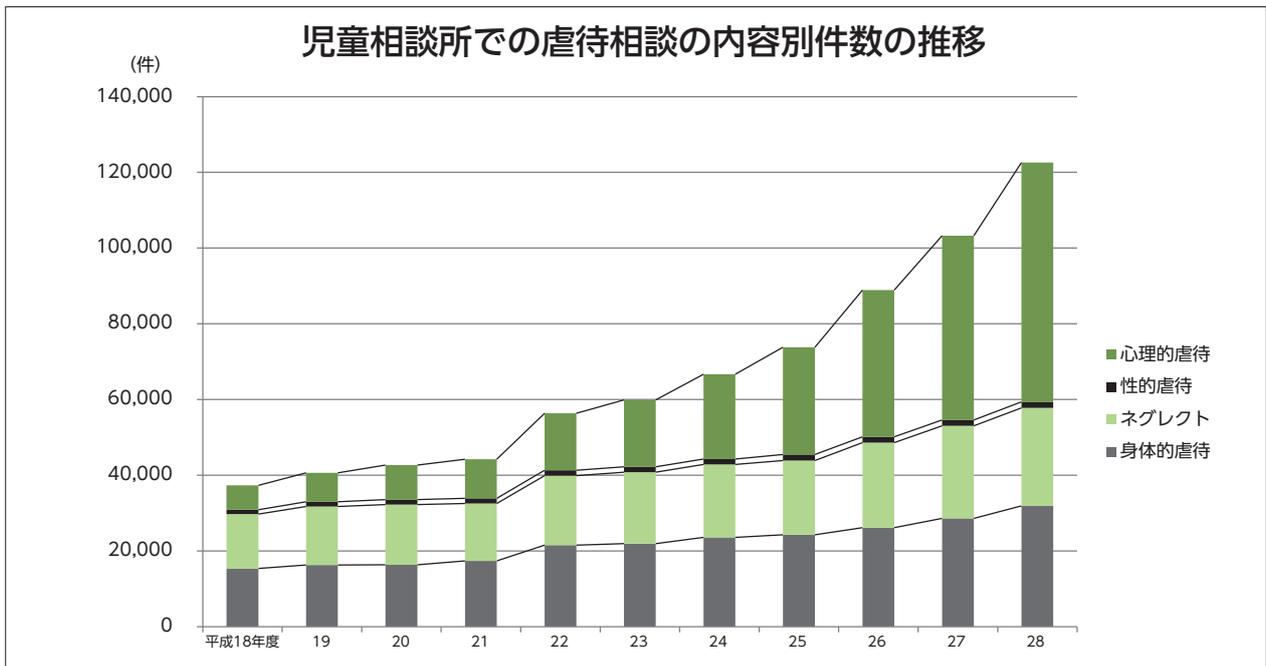
出典：「清瀬市男女平等に関する意識・実態調査」(平成28年度 清瀬市)

図 II-8 デートDVの認知度



出典：「清瀬市男女平等に関する意識・実態調査」(平成28年度 清瀬市)

図 II-9



出典：厚生労働省「平成28年度児童相談所での児童虐待相談対応件数〈速報値〉より」

図 II-10 若年層を対象とした性的暴力の現状と課題（JKビジネス）

I 「JKビジネス」の状況

「JKビジネス」とは

- 女子高校生(JK)など、児童の性を売り物とする営業
- 健全な営業を装いながら、性的なサービスを提供させるものが存在
- 大都市を中心に、「散歩」等多様な形態で出現

「JKビジネス」の危険性

- ① 児童が危険性を十分認識しないまま、接近する。
- ② 重大な性被害等につながる。
- ③ 性に関する判断力の低下、金銭感覚の欠如を招く。
- ④ 個人情報流出やトラブルの原因となる。

「JKビジネス」の被害事例等

《被害事例》

- 強制わいせつ(刑法)
- 児童買春(児童買春・児童ポルノ法)
- 反倫理的性交(東京都青少年健全育条例)
- つきまとい(ストーカー規制法) 等

《営業者の検挙状況》

- 労働基準法違反(危険有害業務の就業制限)
- 風俗営業適正化法違反(年少者に関する禁止行為)
- 児童福祉法違反(児童に淫行をさせる行為) 等

《相談事例》

- 性被害に遭った。
- 客に自分のことをインターネットのサイトに書き込まれた。
- 辞めたいのに辞められない。
- 客に何度もつきまといられた。 等

「JKビジネス」の被害者の傾向とそれを取り巻く環境

《被害者が抱える困難》

- 様々な理由から次の困難を抱えている状況が見られる。
- ① 家庭に「居場所」がない。
- ② 学校に「居場所」がない。
- ③ 経済的困難を抱えている場合がある。
- ④ 発達障害や心身の障害などの障害がある人が少なくない。

《被害者を取り巻く環境》

- 気軽にお金を稼ぐことができると思わせる方法で勧誘
- ① 「居場所」がない少女に対するスカウトの声かけ
- ② 求人サイト等を通じた勧誘
- ③ 「居場所」の提供
- ④ 友人からの勧誘

《被害者の傾向》

- 危険性の認識不足、公的支援等に結び付きにくい。
- ① 危険性についての認識が低い。
- ② 自分の大切さを認識していない。
- ③ 公的支援等に結び付きにくい。
- ④ 居場所等を提供されて、依存していく。

出典：「若年層を対象とした性的暴力の現状と課題」（平成29年3月内閣府男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会）

図Ⅱ-11 若年層を対象とした性的暴力の現状と課題（アダルトビデオ）

Ⅱ アダルトビデオへの出演強要の状況

アダルトビデオへの出演強要の問題

○ 若年層の女性が、契約後、アダルトビデオに出演すると分かり断ろうとしても、高額な違約金、親等にばらす等言われ、本人の意に反して出演を強要される事例（H28.3 HRN報告書）

アダルトビデオへの出演強要に至る経緯

- スカウトから勧誘を受ける際やプロダクションとの契約の際、アダルトビデオへの出演があると説明を受けていない。
- 契約書等をよく読む時間を与えられない。控えもない。
- 断ろうとしても、長時間説得され、高額な違約金の請求や実家・学校に話す等と言われ、断りきれない。
- 1度出演すると、更に断れなくなる。
- 映像が、本人の意に反して、繰り返し、使用・流通される。

被害状況

≪警察への相談件数≫
平成26年から同28年までに、25件

≪検挙事例≫
労働者派遣法違反（有害業務派遣等）等

≪民間団体への相談事例≫

- 出演したアダルトビデオの回収、ネット上の画像の削除、販売停止をしてほしい。
- 騙されてアダルトビデオに出演してしまった。
- 違約金を請求されて困っている。

アダルトビデオへの出演強要の危険性

- 衆人環視のもとで性行為を強要される。
- 身体的、精神的な被害を受ける。
- 1度出演すると、抜け出すことが困難となる。
- 映像が繰り返し使用、流通されることによる二次被害に悩み、苦しみ続ける。
- 家族、友人、学校、職場などに知られないかとおびえ続ける。
- 知られることにより、人間関係が壊れる、職場にいつらくなる。

アダルトビデオへの出演強要の被害者の状況

① 若年層の女性が多い。（18歳～20歳代前半に集中）

- ・ 社会経験が少なく、危険性に対する判断力や対応力の未熟さ、法律を知らないこと、困窮等に付け込まれる。

② 被害が顕在化しにくい。

ア 人に話せず、孤立しやすい。

- ・ 恥ずかしさや後ろめたさ、周囲から誤解される恐怖等の思いから、誰にも相談できない。

- ・ 被害を忘れるため、考えることをやめ、結果として問題を長引かせ、深刻化する。

イ 事業者に孤立させられる。

- ・ 親や家族から引き離し、孤立化させる。

ウ 公的支援等に結び付きにくい。

- ・ 相談先が分からない、孤立しているため、被害者支援の情報が入らない。

出典：「若年層を対象とした性的暴力の現状と課題」（平成29年3月内閣府男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会）

施策1 配偶者等による暴力の未然防止と早期発見

施策1では、今後も引き続き、若い世代や有効な対象を勘案しながら、DVの防止と早期発見のための啓発と相談事業の周知充実に努めます。また、若い世代や性別にかかわらず「暴力」についての理解を深め、被害を防止するために、10代の若年者におけるデートDVに対する防止啓発や、男性からの相談事業にも取り組みます。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
2	1	1	1	相談事業の周知	市報、HPなどを通してわかりやすく利用しやすい相談事業の周知に努めます。	秘書広報課
					児童虐待や養育困難家庭への相談窓口の周知を行います。	子ども家庭支援センター
2	1	1	2	相談体制の充実	一般相談、DV相談の周知と充実につとめ、被害の重度化を防ぎ、回復過程の心のケアに対応します。また、職員・相談員の能力強化、ニーズにあった相談体制を検討し、充実させます。	男女共同参画センター
2	1	1	3	男性が利用できる相談事業の検討	男性が利用できる相談事業の可能性を広げる検討を進めます。	男女共同参画センター

2	1	1	4	子どもが気軽に相談できる窓口の推進【2-3-1-2再掲】	面前DV, 虐待他について小・中学校にスクールカウンセラー等の相談窓口を設置し、子どもたちが利用しやすい予防・相談・対応の機能を充実させます。	指導課
					子どもからの悩みに対する相談できる場として機能するために必要な整備を推進します。	子ども家庭支援センター 児童センター
2	1	1	5	デートDV等暴力の防止に向けた意識啓発	高校生等10代の若者を対象としたデートDV等暴力の防止についての啓発を進めます。	男女共同参画センター
2	1	1	6	人権教育・性教育の推進【再掲3-1-2-1】	人権課題「女性」や東京都教育委員会の「性教育の手引き」に基づいた生命尊重等、それぞれの性を理解し、尊重するための人権教育・教科教育を実施します。	指導課
2	1	1	7	保育園・学童等での情報提供と窓口の周知	相談窓口の情報等関係者への情報提供に努めます。	子育て支援課
2	1	1	8	障害者に対するDV等の学習啓発と相談の充実	障害者とその関係者に対して、DVを含む障害者虐待の理解と対応についての情報提供、研修、相談の充実を図ります。	障害福祉課
2	1	1	9	外国人に対するDV防止の啓発と相談の充実	外国人に対するDV防止の情報提供と相談を充実させます。	男女共同参画センター
2	1	1	10	母子保健事業の充実	母子保健事業等の相談を通してDV等の実態を把握し、他機関との連携を図ります。	健康推進課

施策2 DVの被害者の安全確保と自立支援

施策2では、被害者の安全確保と支援について取り組みます。被害者のもっとも高い不安要因である加害者の追跡を防止するため、被害者の個人情報保護を図りながら安全を確保することが自治体には求められています。さらに、子どものいる被害者がもっとも不安に思うことが「子どもの心」や今後の生活設計にかかわる「親権」、そして「子どもの安全」であるという調査の結果があります。被害者と子どもの安全確保と経済的、社会的、心理的な支援を充実させます。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
2	1	2	1	被害者の安全確保	被害者の安全確保のために関係機関との連携を図ります。	関係各課
2	1	2	2	虐待を受けた子どもの支援	児童虐待や養育困難家庭の子どもに対して、関係機関と連携し適切に対応いたします。	子ども家庭支援センター
2	1	2	3	被害者の自立支援の充実	要保護女性に対して、自立のための支援と助言を充実させます。	関係各課
2	1	2	4	被害者の個人情報の保護	DV・ストーカーなどの被害の当事者を保護するために、個人情報の閲覧制限等支援措置を徹底させ被害者の安全確保を図ります。	市民課 関係各課
2	1	2	5	被害者の回復と自立のための相談	心理的、社会的な困難の中で心身と生活の自立を図る支援のための相談を充実させます。	男女共同参画センター
2	1	2	6	被害者の回復と自立のための情報提供・学習	被害者の心身の回復や経済的社会的な自立を促す情報提供・学習プログラムを充実させます。	男女共同参画センター
2	1	2	7	DV被害者支援マニュアルの充実	被害者対応マニュアル等の改善と職員・関係者への周知を進めます。	男女共同参画センター
2	1	2	8	民間シェルターに対する支援	シェルター等民間の被害者支援活動への助成等を行い、被害者の状況に合った回復・自立支援を充実させます。	男女共同参画センター

施策3 DV等の関係機関の連携体制の充実

施策3では、DV等の暴力防止と被害者支援のために必要な各機関との連携体制の充実を図ります。特に面前DV（*5）を受けた子どもの心と安全な環境を確保するための保護を充実させ、被害者自身の安心と自立のための支援を推進します。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
2	1	3	1	関係機関と連携の強化を図る	相談員調整会議、被害者支援連絡会議など庁内外の被害者支援機関との連携を推進します。	男女共同参画センター
2	1	3	2	要保護女性に対する関係機関との連携の推進	保護を要する女性支援にかかわる関係機関との連携を進めます。	関係各課
2	1	3	3	DV等被害当事者の子どもに対する支援の充実	DV等被害当事者の子どもに対する関係機関との情報交換や調整、連携を強化します。	指導課
2	1	3	4	子どもの虐待にかかわる関係諸機関との連携の推進	面前DVを含む虐待等要保護児童対策地域協議会等にて情報交換等を行い虐待への対応を充実させます。	子ども家庭支援センター
2	1	3	5	職員の対応力の向上	暴力の形態や被害の状況を理解し適切な対応ができるよう、研修を実施します。	職員課

*5 面前DVとは親のDVを目撃するという、子どもにとっての心理的虐待

施策4 あらゆるハラスメントやストーカー、虐待等の啓発

施策4では、あらゆるハラスメント、ストーカー、虐待防止の啓発に取り組みます。改正人事院規則運用通知が平成29（2017）年1月から施行され、性的指向や性自認をからかいの対象とする言動等もセクシュアルハラスメントに当たることが明確にされました。その現状をふまえ、あらゆるハラスメントやストーカー、虐待の防止啓発を推進し、相談窓口や市職員の研修を充実させ、性別にかかわらず安全に相談できる体制整備を図ります。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
2	1	4	1	ハラスメント等の防止啓発の推進	市民・団体に対するストーカー、セクハラ、パワハラ等あらゆるハラスメント・暴力にかかわる情報提供・啓発・学習を推進します。	男女共同参画センター
2	1	4	2	ハラスメント等の相談の充実	性別を問わず、被害者が安心して相談できる窓口等の充実を図ります。	男女共同参画センター
2	1	4	3	市職員のハラスメント研修の充実	セクハラ、パワハラ等あらゆるハラスメント・暴力にかかわる動向を知り認識を高める職員研修を行います。	職員課
2	1	4	4	市職員のハラスメント相談窓口の確立	性別にかかわらず安全に相談、申立のできる体制の整備を図ります。	職員課

施策5 性暴力の防止と被害者支援

施策5では、性暴力の防止と被害者支援を進めます。子どもから大人まで、対象や場面によって形を変え、様々に表れる性暴力に関する情報提供、予防啓発、相談事業の充実を関係機関と連携し推進します。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
2	1	5	1	性暴力に関する情報提供・予防啓発	若者層、関係者・団体に向けた性暴力に関する情報提供、研修、学習啓発事業を行っていきます。	男女共同参画センター
2	1	5	2	相談体制の充実	相談員の対応能力を高める研修、相談窓口の周知、事業の充実を図り、関係団体との連携を推進します。	男女共同参画センター
					子どもが相談しやすい窓口の工夫・周知を図ります。	児童センター
2	1	5	3	被害者等への支援の充実	性暴力被害者、保護を要する女性の相談と安全確保等の支援を行います。	関係各課

課題2 生涯を通したところと身体の健康支援

生涯を通じてところと身体に健康な生活を送るためには、自分の体や性について十分に理解し、納得したうえで、主体的に自己決定をしていくことが重要です。性別により、生殖器官や妊娠・出産機能、筋力、ホルモン等、平均的な身体的特質は異なります。歴史的には、この違いのために、女性は男性より劣るとして、女性の健康問題が後回しにされ、医学は男性中心に発展してきました。スポーツの世界でも、一定のキャリアをもつ女性アスリート（選手）も性別役割分業のなかで限界をかかえることが多く、女性指導者が少ないのが現状です。男女共同参画社会の実現に向けて、このような状況を改める必要があります。

身体的特質は平均的には性別により異なりますが、同時に個人差が非常に大きいことにも留意しなければなりません。年齢、障害の有無、性自認や身体的特質を含め、だれもが多様であり、かけがえのない存在であると認め、互いの人権を尊重することが、ところと身体の健康にも不可欠です。

■ 施策

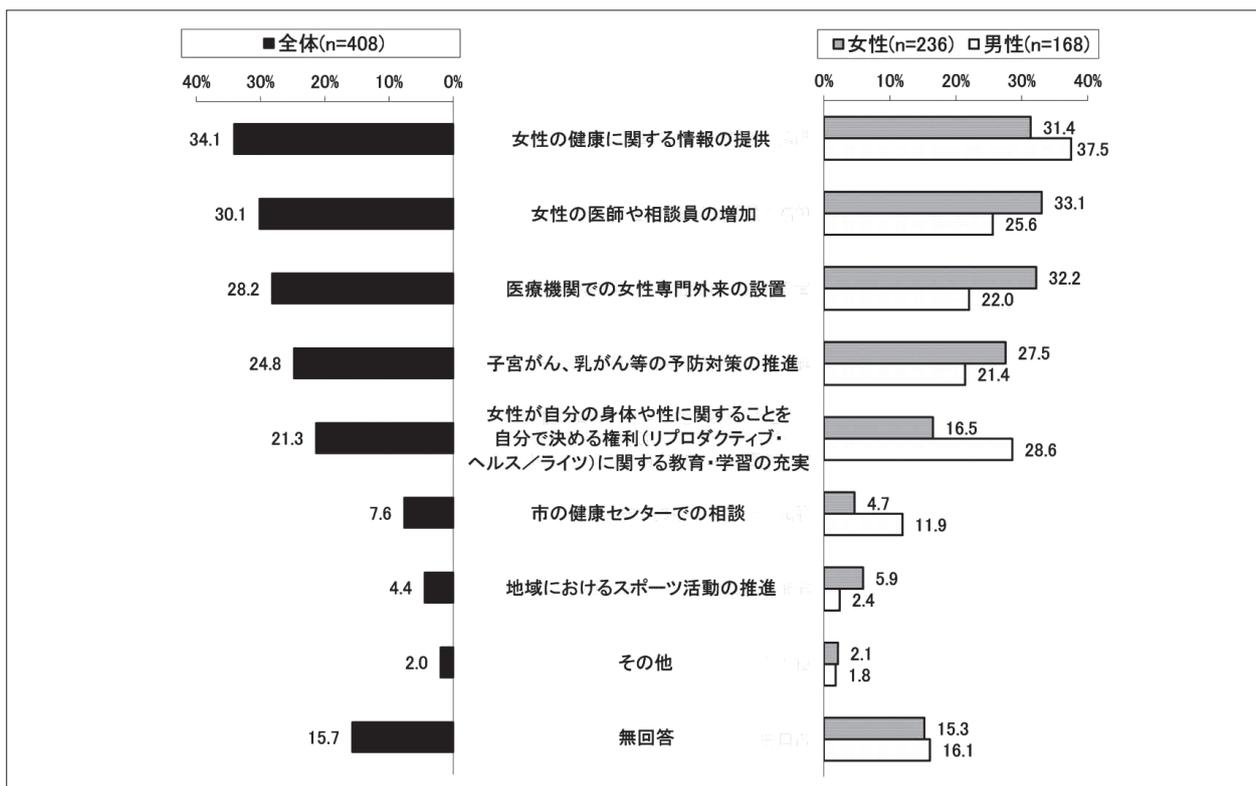
課題2

生涯を通したところと身体の健康支援

施策1 ライフステージに応じた男女の健康づくりの支援

施策2 性と生殖における健康と権利（リプロダクティブヘルス・ライツ）の啓発と支援

図Ⅱ-12 女性の生涯を通じた健康づくりのための支援策として必要なこと



出典：「清瀬市男女平等に関する意識・実態調査」（平成28年度 清瀬市）

施策1 ライフステージに応じた男女の健康づくりの支援

施策1では、性別や年齢等による平均的な特質の違いと個人的な特徴の両方を大切にしながら、ライフステージに応じた健康づくりを支援します。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
2	2	1	1	ライフステージにあった健康づくりの推進	女性、男性それぞれのライフステージに応じた心身の健康づくりを支援し、啓発事業を行います。	健康推進課
2	2	1	2	食育を通じての男女共同参画の推進	性別年齢にかかわらず食に関する健康づくりについて普及・啓発します。	健康推進課
2	2	1	3	健康診査の普及と推進	性別・性自認、年齢にかかわらず全ての人の健康管理にかかわる健（検）診の普及、推進を図ります。	健康推進課
2	2	1	4	地域の健康づくりや啓発事業にかかわる市民の育成と活動支援	健康づくり推進員等の活動を支援します。	健康推進課
2	2	1	5	性差に配慮した健康づくり支援	性差の視点による健康に関する講座等を充実させます。	男女共同参画センター
2	2	1	6	子どもと女子スポーツの振興	女性がスポーツに参加しやすい環境づくり、更衣室・トイレ等施設整備を推進します。	生涯学習スポーツ課
2	2	1	7	障害者スポーツの推進	様々な障害にかかわらずスポーツ活動に参加出来る環境づくりの整備を推進します。	生涯学習スポーツ課
2	2	1	8	生涯スポーツの推進	年齢・性別に配慮したあらゆる人々の健康づくりのためのスポーツ事業を推進します。	生涯学習スポーツ課

施策2 性と生殖における健康と権利（リプロダクティブヘルス・ライツ）の啓発と支援

施策2では、女性には妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があることから、ライフステージに応じた「リプロダクティブヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）」の視点から、切れ目のない健康支援を充実させます。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
2	2	2	1	妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の充実	妊娠期から出産、子育て期にわたる一貫した母子保健サービス（情報提供、健診、相談他）を推進します。また、女性の健康づくり推進のため、諸機関との連携を図ります。	健康推進課
2	2	2	2	性感染症や薬物等に関する情報提供	性感染症や薬物等についての知識を普及し、関係機関との連携を図ります。	健康推進課
2	2	2	3	喫煙・受動喫煙に関する情報提供	喫煙・受動喫煙に関して、啓発を充実させます。	健康推進課
2	2	2	4	性と生殖における健康と権利（リプロダクティブヘルス・ライツ）の啓発	性と生殖に関する健康と権利についての幅広い情報提供や課題の理解を進める学習の機会を提供します。	男女共同参画センター

課題3 困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備

男女平等の理念は、人権尊重の中で、性別の違いや多様性による排除に対して注意深く課題を察知し、公正なあり方を求めて、社会的な支援を行うことにあります。

施策1から5に掲げた対象となる人々には、国や国際社会での人権課題、あるいは国際基準での「ぜい弱性の高い人々」の中で、性別によるニーズの違いに配慮や対応が必要とされています。普段から性別や多様性の視点をもった取り組みを進めることが求められています。

■ 施策

課題3

困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備

施策1 多様な性のあり方への人権配慮

施策2 多文化共生の視点に基づく外国人に対する支援

施策3 障害者に対する性差に配慮した支援

施策4 子どもの安全、自立、参画の推進

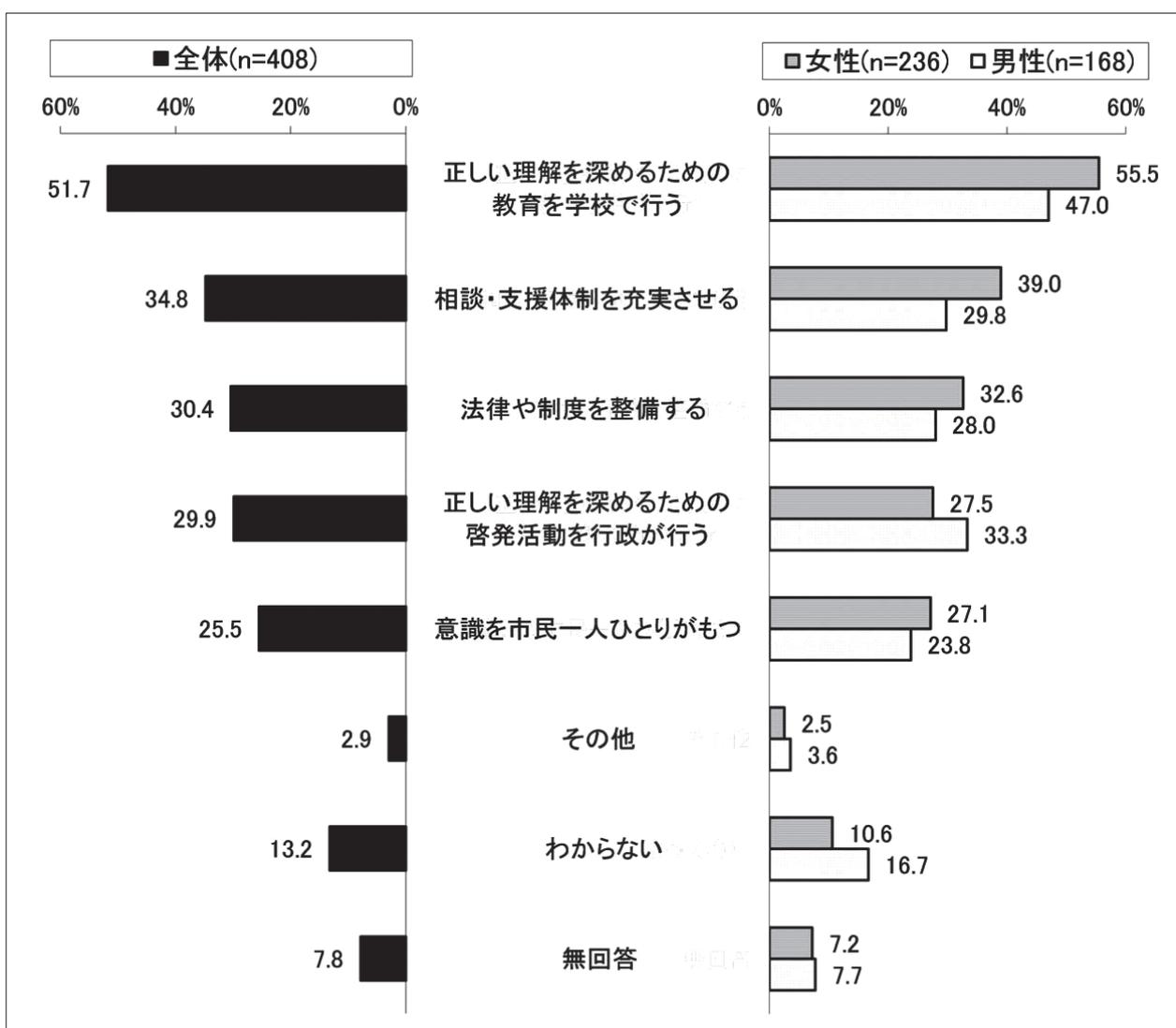
施策5 高齢者の安心と自立の支援

図Ⅲ-13 性的マイノリティの認知度

	単位:%			
	言葉も、その内容も知っていた	聞いたことはあったが、内容は知らなかった	言葉があることを知らなかった	無回答
全体(408)	57.1	17.9	17.6	7.4
女性(236)	55.9	19.1	18.2	6.8
男性(168)	59.5	16.1	16.7	7.7

出典：「清瀬市男女平等に関する意識・実態調査」（平成28年度 清瀬市）

図Ⅲ-14 性的マイノリティに対する支援策として必要なこと



出典：「清瀬市男女平等に関する意識・実態調査」（平成28年度 清瀬市）

施策1 多様な性のあり方への人権配慮

施策1では、多様な性のあり方を認めるという性的マイノリティの人々への人権尊重のために必要な取り組みを進めます。これは、地域社会が新たに取り組むべきテーマで、平成27（2015）年8月に東京都が策定した「東京都人権施策推進指針」では、性同一性障害や性的指向について、正しい知識の普及、多様性への理解、偏見・差別の解消をめざした啓発・相談を行うという方向性が示されています。学校、職場そして生活の場で性自認や性的指向によって排除されることなく、自分自身の生き方をもって社会に参加し貢献していくことが出来る基盤が必要です。差別の根絶をめざして啓発・研修による意識づくりを行いながら、施策・事業の検討を進めます。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
2	3	1	1	性的マイノリティに関する啓発の充実	広く市民・団体向けに性的マイノリティに対する理解と人権尊重のための対応を知るための啓発、学習事業を実施します。	男女共同参画センター
2	3	1	2	性的マイノリティに関する自治体の制度の研究	基礎自治体としての支援制度、事業についての情報収集を行います。	男女共同参画センター
2	3	1	3	児童・生徒に対する人権教育の推進【再掲1-1-2-1】	学校教育の中で人権教育・性教育等を充実させます。	指導課
2	3	1	4	性的マイノリティに関する研修の実施	性的マイノリティに対する理解と、差別のない人権尊重のための対応を知るための研修を市職員に実施します。	職員課
2	3	1	5	だれでもトイレ等バリアフリーのまちづくりの推進【再掲2-3-3-7】	だれでもトイレ、プライバシースペース（更衣室）等性的マイノリティに対する配慮のある施設づくりを推進します。	関係各課

施策2 多文化共生の視点に基づく外国人に対する支援

施策2では、多文化社会の実現のために外国人に関する取り組みを進めます。清瀬市では市民のボランティアによる日本語支援の活動が継続的に行われています。多様な言語文化を持つ人々、特に女性が必要とする生活情報や相談窓口に接することができるのかに留意し、だれもが安心できる地域をめざします。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
2	3	2	1	多文化交流の推進	外国の文化や生活習慣について相互理解を深める市民の学習・啓発活動の活性化を支援します。	企画課
					多文化社会の形成や国際協力分野で貢献する女性の活躍を可視化します。	男女共同参画センター
2	3	2	2	外国人住民への生活情報の提供	刊行物の多言語化や、やさしい日本語の推進など、外国人住民に行政情報を分かりやすく伝えるように努めます。	関係各課
					生活情報として多言語でのごみの分別や環境配慮に関する情報を充実します。	ごみ減量推進課
					外国人の安全・安心のための多言語での防災等情報提供を充実させます。	防災防犯課
					在住外国人の子育てに関する必要な窓口の案内等の多言語による情報提供を行います。	子ども家庭支援センター

2	3	2	3	日本語ボランティア活動の支援	外国人住民の日本語学習機会を提供する市民活動を促進し、日本語の理解に困難を感じる外国人住民を支援します。	企画課
					地域の多文化対応を担う日本語ボランティアの養成を行います。	生涯学習スポーツ課

施策3 障害者に対する性差に配慮した支援

施策3では、障害だけではなく女性であることが重なる複合的な差別や困難を抱えがちな人々の視点に立った支援を進めます。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
2	3	3	1	障害児・者に対する情報提供の充実	障害を持つ人々に対する男女共同参画の視点を持った情報・学習機会の提供を推進します。	男女共同参画センター
2	3	3	2	障害児・者に対する教育の充実	障害者・児のための生涯学習・学校教育の副籍制度等交流連携を進めます。	指導課
2	3	3	3	男女共同参画の視点による障害児課題の把握	障害児の自立支援、権利擁護、差別の解消のため「命と人権教育推進委員会」を実施し、男女のニーズや課題にあった教育を推進します。	指導課
2	3	3	4	人権・男女共同参画の視点からの調査、課題把握	年齢、性別、障害によるニーズを知り、適切に支援するための調査等現状把握を推進します。	障害福祉課
2	3	3	5	支援者への男女の視点を啓発する	障害児・者の支援を行う相談員、介助者、ボランティアが男女の視点と課題を学ぶ研修を行います。	障害福祉課
2	3	3	6	障害者スポーツの普及と発展を通じて社会参加を進める	障害児・者がスポーツに親しむ機会を増やし、スポーツの普及と社会参加を進めます。	障害福祉課 生涯学習スポーツ課
2	3	3	7	だれでもトイレ等バリアフリーのまちづくりの推進【再掲2-3-15】	だれでもトイレ、プライバシースペース（更衣室）等多様なニーズへの配慮のある施設づくりを推進します。	関係各課

施策4 子どもの安全、自立、参画の推進

施策4では、少年や少女たちが保護され指導される対象としてだけでなく、自分たちの困難やニーズを表明し、相談し、その課題を解決したり、地域に参画し、能力を育て発揮する場づくりに取り組みます。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
2	3	4	1	子どもの自立と社会参加の支援	子ども自身が主体的に自己表現し、参画する力を育成する事業の充実を図ります。	児童センター
					保育園での食育等子ども自身が自分の健康と生活、環境、地域資源の知識とスキルを身に付ける機会を充実させます。	子育て支援課
2	3	4	2	地域の関連機関との連携の強化	子どもの実態を把握し、自立や参画の支援を行う地域団体や大学との連携を進めます。	児童センター
2	3	4	3	困難な状況を抱えた子どもへの理解	子どもの貧困等困難な状況についての啓発・講座を実施します。	男女共同参画センター
					ひきこもり対策、子どもや若者の居場所、子どもの貧困等、困難を抱える子どもや若者への対応を進めます。	関係各課

施策5 高齢者の安心と自立の支援

施策5では、今後女性の割合が増えていくことが予想される高齢者が、一人ひとりの状況に応じて、尊厳ある存在として生きていくことのできる地域社会の基盤づくりを進めます。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
2	3	5	1	高齢者の生活と活動の場の充実	高齢住宅等の生活支援、シルバー人材センター等雇用と活動の場を充実させます。	高齢支援課
2	3	5	2	高齢者がいきいきと生活するための支援	老人クラブ、よろず健康教室等の高齢者の健康維持や仲間づくりを通して地域で健やかに生きる場を充実させます。	高齢支援課
2	3	5	3	高齢者相談窓口の充実	高齢者の相談窓口である地域包括支援センターの機能の充実を図ります。	地域包括ケア推進課
2	3	5	4	高齢支援策の周知・啓発	成年後見制度、介護保険制度や施設情報の普及、家族等支援者への情報の提供、相談の充実を図ります。	地域包括ケア推進課
2	3	5	5	高齢者虐待の防止	高齢者の虐待防止と対応のための関連機関との連携を図ります。	地域包括ケア推進課

目標3 あらゆる分野における男女共同参画の推進

清瀬市の施策の半分は女性を対象にしたものであり、社会のさまざまな分野の活動も女性が担っています。しかし、政策や方針等の決定過程への女性の参画はまだ少ないのが実情です。

国は「社会のあらゆる分野において、平成32（2020）年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」になるようにという目標を設定しました。これは、単に女性のためだけの取り組みではありません。社会を活性化するためにも、男女共同参画が必要だというメッセージなのです。

近年では、急速な少子高齢化や市民ニーズの多様化など、社会経済情勢が変化しています。そのような中で、清瀬市が豊かで活力のある地域として発展するためには、女性をはじめとする多様な人々の社会参加をうながし、あらゆる分野に多様な視点を導入することが求められます。男女共同参画の推進は、持続可能な社会をめざす取り組みの一環として、ますます必要とされています。

目標3

あらゆる分野における男女共同参画の推進

課題1 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進

課題2 メディア・刊行物における男女平等と人権の尊重

課題3 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

目標値

	指 標	実績	目標値 平成39年度 (2027)
11	あらゆる分野を総合的に見て、男女が平等と感じる人の割合	平成28年度 12.3%	30%
12	男女共同参画に関する学校関係の出前授業の実施数【再掲目標値7】	0校	5校
13	家庭生活の中で男女が平等と感じる人の割合	平成28年度 33.3%	45%
14	『メディア・リテラシー（*6）』という言葉の意味を知っている人の割合	平成28年度 14%	30%
15	市の審議会や委員会等の女性委員の占める割合	平成28年度 39%	50%

11…清瀬市男女平等に関する意識・実態調査 問31

12…アイレック実績（市内中学6校・高校2校中）

13…清瀬市男女平等に関する意識・実態調査 問31

14…清瀬市男女平等に関する意識・実態調査 問32

15…東京都男女平等参画課 区市町村男女平等参画施策推進状況調査報告

*6メディアリテラシーとは、「メディアの情報を主体的に読み解く能力」「メディアにアクセスし、活用する能力」「メディアを通じコミュニケーションする能力」の3つで構成される複合的な能力のこと。具体的にはメディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達すること、あるいはメディアから受け取る情報を取捨選択し、読み解き、活用する能力のこと。

課題1 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進

清瀬市では、従来から、男女平等の理解を進めるために、積極的な取り組みをしてきました。意識の面では「夫は外で働き、妻は家庭をまもるべきである」という性別役割分担を象徴する考え方をする人の割合は、全国に比べても清瀬市は男女とも低く、全体では68.9%が「反対」しています。しかし実態に関しては図Ⅲ-1にあるように、家庭・職場・地域のあらゆる場が現実的に「男女平等になっている」と考える人の割合はまだ高くありません。職場（21.8%）、政治の場（14.0%）、社会通念・慣習・しきたり（12.0%）では男性から見ても平等感は少なくなっています。また、特に家庭生活が平等になっていると思う男性45.8%、女性24.6%と男女の認識の差が大きいことが分かります。

男女平等が達成されていると思われる教育分野でも、現実には大学等高等教育への進学率は男性に比べて女性は低く、専攻分野別に見た学生の比率も、いわゆる理科系（理学・工学）分野では女子学生が少なく偏りがあります。（図Ⅲ-3、Ⅲ-5）

だれもが尊重される社会を作り、人権尊重の意識を醸成するためにも、子どものころから家庭、学校、仕事や地域の活動の中で、市民一人ひとりが、それぞれに男女平等をめざし、性別にかかわらず役割と責任を分かち持つ男女共同参画意識やスキルを高めていくことが重要です。

■ 施策

課題1

男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進

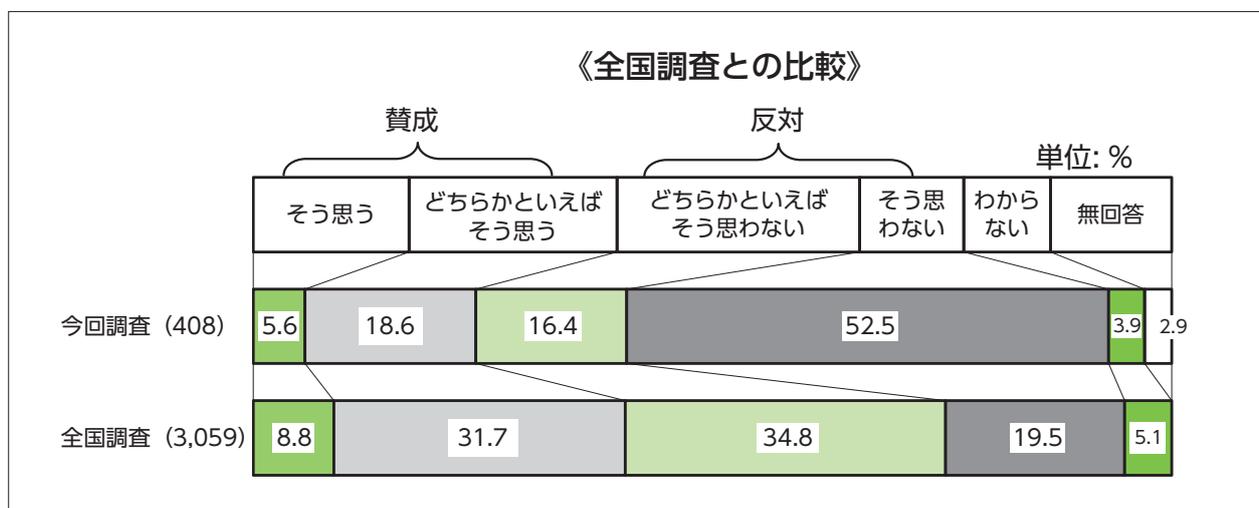
施策1 家庭における男女平等の推進

施策2 男女平等の視点を伝える学校教育・学習の実践

施策3 生涯を通じた男女平等を進める学習の場の推進

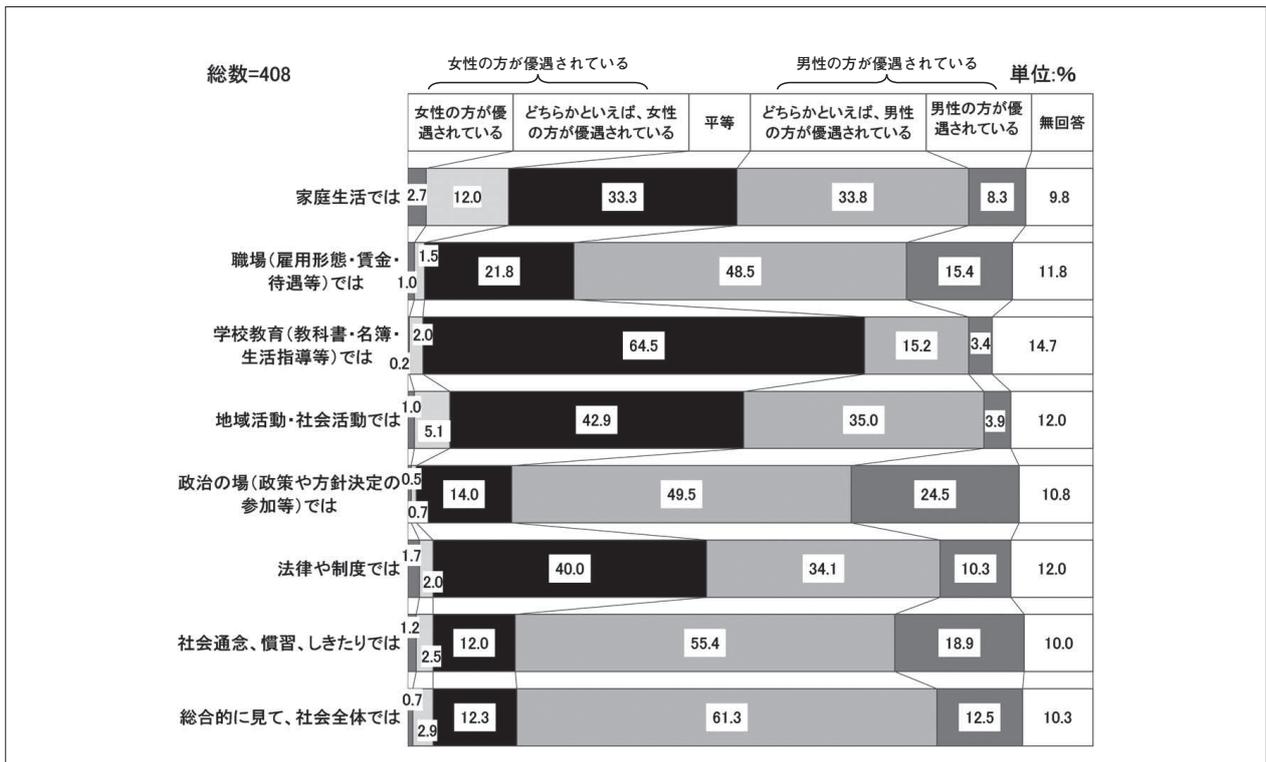
施策4 地域活動、市民協働の推進

図Ⅲ-1 『夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである』と考える割合



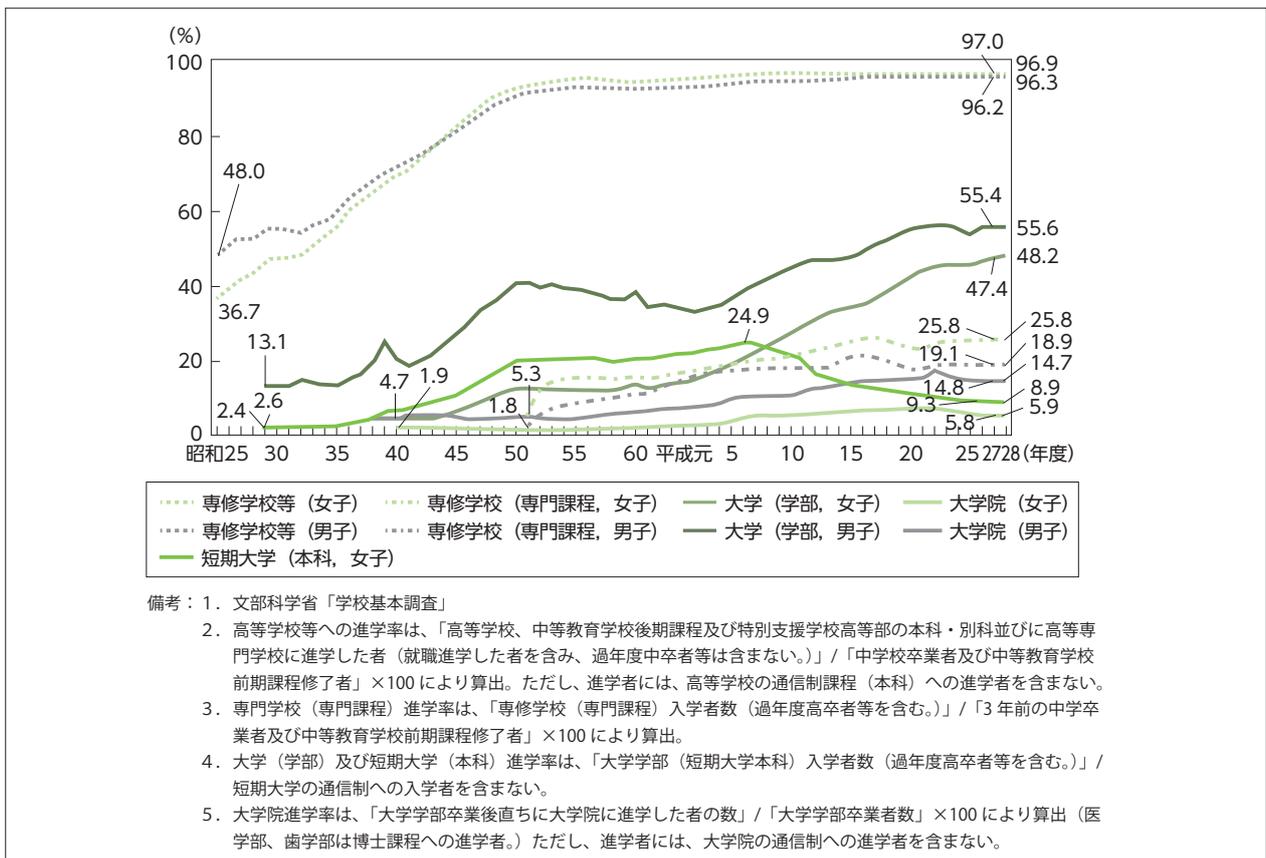
全国調査：「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成28年度 内閣府）
出典：「清瀬市男女平等に関する意識・実態調査」（平成28年度 清瀬市）

図Ⅲ-2 各分野における男女の地位の平等感



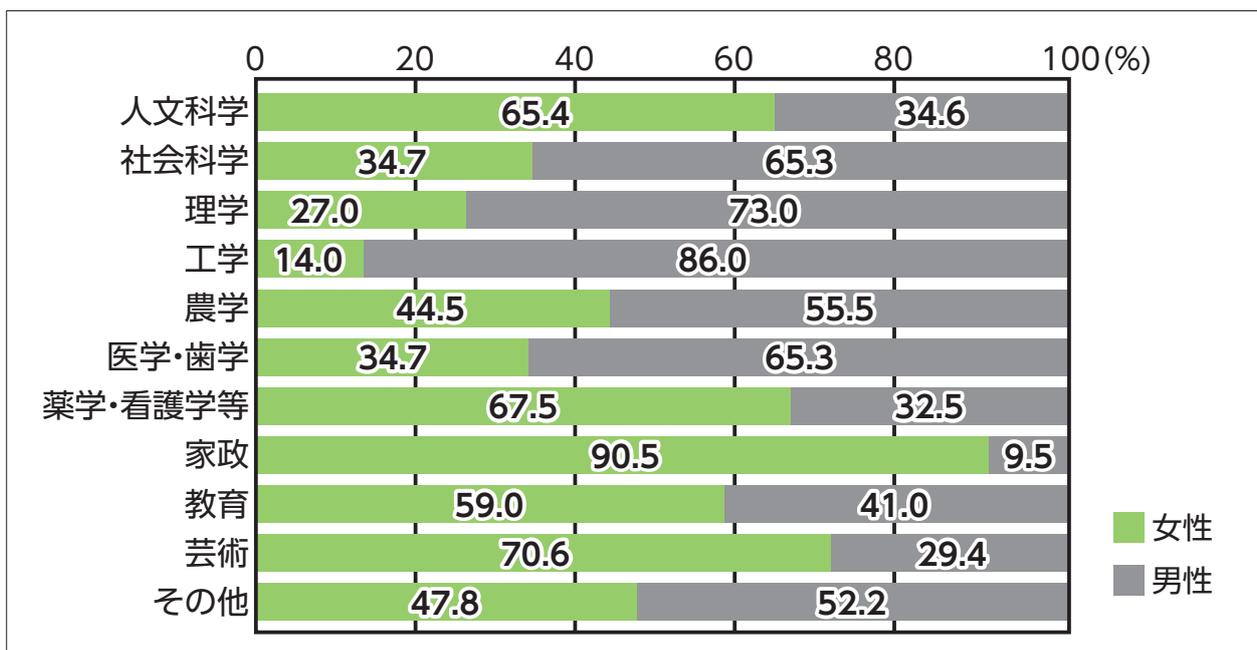
出典：「清瀬市男女平等に関する意識・実態調査」(平成28年度 清瀬市)

図Ⅲ-3 学校種類別進学率の推移



出典：「平成29年度 男女共同参画白書」(内閣府)

図Ⅲ-4 専門分野別に見た学生（学部）の男女割合



出典：文部科学省「学校基本調査」

施策1 家庭における男女平等の推進

施策1では、子どもが育つ環境として、それぞれの家庭で男女平等が実現するように、意識啓発や学習、その結果として特に男性が実際に家事育児介護を担うことにつながる場づくりを進めます。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
3	1	1	1	性別にとらわれない子育て知識技術の普及	性別にとらわれない乳幼児の養育知識・技術の向上を図ります。	健康推進課 子ども家庭支援センター
3	1	1	2	家庭における性別役割分担意識の見直し	家事・育児・介護等の性別役割分担意識の見直しや男女共同参画のための啓発・情報提供・学習活動を推進します。	男女共同参画センター
					自分で栄養を考えてつくる料理教室など食育を通して性別にかかわらず生活的自立を促します。	産業振興課

施策2 男女平等の視点を伝える学校教育・学習の実践

施策2では、子どもの成長に伴い、学校でも、社会でも、男女平等教育を推進します。特に学校では、様々な活動における男女の役割分担などの「隠れたカリキュラム」*7を通して、無意識に児童生徒に固定的な役割分担意識が伝えられる場合もあることから、各教科の指導や学校における教育活動全般を通じて、男女共同参画意識をはぐくむ教育を行います。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
3	1	2	1	人権教育・性教育の推進【再掲2-1-1-6】	人権課題「女性」や東京都教育委員会の「性教育の手引き」に基づいた生命尊重等、それぞれの性を理解し、尊重するための人権教育・性教育を実施します。	指導課
3	1	2	2	キャリア教育、進路指導の充実	性別にとらわれることなく、個性を尊重し能力と適性を生かしたキャリア教育、進路指導の充実を図ります。	指導課
3	1	2	3	男女共同参画の視点による隠れたカリキュラムの点検と改善	学校における名簿・性別表現等潜在化された指導内容、言語・行動・慣習に対して、男女平等や性的マイノリティの理解に基づいた点検や見直しを行います。	指導課
3	1	2	4	性感染症などに関する情報提供	エイズ等性感染症に関する学校保健活動の充実を図ります。	指導課
3	1	2	5	性の多様性をめぐる理解の推進	性的マイノリティの子どもたちの尊厳を守るための、人権教育を推進し、相談体制を整えます。	指導課
3	1	2	6	子どもへの食育の推進	食に関する知識や判断力、スキルを身に付けるため食育を充実させます。	指導課 子育て支援課 健康推進課
3	1	2	7	男女平等教育の明確な位置づけに基づく学校教育の推進	「男女平等推進条例子どものためのガイドブック」の活用を推進し、教材・情報の提供、出前授業を通して、学校での男女平等教育を充実させます。	男女共同参画センター
3	1	2	8	教職員に対する研修の充実	市内の学校教職員に対し、人権課題「女性」、男女共同参画に関する研修を充実していきます。	指導課
3	1	2	9	幼児教育関係者への研修の実施	幼稚園・保育園の教職員等幼児教育関係者に研修を実施します。	関係各課

*7 「隠れたカリキュラム」とは学校生活の中で教師が指導計画や教科書に沿って意図的に教えたことではないにもかかわらず、生徒が学びとっていく知識、行動、態度等やその人間形成的な影響のこと。

施策3 生涯を通じた男女平等を進める学習の場の推進

施策3では、地域の生涯学習や市民活動において、男女共同参画の視点や課題について学ぶ機会を推進します。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
3	1	3	1	男女共同参画の啓発事業の推進	幅広く男女平等の課題を共有し、男女共同参画を進めるための学習・啓発活動を充実させます。	男女共同参画センター
3	1	3	2	男女共同参画に関する情報発信・提供の充実	男女平等に関する情報を女性広報誌Ms.スクエア、施設の図書・情報コーナー等で発信していきます。	男女共同参画センター
3	1	3	3	社会教育講座における男女平等意識の充実	男女平等を推進する内容や視点を持つ生涯学習の機会を充実させます。	生涯学習スポーツ課

施策4 地域活動、市民協働の推進

施策4では、市民協働を推進し、市民の主体的な活動を活性化し、よりよい男女平等に寄与する活動を充実させていきます。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
3	1	4	1	多様な分野・役割を通じた市民協働の推進	事業に関する企画提案、事業委託等、多様な形の市民協働を実現します。	関係各課
3	1	4	2	地域における市民協働の推進	コミュニティをはぐくみ円卓会議を推進し、市民の地域活動の活性化と自治の意識を醸成します。	企画課
3	1	4	3	市民活動の支援	市民活動が活性化し、女性の能力発揮や男性の地域参画の場となるよう、情報提供や活動の場の提供を行い、NPOや社会的起業の活動を支援します。	企画課
3	1	4	4	多文化交流の推進	市民活動を活性化するための交流・情報提供等の支援を行います。	企画課
3	1	4	5	大学等と連携による男女共同参画事業の充実	市民グループ・団体・大学等との男女平等に寄与する活動の連携・協働を推進します。	男女共同参画センター

課題2 メディア・刊行物における男女平等と人権の尊重

高度情報社会の進展によって、様々なメディアから、日々大量の情報が発信され、市民の価値観の形成にも影響を与えています。図Ⅲ-5にあるように、市民のメディアに対する意識の中でも、暴力（37.7%）、女性の過度の性的表現（19.6%）、既存の男らしさや女らしさに当たらないことを笑い物にする表現（19.4%）の問題や、情報を見せるべきではない子どもや見たくない人にも触れてしまう問題（37.5%）が指摘されています。また、特定の職業につく人を男女どちらかに決めつけるような固定的な性別役割分担意識に基づいた表現や、社会的・文化的に形成される男らしさや女らしさの概念にとらわれた表現、性の商品化や女性を暴力の対象としてしまうような表現なども多くみられます。テレビ、新聞、雑誌等のマスメディアでの記事や番組、CMはもとより、特に自治体が産業振興や観光等のために地域の広報を行う公的機関の広報においても、問題が指摘されることが後を絶ちません。人権意識や男女共同参画の視点をもった情報の受発信力を高めることはますます重要となっています。

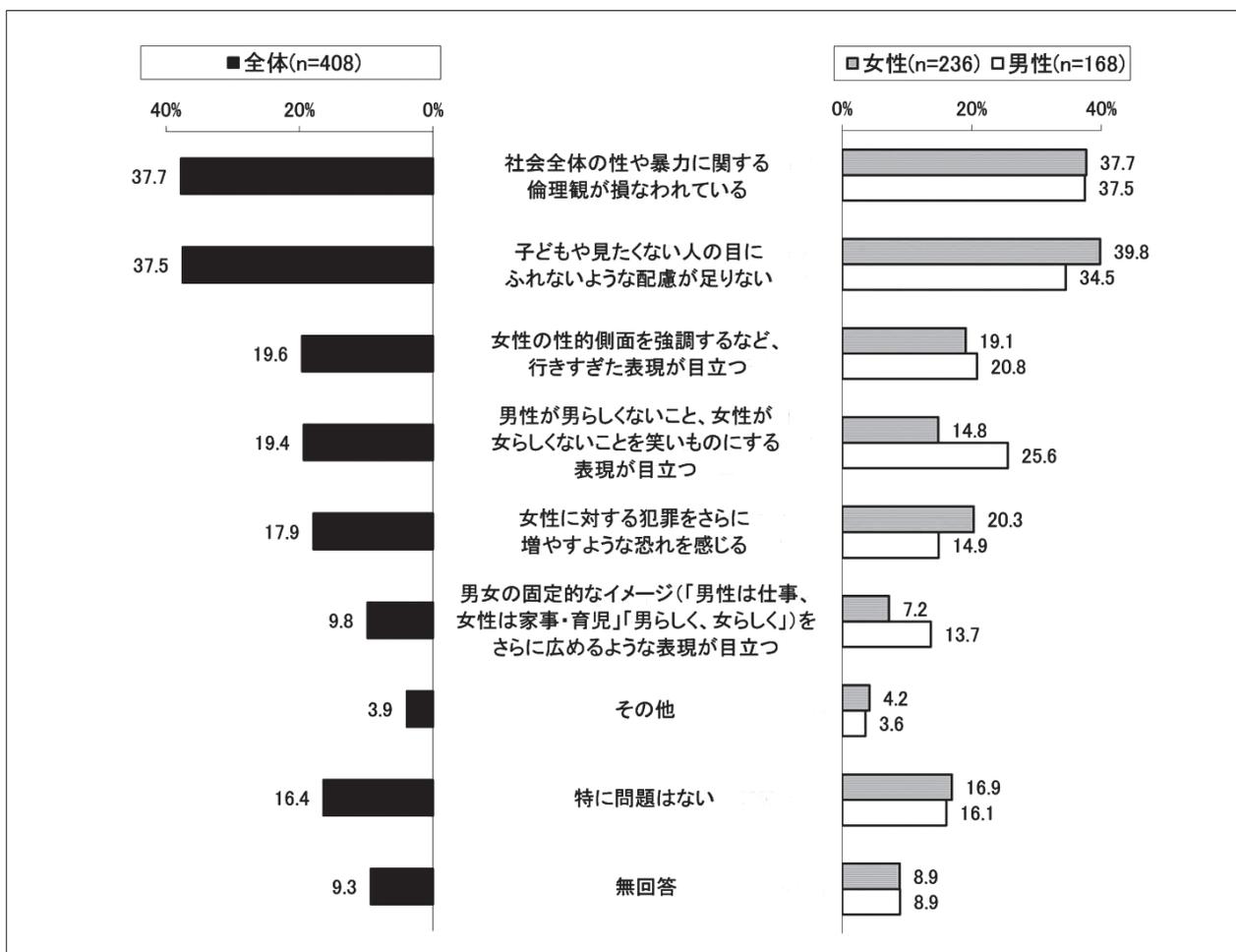
■ 施策

課題2 メディア・刊行物における男女平等と人権の尊重

施策1 情報発信能力の育成

施策2 人権・男女平等の視点でのメディアリテラシーの推進

図Ⅲ-5 メディアにおける性・暴力表現に対する考え方



出典：「清瀬市男女平等に関する意識・実態調査」（平成28年度 清瀬市）

施策1 情報発信能力の育成

施策1では、あらゆる人々がSNS（*8）等新しい情報ツールを知り、その特徴を理解し、自分の意思表示や表現を多様な方法で行っていただけるよう支援します。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
3	2	1	1	学校教育における情報教育の推進	様々な情報メディアの特徴を理解し、情報の扱い方や危険性をふまえ、正しく選択活用できる能力を育成します。	指導課
3	2	1	2	学校教育における情報技術向上の推進	ICT等情報メディアのツールのスキルを身に付け自分自身の発信能力を育成します。	指導課
3	2	1	3	情報受発信能力の育成	メディアの特徴を理解し、男女共同参画の視点をもった情報の読み方、発信・表現能力を育成する学習等の機会を推進します。	男女共同参画センター

*8 SNSとはソーシャル・ネットワーキング・システムの略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。（例としてFacebookやLINEなど）友人同士、同じ趣味を持つ人、近隣地域の住民などある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。会社や組織の広報として用いられることもある。

施策2 人権・男女平等の視点でのメディアリテラシーの推進

施策2では、人権・男女共同参画の視点で問題の含まれた映像や表現を含むメディアからの情報を、無批判に受け入れるのではなく、主体的にそれを読み解いていく能力の向上を図る取り組みを進めます。また、市が発信する情報には暴力や性的表現、固定的な性別役割分担の表現に留意し、人権・男女共同参画の視点からの情報教育、情報発信に取り組みます。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
3	2	2	1	市の広報における男女平等の視点の導入	市の事業にかかわる様々な広報（刊行物、HP）等を男女平等の視点で点検し、適切な表現を徹底します。	関係各課
3	2	2	2	市の広報刊行物等における男女平等の視点と参画の推進	シティープロモーション等事業の企画、実施において女性の参画と男女平等の視点での配慮を推進します。	秘書広報課
3	2	2	3	人権・男女共同参画の視点からのメディアリテラシーの推進	人身取引、児童ポルノ、JKビジネス等暴力や差別につながる表現に気づき、問題を指摘する能力を養うメディアリテラシーの学習・啓発を推進します。	男女共同参画センター
3	2	2	4	人間尊重の視点育成と、暴力防止のための情報教育	犯罪被害者防止教育や人権教育を通して、情報の中の暴力や性的商品化の問題を認識し、被害者にも加害者にもならないように、自分の尊厳を守る教育を行います。	指導課

課題3 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

清瀬市の政策決定過程において、どの程度男女共同参画が実現しているかについては、政策自体の内容を左右するもので、きわめて重要です。清瀬市議会においては女性議員が45%と全国でも高い状況です。また、審議会・委員会における女性の比率は39%となっています。しかし、分野によっては女性の参画がないものもあり、改善が求められています。例えば、農林水産省と全国農業会議所の働きかけによる「女性農業委員が一人も登用されない農業委員会の解消」、「1農業委員会あたり複数の女性の選出」の動きにより、長く女性が不在であった清瀬市農業委員会にも平成29年度より女性委員が生まれました。東日本大震災以降、防災分野にも女性の登用が国からも進められ、清瀬市においても女性の参画が進んでいます。このように国からの改革も後押しをして、少しずつ改善はみられるものの、今なお男女比率に偏りがある分野もみられ、様々な分野で女性の視点をもった参画やリーダーシップの発揮に向けての取り組みが必要とされています。

■ 施策

課題3

政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

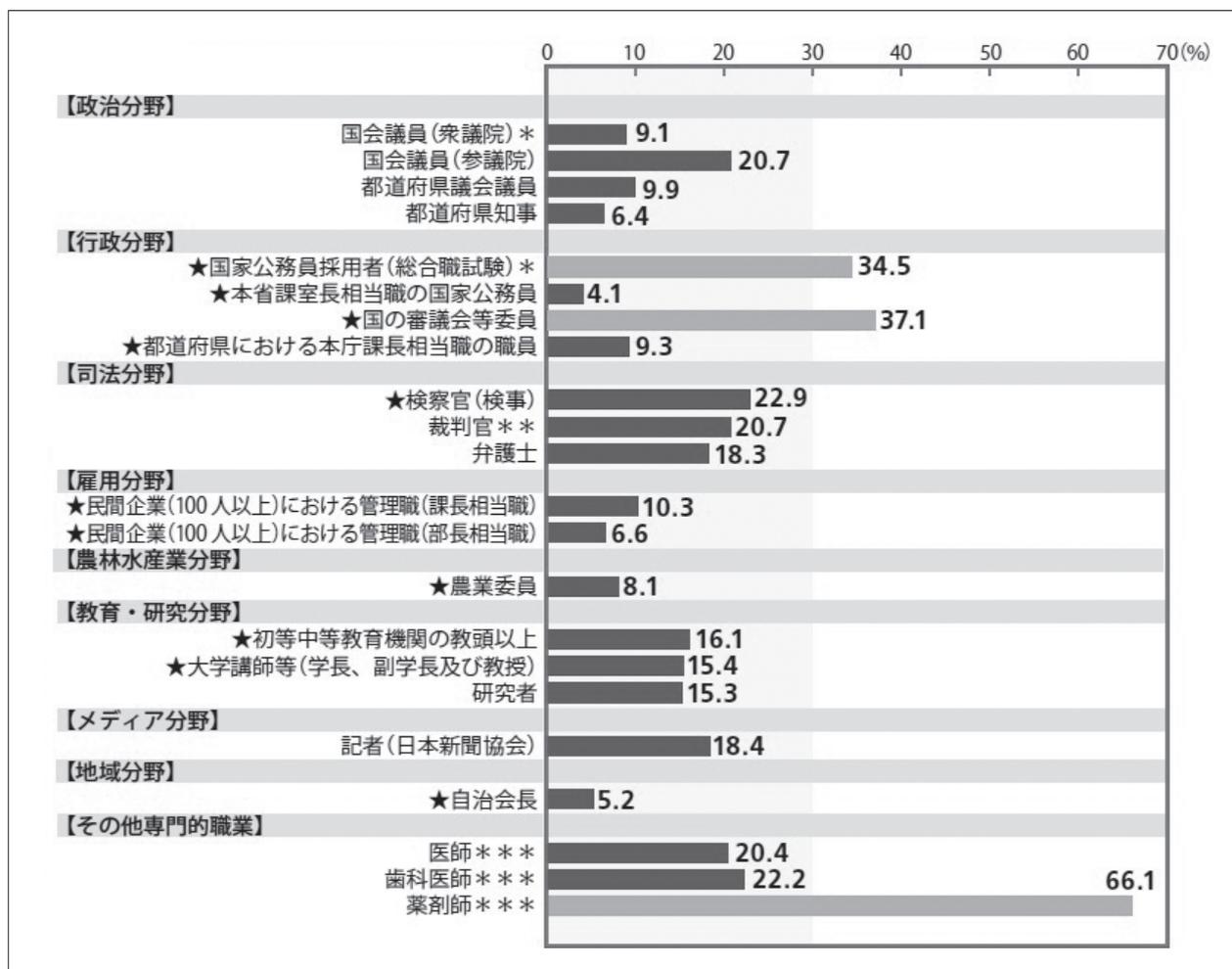
施策1 市政への男女共同参画の推進

施策2 地域活動における男女共同参画の推進

施策3 防災における男女共同参画の推進

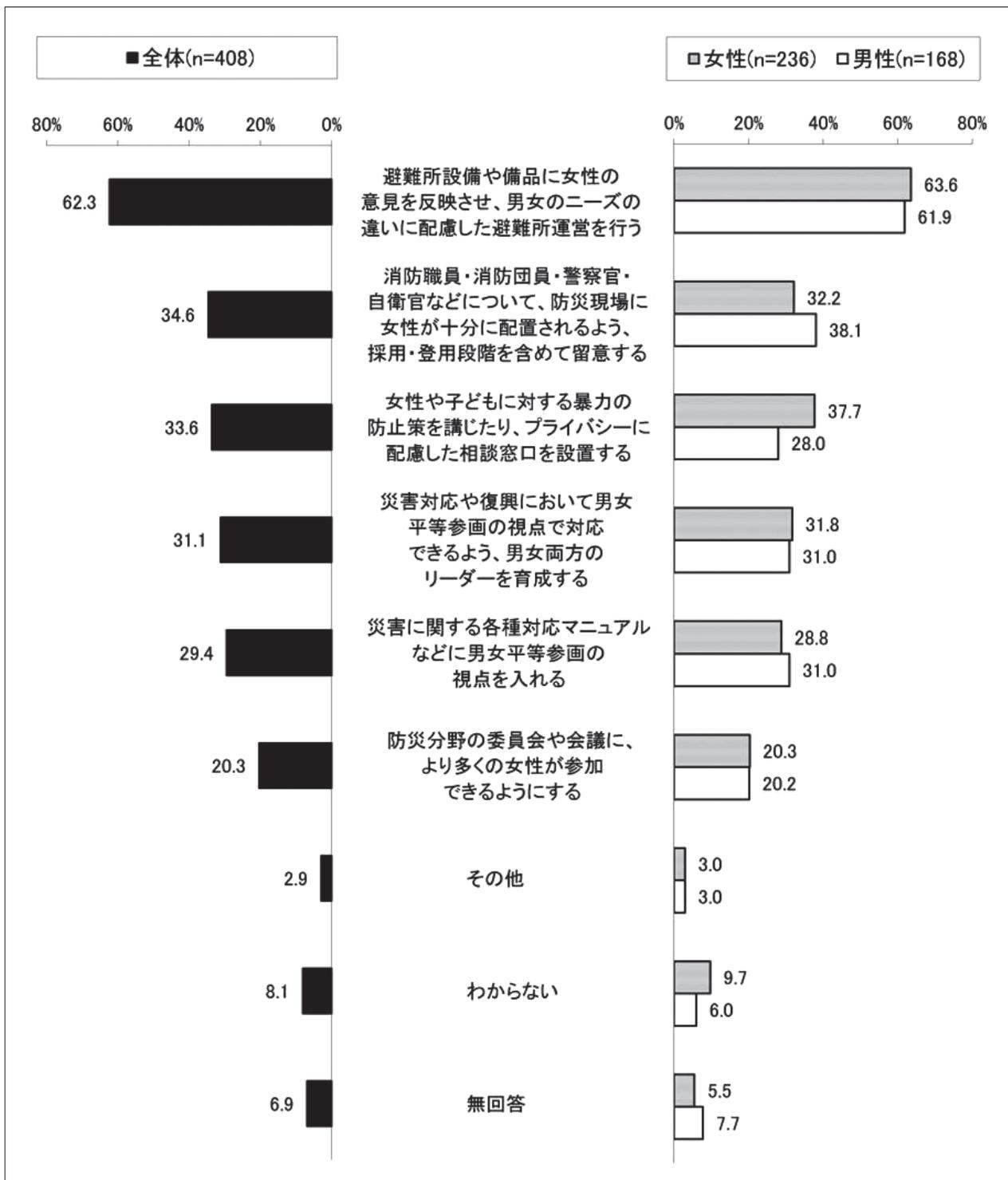
施策4 国際化・国際的な動向の把握

図Ⅲ-6 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合



出典：「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成29年1月 内閣府）

図Ⅲ-7 防災分野に男女共同参画の視点を活かす上で重要なこと



出典：「清瀬市男女平等に関する意識・実態調査」（平成28年度 清瀬市）

施策1 市政への男女共同参画の推進

施策1では、多様な人々のニーズに応じて、だれもが人権を尊重される社会をつくるために、これからも市政への男女共同参画を推進し、審議会や各種委員会への女性登用を進めます。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
3	3	1	1	審議会や各種委員会等への女性の登用の推進	審議会や各種委員会等における男女比率に配慮し、専門性、当事者性等立場に関わらず女性の登用を図ります。	関係各課
3	3	1	2	男女別統計による共同参画の実態把握	審議会や各種委員会等への女性の参画の状況を定期的に把握します。	企画課
3	3	1	3	まちづくりにおける男女共同参画と人権の配慮	都市計画マスタープラン等を策定する中で市民参加の場を設け、バリアフリーやユニバーサルデザインなどの導入を進めていくことで、男女共同参画や人権に配慮したまちづくりを推進します。	まちづくり課

施策2 地域活動における男女共同参画の推進

施策2では、市民活動の中で、量的にも質的にも性別役割分業によらない役割分担を進めるために、性別統計による地域活動への参画の実態の把握を行います。また、多様な立場の人々を理解し、支え合い、ともに地域社会を築いていく地域づくりを実現するために、啓発や出前講座などにより理解を促進していきます。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
3	3	2	1	市民活動の中での男女共同参画の視点の普及	出前講座、啓発・情報提供などを通して地域の様々な活動の中での男女共同参画を推進します。	男女共同参画センター
3	3	2	2	公共施設における男女共同参画と人権の配慮	公共施設の運営に市民の意見を取り入れる場を設置し、男女共同参画や人権に配慮したまちづくりを進めます。	関係各課

施策3 防災における男女共同参画の推進

施策3では、特に防災分野での男女共同参画を推進していきます。東日本大震災以降、防災計画や防災活動に女性の視点を導入し、実際の防災にあたって女性のニーズに対応し、女性自身がリーダーシップを発揮することは、被災地からも、国の方針としても強く求められてきました。大災害の際には、被災者であっても支援者であっても欠かせない人権等様々なニーズの違いに注意深く配慮することが、災害時の避難生活の中で、心身の不調から起こる「災害関連死」や暴力の被害を少なくし、被災者や支援者の負担を軽減していく鍵となります。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
3	3	3	1	防災における男女共同参画の学習・啓発の推進	人権・男女共同参画の視点、課題と対応策の事例や基準等の知識、対応能力を育成する防災研修、学習、啓発を推進します。	男女共同参画センター
3	3	3	2	防災対策における女性の参画推進	男女共同参画の視点を持った災害対策、計画、避難所運営等に関する訓練、啓発を進めます。	防災防犯課
3	3	3	3	防災活動を担う女性の登用とリーダーシップの育成	災害対策に向けた計画づくり、避難所運営にかかわる避難所運営協議会、委員会、自主防災組織等への女性の参画とリーダーへの登用を図ります。	防災防犯課 教育総務課
3	3	3	4	災害時要援護者対策の充実	避難行動要支援者、要配慮者等、災害時にぜい弱な立場の人々への支援を人権・男女共同参画の視点をもって充実させていきます。	地域包括ケア推進課

施策4 国際化・国際的な動向の把握

施策4では、世界で114位といわれる日本のジェンダー格差のみならず、様々な国際的な情報を知ることで、身近な社会を見直し、よりよい変化に繋ぐことが求められています。また、国際化のもうひとつの側面、多様な文化をもつ人々と共に生きる地域の国際化、とりわけ、ニーズを把握しにくい市内に居住する外国人女性のニーズをくみ取るため、基本的な動向を把握していきます。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
3	3	4	1	国際的な男女平等に関する動向や情報の収集、提供	男女平等に関する国際的な情報収集・提供を行い、男女共同参画社会の実現に役立てます。	男女共同参画センター
3	3	4	2	外国籍住民の実態把握	外国人住民の動向を把握し、課題や施策検討の情報とします。	企画課

目標4 プランの積極的な推進

男女平等の実現は清瀬市だけでできるものではありません。国や都との連携が必要かつ重要です。庁内はもとより市民や専門家を交えた場で評価することで、職員の意識、市民の関与を高め、目標に向かっていくことができます。

また、男女平等推進の拠点施設としての男女共同参画センター（アイレック）の事業の活性化を図っていきます。市民による様々な参画の場を生かしながら、人材育成と交流、新たな課題や必要な連携、協働の取り組みなど、男女共同参画を実践し、推進する場としていきます。

目標4 プランの積極的な推進

課題1 庁内推進体制の充実と強化

課題2 男女共同参画の推進基盤の強化

目標値

	指 標	実績	目標値 平成39年度 (2027)
16	男女共同参画センター（アイレック）の認知度（前回48.7%）	平成28年度 59.1%	80%
17	きよせ女性広報誌「Ms. スクエア」の認知度（前回48.7%）	平成28年度 41.4%	60%

【資料】

16…清瀬市男女平等に関する意識・実態調査【120頁図表117】

17…清瀬市男女平等に関する意識・実態調査【122頁図表120】

課題1 庁内推進体制の充実と強化

課題1では、庁内外の推進体制、プランの進捗状況管理と評価について取り組みを進めます。このプランは期間を10年間としていますが、進捗状況の管理を行いながら、社会の変化と課題について継続的に検討し、必要に応じて適切に運用していきます。

■ 施策

課題1 庁内推進体制の充実と強化

施策1 国や都との連携強化

施策2 庁内推進体制の充実

施策3 プランの進捗管理と改善

図Ⅳ-1 庁内推進体制のPDCA



施策1 国や都との連携強化

施策1では、男女平等の課題解決にむけての連携が効果的に行われるように、市町村会等を通して国や都に働きかけます。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
4	1	1	1	国や都との連携	市長会等を通して、国や都に制度の充実や施策の整備を要望していきます。	男女共同参画センター

施策2 庁内推進体制の充実

施策2では、このプランをP D C Aサイクルに沿った進行管理を行うことで、庁内の組織的な取り組みを推進していきます。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
4	1	2	1	推進体制の強化及び充実	全庁的な情報共有と推進本部、専門部会等総合的あるいは分野的な庁内連携による定期的な開催と内部体制の充実を図り、推進していきます。	男女共同参画センター
4	1	2	2	男女別統計による住民ニーズの把握	調査、利用統計等において性別での統計を行いニーズを把握します。	関係各課
4	1	2	3	男女共同参画研修の充実	職員の男女共同参画研修を充実させます。	職員課

施策3 プランの進捗管理と改善

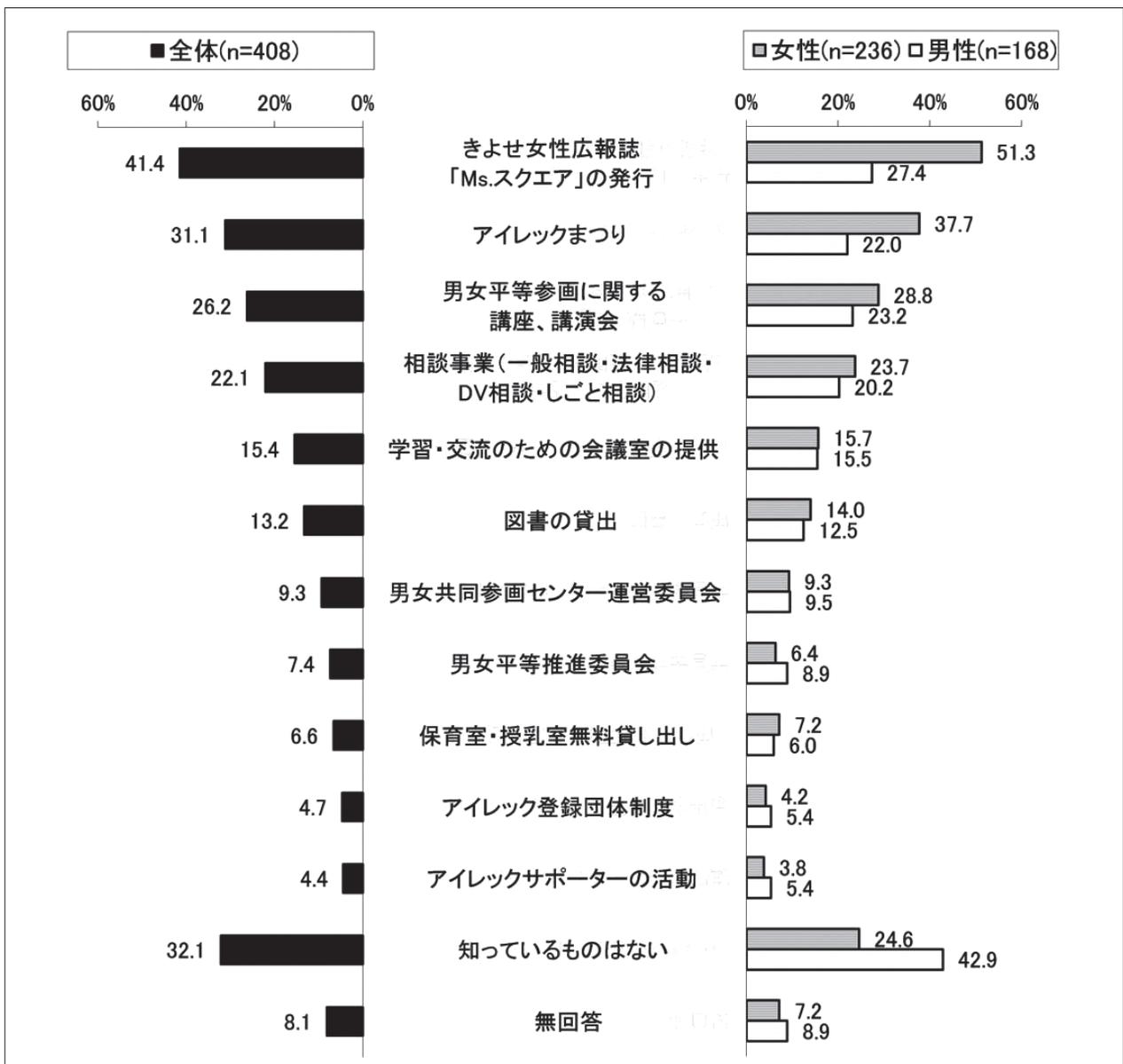
施策3では、様々な施策・事業が男女共同参画社会の実現のためのひとつであることを認識し、またその成果を評価しながら次善の策に繋いでいきます。そのために、庁内のプランの進捗状況調査と男女平等推進本部、市民や専門家も含めた男女平等推進委員会による評価を継続的に行っていきます。

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
4	1	3	1	男女平等推進プランの推進	男女平等推進プラン進捗状況調査を行い、男女平等推進本部と定期的な点検を行います。	男女共同参画センター
4	1	3	2	男女平等推進委員会におけるプランの進捗状況の点検と評価の実施	プラン進捗に関する推進会議の点検と提言機能を充実させていきます。	男女共同参画センター
4	1	3	3	プランの目標実現に向けた進捗管理	男女共同参画社会の実現に向けた施策の着実な推進のために定期的にP D C Aサイクルによる進行管理を行います。	男女共同参画センター

課題2 男女共同参画の推進基盤の強化

課題2は、施策推進の拠点としての男女共同参画センター（アイレック）の役割の充実についてです。市民に向けたInformation（情報）、Learning（学習）、Exchange（交流）、Consultation（相談）の各事業について、新たなニーズや必要なテーマについての学習や情報提供を効果的に行っていきます。そして、人と共に学び、団体や個人が活動するための、よりよい場づくりを行っていきます。

図Ⅳ-2 アイレックの機能の認知度



出典：「清瀬市男女平等に関する意識・実態調査」(平成28年度 清瀬市)

施策1 男女共同参画センター事業の充実

目標	課題	施策	事業	事業名	事業内容	所管
4	2	1	1	男女平等に関する意識・実態調査の実施	総合的あるいは特定分野における男女共同参画に関する意識・実態調査を実施します。	男女共同参画センター
4	2	1	2	男女共同参画センター事業の充実	新たなテーマやニーズへの取り組み、参画の活性化等、男女共同参画センター事業を充実させます。また、施策の推進機能を強化します。	男女共同参画センター
4	2	1	3	苦情処理の充実	苦情処理委員会等推進機能の積極的な周知、啓発を進めます。	男女共同参画センター
4	2	1	4	男女共同参画における連携強化	広域連携、市民、事業者、団体等との連携を広げ、事業強化を図ります。	男女共同参画センター

Ⅲ. 資 料

○ 清瀬市男女平等推進条例

平成18年6月29日条例第24号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 責務（第5条—第9条）

第3章 基本的施策（第10条—第17条）

第4章 清瀬市男女平等推進委員会（第18条—第21条）

第5章 苦情の処理（第22条—第24条）

第6章 雑則（第25条）

附則

私たちは、女性も男性もすべての市民が、個人としての
人権を尊重され、自分らしさを発揮し、平和で住みよ
いまちづくりにともに参画する男女平等参画社会の
実現を願っている。

これは「個人の尊厳」や「法の下での平等」を謳った
日本国憲法の理念でもあり、国際的には国連の「女子
差別撤廃条約」や第4回世界女性会議の北京宣言・行
動綱領等でその重要性が強調されている。また、国の
「男女共同参画社会基本法」においても「男女共同参
画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重
要課題」と位置付けている。

清瀬市においては、昭和58年に「清瀬市婦人行動
計画」を策定し、平成7年に「清瀬市男女共同参画セ
ンター」を開設し、平成12年には「清瀬市男女平等
推進プラン」を策定して、市民参画を基本としながら
男女平等を推進するさまざまな取り組みを行ってき
た。

女性も男性も社会的性別の概念にとらわれることな
く、個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野で対等
に参画する男女平等参画社会を実現して、豊かで、安
心して暮らせる、しかも活力ある清瀬市を築いていく
ため、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等参画社会の形成に関
し、基本理念並びに市、市民、事業者、その他の団
体及び教育に携わる者の責務を明らかにするととも
に、市の施策の基本的事項を定めることにより、す
べての市民が性別に関わりなく個人として尊重さ
れ、平等にいきいきと暮らせるまちの実現を図るこ
とを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の

意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民とは、清瀬市の区域内（以下「市内」とい
う。）に居住する者、市内に存する事務所若し
しくは事業所に勤務する者又は市内の学校に在学
する者をいう。
- (2) 事業者とは、市内において営利を目的とした事
業活動を行なう個人、法人及び団体をいう。
- (3) その他の団体とは、市内において社会活動を行
なう非営利団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメントとは、他の者を不
快にさせる性的な言動により、個人の心身に苦
痛を与え、又はそのことに起因して個人に不利
益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンスとは、配偶者又
は元配偶者等親しい関係にある者からの身体
的、精神的、経済的、性的暴力その他心身に有
害な影響を及ぼす言動をいう。
- (6) 積極的格差是正措置とは、社会のあらゆる分野
における活動に参画する機会についての男女間
格差を是正するため、必要な範囲において、男
女いずれか少ない方に対して活動に参画する機
会を積極的に提供することをいう。
- (7) 性別統計とは、女性と男性の置かれた状況によ
り抱える課題は異なることから、調査統計を性
別で調査及び分析することをいう。

（基本理念）

第3条 男女平等参画社会の形成を図るため、次の各
号に掲げる事項を基本理念として定める。

- (1) すべての人が、個人としての人権を尊重され、
性別を理由として直接又は間接に差別的取扱い
を受けることなく、一人ひとりの個性と能力を
十分発揮できる機会が確保されること。
- (2) 女性と男性が、性別による固定的な役割分担に
とらわれることなく、自己の意思と責任による
多様な生き方の選択が尊重されること。
- (3) 女性と男性が、家事、子の養育、家族の介護そ
の他の家庭生活における責任を分かち合うとと
もに、家庭生活と社会活動を両立できるような
環境が整備されること。
- (4) 女性と男性が、社会の対等な構成員として、さ
まざまな領域における活動の方針立案及び決定
の過程で共同参画する機会が確保されること。
- (5) 女性と男性が、互いの性を理解し尊重し合うと
ともに、性に基づいた健康が生涯にわたり維持
されるよう配慮されること。

（性別による人権侵害事項）

第4条 何人も、次の各号に掲げる行為を行ってはな
らない。

- (1) 社会のあらゆる場における性別を理由とする差

別的な取扱い

- (2) 社会のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント
- (3) 家庭内等におけるドメスティック・バイオレンス

第2章 責務

(市の責務)

第5条 市は、男女平等推進施策を主要施策に位置付け、積極的格差是正措置を含む施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、市職員、市民、事業者、その他の団体及び教育に携わる者が男女平等の推進について理解を深められるよう、啓発活動に積極的に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、男女平等参画社会の実現に向けて、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における取り組みに、主体的かつ積極的に参画するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が行う男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、当該事務所又は事業所内における男女間格差及び差別の是正を図り、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めるとともに、従業員に対し、職場における活動、家庭における子の養育及び家族の介護並びに社会活動等を両立させるための支援に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が行う男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(その他の団体の責務)

第8条 その他の団体は、男女平等参画の認識に立ち社会活動を行うとともに、市が行う男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第9条 あらゆる分野において教育に携わる者は、男女平等参画社会を実現するため教育の果たす役割の重要性を認識し、男女平等参画の理念に配慮した教育を行うよう努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めなければならない。

第3章 基本的施策

(推進プランの策定)

第10条 市長は、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、清瀬市男女平等推進プラン（以下「推進プラン」という。）を策定するものと

する。

- 2 市長は、推進プランを策定又は変更しようとするときは、あらかじめ清瀬市男女平等推進委員会の意見を聴くとともに、市民、事業者、その他の団体及び教育に携わる者（以下「市民及び事業者等」という。）の意見を反映させるよう努めなければならない。

(推進体制の整備)

第11条 市は、推進プランの実施に関し、調整、進行管理、評価及び公表を行うため、必要な体制を整備するものとする。

- 2 市は、男女平等推進の拠点施設として設置した男女共同参画センターを、市民参画により運営するものとする。

(方針等決定過程への女性参画の推進)

第12条 市は、附属機関への女性の参画を積極的に推進するよう努めなければならない。

- 2 市は、女性の市職員の登用及び職域拡大並びに能力開発について積極的に取り組むこととする。

(男女平等教育・啓発活動の促進)

第13条 市は、市の職員及び市立小中学校の教職員に対して、男女平等参画への認識を深めるための啓発に努めなければならない。

(調査及び研究等)

第14条 市は、男女平等参画社会の形成に必要な調査、研究及び資料提供を行うものとし、市が実施する調査統計は、原則として性別統計を行うものとする。

(ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者の自立支援)

第15条 市は、ドメスティック・バイオレンス及びこれに伴い発生が懸念される児童虐待の防止について、広く市民に啓発するとともに、被害者の自立へ向けた支援を行うものとする。

(女性の就労等経済的自立支援)

第16条 市は、女性の就労等経済的自立を支援するための施策を行うものとする。

(市民及び事業者等への支援)

第17条 市は、市民及び事業者等と連携しながら男女平等推進施策を推進するとともに、市民及び事業者等の取り組む男女平等推進事業等を支援するものとする。

第4章 清瀬市男女平等推進委員会

(設置)

第18条 男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として清瀬市男女平等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置す

る。

(所掌事項)

第19条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進プランの基本的な考え方の検討に関すること。
- (2) 推進プランの実施結果の評価に関すること。
- (3) その他男女平等参画社会の形成に係る重要事項に関し、市長が必要と認めること。

(組織)

第20条 委員会は、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織し、そのうち公募により委嘱する委員の数は委員総数の半数とする。

- 2 委員の委嘱は、男女いずれか一方の数が委員総数の10分の6を超えないものとする。

(委員の任期)

第21条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任を妨げない。

第5章 苦情の処理

(苦情の申立て)

第22条 市民及び事業者等は、市の施策が男女平等の推進に反すると認めるときは、清瀬市男女平等苦情処理委員に苦情の申立てをすることができる。

- 2 市民は、性別による差別的取扱いその他男女平等推進施策を阻害する要因によって人権が侵害されたと認めるときは、清瀬市男女平等苦情処理委員に苦情の申立てをすることができる。

(苦情処理窓口の設置)

第23条 市長は、市が実施する男女平等推進施策又は男女平等参画社会の形成を阻害する内容に関し、苦情を受け付けるための相談窓口を設置する。

(清瀬市男女平等苦情処理委員)

第24条 市長は、第22条に規定する申立てのあった苦情を適切かつ迅速に処理するため、清瀬市男女平等苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）

を置く。

- 2 苦情処理委員は、男女平等参画社会の形成に深い理解と識見を有する者2人以内を市長が委嘱する。
- 3 苦情処理委員の任期は2年とし、補欠の苦情処理委員は前任者の残任期間とする。ただし、苦情処理委員の再任を妨げない。
- 4 苦情処理委員は、第22条第1項の規定による苦情の申立てを受け付けた場合において、必要があると認めるときは、調査のため市に資料の提出及び説明を求めることができる。
- 5 苦情処理委員は、前項の調査をした結果において必要があると認めるときは、是正その他の措置を講じるよう市長に勧告することができる。
- 6 苦情処理委員は、第22条第2項の規定による苦情の申立てを受け付けた場合において、必要があると認めるときは、関係者に是正の要請をするよう市長に勧告することができる。
- 7 市長は、苦情処理委員から勧告を受けたときは、適切な措置を講じるものとする。
- 8 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

第6章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第5章の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている清瀬市男女平等推進プランは、第10条第1項の規定により策定した推進プランとみなす。

○ 清瀬市男女平等推進条例施行規則

平成18年7月11日規則第31号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 清瀬市男女平等推進本部（第2条—第7条）
- 第3章 清瀬市男女平等推進委員会（第8条—第13条）
- 第4章 苦情処理（第14条—第24条）
- 第5章 雑則（第25条・第26条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、清瀬市男女平等推進条例（平成18年清瀬市条例第24号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 清瀬市男女平等推進本部

（清瀬市男女平等推進本部の設置）

第2条 市は、条例第11条第1項に規定する必要な体制整備を図るため、清瀬市男女平等推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌）

第3条 推進本部の所掌は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）男女平等推進に関する施策の総合調整、進行管理、評価及び公表に関すること。
- （2）その他男女平等推進に関する施策について市長が必要と認める事項

（構成）

第4条 推進本部は、副市長、教育長、部長及び担当部長を委員として構成する。

- 2 推進本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長及び副本部長は、推進本部の委員の中から市長が指名する。
- 4 本部長は、推進本部の会議を代表し、会務を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（推進本部の会議）

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 推進本部の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

（専門部会）

第6条 推進本部は、下部組織として専門部会を置く。

- 2 専門部会は、第3条に掲げる所掌について、調査、研究及び協議を行い、その結果を推進本部に報告するものとする。
- 3 専門部会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。ただし、本文にかかわらず、市長が専門部会に必要な知識を有する者を指名して専門部会の委員とすることができる。
- 4 部会長は委員の互選によって選出し、副部会長は部会長が指名する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 専門部会は、部会長が招集し、主宰する。
- 7 専門部会は、必要に応じて所掌に関係のある市職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 推進本部及び専門部会の庶務は、企画部男女共同参画センターにおいて処理する。

第3章 清瀬市男女平等推進委員会

（清瀬市男女平等推進委員会の構成）

第8条 条例第20条に規定する清瀬市男女平等推進委員会（以下「委員会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）識見を有する者 2名以内
- （2）一般公募による市民 6名以内
- （3）関係機関に属する者 4名以内

（委員長及び副委員長）

第9条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会の委員の互選によって選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第10条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員会の委員の過半数の出席をもって成立する。

（議決の方法）

第11条 会議の議事は、出席した委員会の委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

（意見等の聴取等）

第12条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明の聴取、資料の提出その他

の協力を求めることができる。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、企画部男女共同参画センターにおいて処理する。

第4章 苦情処理

(苦情処理窓口)

第14条 条例第23条に規定する苦情の申立て窓口は、企画部男女共同参画センターに置くものとする。

(苦情処理委員の構成)

第15条 条例第24条第2項に規定する苦情処理委員は、男女1人ずつをもって構成する。

(兼職等の禁止)

第16条 苦情処理委員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 苦情処理委員は、市と特別な利害関係にある企業その他の団体役員と兼ねることができない。

3 前2項に定めるもののほか、苦情処理委員は、公平な職務の遂行に支障が生じるおそれがある職と兼ねることができない。

(委員の解職)

第17条 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に耐え得ないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他苦情処理委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解職することができる。

(苦情の申立て)

第18条 条例第22条に規定する苦情の申立て（以下「申立て」という。）をしようとする者は、男女平等苦情申立書により行うものとする。

(苦情申立ての受付)

第19条 苦情処理委員は、条例第22条に規定する申立てがあったときは苦情受付処理台帳に受付処理状況を記録するものとする。

(苦情申立て事項の調査)

第20条 苦情処理委員は、申立てが条例第22条第1項に掲げる事項に該当すると認めるときは、必要に応じて当該申立てに係わる市の関係機関又は市の関係者に対し、調査実施通知書を送付して調査を行うものとする。

(苦情の申立て除外事項)

第21条 次の各号のいずれかに該当する申立ては、条例第22条に規定する申立てとして取り扱わないこととする。

(1) 男女平等社会の形成の推進に関連しないと認められる事項

(2) 条例第2条第1号から第3号までに定めるもの以外からの申立て

(3) 裁判所において係争中若しくは行政庁において審査請求の審査中又は判決等により確定した事項

(4) 市議会等に請願、陳情等を行っている事項

2 苦情処理委員は、申立てが条例第22条に該当しないと認めるとき又は前項各号に該当すると認めるときは、速やかに当該申立人に苦情不処理通知書により通知しなければならない。

(市長への勧告)

第22条 苦情処理委員は、条例第24条第5項における勧告をするときは、勧告書により勧告するものとする。

(調査結果の通知等)

第23条 苦情処理委員は、申立てを受けた日の翌日から起算して3月以内に、苦情処理結果通知書により、調査の結果及び市長に対する勧告の有無を当該申立人に通知しなければならない。

2 苦情処理委員は、前項に規定する期間内に申立人に通知ができないときは、理由を付して当該申立人に処理経過を報告しなければならない。

(年次報告等)

第24条 苦情処理委員は、市長に毎年度1回、前年度における申立ての処理状況を取りまとめて報告しなければならない。

2 市長は、前項に規定する苦情処理委員の報告をもとに、個人情報公表をしないよう配慮して取りまとめた報告書を公表するものとする。

第5章 雑則

(様式)

第25条 この規則の施行に必要な書類及び帳等の様式は、市長が別に定める。

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年7月1日から適用する。ただし、第14条から第24条までの規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に在職する収入役がこの規則施行後において任期中にあるときは、改正前の規則第4条第1項の収入役に係る規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成22年6月11日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日規則第7号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第25号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日規則第5号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

所 属	職
企画部	企画課長、秘書広報課長
総務部	職員課長
市民生活部	産業振興課長
健康福祉部	生活福祉課長、健康推進課長
子ども家庭部	子育て支援課長
都市整備部	まちづくり課長
教育部	教育総務課長、指導主事、生涯学習スポーツ課長

清瀬市男女平等推進委員会名簿

職	氏名	区分	所属団体等
委員長	浅倉 むつ子	学識経験者	早稲田大学 大学院法務研究科教授
副委員長	福田 けい	市民	一般公募による市民
委員	谷田川 知恵	学識経験者	一橋大学ほか非常勤講師
委員	大貫 静子	市民	一般公募による市民
委員	河原 貴子		一般公募による市民
委員	城野 兼一		一般公募による市民
委員	松村 茂		一般公募による市民
委員	八代田 憲司		一般公募による市民
委員	齊藤 しのぶ		関係機関に属する者
委員	内野 光裕	清瀬市青少年問題協議会 委員	
委員	間宮 奈保子	(市内介護事業所ネットワーク会長) ケアパレット清瀬	
委員	武田 裕子	清瀬市民生・児童委員協議会 民生・児童委員	

所属団体等は平成29年4月1日現在

清瀬市男女平等推進プラン（第3次）策定の経過

清瀬市男女平等推進委員会

【平成28年度】

推進会議	開催年月日	審議内容等
第1回	平成28年7月28日	清瀬市男女平等推進委員会 委員委嘱 清瀬市男女平等推進プランについて
第2回	平成28年11月24日	男女平等推進プラン進捗状況調査結果について
第3回	平成29年2月24日	清瀬市男女平等推進プラン改定作業について スケジュールについて 全体体制について

【平成29年度】

推進会議	開催年月日	審議内容等
第1回	平成29年4月24日	清瀬市男女平等推進プラン改定作業・目標課題の検討
第2回	平成29年5月29日	// ・課題施策の検討
第3回	平成29年7月24日	// ・目標値について
第4回	平成29年10月2日	// ・構成の確認

清瀬市男女平等推進本部

本部会議	開催年月日	審議内容等
第1回	平成29年5月2日	清瀬市男女平等推進本部について 清瀬市男女平等プラン改定について
第2回	平成29年11月21日	清瀬市男女平等推進プラン（素案）について

清瀬市男女平等推進本部専門部会委員

本部会議	開催年月日	審議内容等
第1回	平成29年6月21日	清瀬市男女平等推進本部専門部会について 清瀬市男女平等プラン策定について 清瀬市男女平等に関する意識・実態調査の報告について
第2回	平成29年8月28日	清瀬市男女平等プラン策定作業
第3回	平成29年10月16日	// ・目標値・構成の確認

男女共同参画のあゆみ年表

実施年	国連の動き	国の動き	東京都の動き	清瀬市の動き
1975 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ○国際婦人年(目標:平等、発展、平和) ○国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ○「世界行動計画」採択 ○「婦人の平等と開発と平和への婦人の寄与に関する1975年メキシコ宣言」採択 ○1976～85年の10年間を「国連婦人の10年」と宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ○総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 ○婦人問題企画推進本部に参与を設置 ○婦人問題企画推進本部会議開催 ○総理府婦人問題担当室設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○国際婦人年婦人のつどい開催 	
1976 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> ○国連婦人の10年スタート(～1985年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○民法改正(離婚後婚氏統稱制度の新設) 	<ul style="list-style-type: none"> ○都民生活婦人計画課設置 	
1977 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「国内行動計画」策定 計画期間:昭和52～61年度 ○国立婦人教育会館オープン ○国内行動計画前期重点目標発表 		
1978 (昭和53年)		<ul style="list-style-type: none"> ○総理府「婦人の現状と施策—国内行動計画に関する第1回報告書」発表 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都婦人問題会議答申「東京都行動計画策定にあたっての基本的な考え方と施策の方向性について」 ○「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定計画期間:昭和54～60年度 	
1979 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ○国連第34回総会「女性差別撤廃条約」採択 			
1980 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「国連婦人の十年」～平等、発展、平和中間年世界会議(コペンハーゲン) サブテーマ「雇用・健康・教育」 ○女子差別撤廃条約署名式(57カ国) ○「国連婦人の十年後期行動プログラム」の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「女子差別撤廃条約」に署名 		
1981 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ILO第156号条約(家族的責任を有する労働者条約)、第67回ILO総会で採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「国内行動計画後期重点目標」策定 		
1982 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> ○東京都婦人問題協議会答申「「国連婦人10年」後半における東京都婦人関係施策のあり方について」 	
1983 (昭和58年)			<ul style="list-style-type: none"> ○婦人問題解決のための新東京行動計画「男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○清瀬市婦人行動計画の策定
1984 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「国連婦人の十年」～平等、発展、平和の成果を検討し、評価するための世界会議のためのエスキューブ地域政府間準備会議(東京) 	<ul style="list-style-type: none"> ○国籍における父母両系主義採用 		
1985 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「国連婦人の十年」～平等、発展、平和ナイロビ世界会議(西暦2000年における)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択2000年までに少なくとも1会の世界会議を開くことを決議 	<ul style="list-style-type: none"> ○「国籍法」の改正 ○「男女雇用機会均等法」公布 ○「女子差別撤廃条約」批准 ○育児休業法成立(女子教育職員、看護婦、保母等のみ対象) ○民法一部改正(離婚時の氏使用可能等) ○国籍法、戸籍法、一部改正・施行(父系血統主義から父母両系血統主義へ) ○「労働者派遣法」の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都婦人問題協議会報告「男女平等の社会的風土づくり」 	
1986 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> ○婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大、任務も拡充婦人問題企画推進有識者会議開催 		
1987 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「西暦2000年に向けての国内行動計画」策定婦人問題企画推進本部参与拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都婦人問題協議会報告「21世紀へ向けての新たな展開」 	
1988 (昭和63年)				
1989 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> ○学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等) ○パートタイム労働指針制定 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都婦人問題協議会報告「21世紀へ向け男女平等の実現を目指して」 	

実施年	国連の動き	国の動き	東京都の動き	清瀬市の動き
1990 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> ○国連婦人の地位委員会拡大会議 ○国連経済社会理事会 ○「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ○東京都女性問題協議会報告「21世紀へ向け女性問題解決のための新たな行動計画の策定について」 	
1991 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「西暦2000年に向けての国内行動計画 第1改訂」策定 ○「育児休業法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ○女性問題解決のための東京都行動計画「21世紀へ 男女平等推進とつきようプラン」策定 計画期間:平成3～12年度 ○東京都男女平等推進基金設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○企画部広報課公募による女性広報「Ms.スクエア」刊行 ○市内初の女性校長、清瀬第六小学校六代校長に就任(万代る里子)
1992 (平成4年)	<ul style="list-style-type: none"> ○世界環境開発会議(リオデジャネイロ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○婦人問題担当大臣設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○財団法人 東京女性財団設立 	
1993 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> ○世界人権会議(ウィーン) 	<ul style="list-style-type: none"> ○パートタイム労働法成立 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都女性問題協議会報告「男女平等の社会的風土づくり」 	<ul style="list-style-type: none"> ○清瀬駅再開発計画の中に「女性センター機能を持たせた施設の建設を」の陳情
1994 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「開発と女性」に関する第2次アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ) ○「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 ○世界人口・開発会議(カイロ)リプロダクティブ・ヘルス/ライツを打ち出した行動計画を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○総理府が男女共同参画推進本部設置 ○男女共同参画室設置 ○男女共同参画審議会設置(政令) 		<ul style="list-style-type: none"> ○清瀬駅再開発計画の中に「女性センター機能を持たせた施設の建設を」が採択 ○「女性センター建設検討委員会」発足 ○(仮称)清瀬市女性センターの基本的なあり方について」の答申
1995 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択 ○世界社会開発サミット(コペンハーゲン) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ILO156号条約批准 ○「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) ○(平成11年からは休業の制度化が事業主の義務) ○高齢社会対策基本法成立 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都女性問題協議会報告「都政における男女平等施策の新たな展開に向けて」 ○東京ウイメンズプラザ開館 	<ul style="list-style-type: none"> ○3月「女性センター開設準備委員会」発足 ○7月センターの名称は「清瀬市男女共同参画センター」愛称はアイレックに決定 ○「清瀬市男女共同参画センター開館記念事業実行委員会」発足 ○10月アイレック開館
1996 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 ○「男女共同参画2000年プラン」策定計画期間:平成12年度まで 	<ul style="list-style-type: none"> ○「女性に対する暴力に関する検討委員会」設置 ○「女性に対する暴力調査」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○清瀬市男女共同参画センター運営委員会を設置 ○「Ms.スクエア」20号から発行所管が秘書広報課からアイレックに移管
1997 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画審議会設置(法律) ○「男女雇用機会均等法」改正「介護保険法」公布 		<ul style="list-style-type: none"> ○「清瀬市女性行動計画策定委員会」設置 ○アイレックサポーター発足
1998 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法～男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり～」答申 		<ul style="list-style-type: none"> ○清瀬市女性行動計画策定委員会による「男女平等に関する市民意識・実態調査」実施 ○「清瀬市女性行動計画への提言」市長に提出
1999 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ESCAPハイレベル政府間会議(バンコク) ○「女性差別撤廃条約の選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ○「食料・農業・農村基本法」の公布、施行(女性の参画の促進を規定) ○「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 ○「児童買春・ポルノ禁止法」公布、施行 ○「新エンゼルプラン」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ○「清瀬市男女平等推進プラン策定委員会」設置
2000 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ○国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) ○ミレニアム開発目標採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画審議会から「男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方・21世紀の最重要課題」答申 ○「男女共同参画基本計画(第1次)」策定 ○「ストーカー規制法」施行 ○「児童虐待防止法」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ○男女平等参画基本条例制定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「清瀬市男女平等推進プラン」策定 ○「男女平等推進庁内会議」設置 ○「男女平等推進委員会」設置
2001 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ○両立支援の方針決定 ○内閣府男女共同参画局設置 ○「配偶者暴力防止法」成立 ○男女共同参画会議設置 ○内閣府「男女共同参画局」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○「家庭等における暴力調査」実施 ○東京都配偶者暴力支援センター開始 	

実施年	国連の動き	国の動き	東京都の動き	清瀬市の動き
2002 (平成14年)		○「少子化対策プラスワン」決定	○男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート 東京都プラン2002」策定(平成14～18年度) ○DV支援センター業務開始	○「企画部男女平等推進室」設置 ○「男女共同参画センター」の所管が教育委員会から企画部へ
2003 (平成15年)		○「少子化対策基本法」 ○「次世代育成支援対策推進法」成立 ○女性のチャレンジ支援策の推進 ○「一般事業主行動計画」の策定	○男女平等推進基金廃止 ○「配偶者の暴力被害の実態の把握・分析及び対策についての調査審議報告」	○「配偶者等からの暴力対策連絡協議会」設置 ○第Ⅱ期「清瀬市男女平等推進委員会」発足 ○「男女平等に関する市民意識・実態調査」実施
2004 (平成16年)	○ESCAPハイレベル政府間会合(バンコク) ○「バンコク・コミュニケ」採択	○「配偶者暴力防止法」改正並びに同法にもとづく基本方針策定 ○「育児介護休業法」改正 ○「児童買春・ポルノ禁止法」改正 ○「人身取引対策行動計画」策定		○「清瀬市男女平等推進プラン」の進捗状況につき庁内各課に調査を実施し、庁内会議、庁内会議専門部会で検討
2005 (平成17年)	○第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合開催 ○国連防災世界会議(神戸)	○「第2次男女共同参画基本計画」策定(平成17～22年度) ○「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ○「高齢者虐待防止法」制定	○「次世代育成支援東京行動計画」(平成17～21年度)	○第Ⅲ期「男女平等推進委員会」発足 ○「清瀬市男女平等推進条例策定検討委員会」発足
2006 (平成18年)		○「男女雇用機会均等法」改正 ○東京都男女共同参画担当大臣会合 ○「高齢者虐待防止法」制定	○配偶者暴力対策基本計画策定(平成18～20年度)	○「清瀬市男女平等推進条例」制定 ○「麦畑をかけぬけて」一聞き書き 清瀬の女たち発行
2007 (平成19年)		○「パートタイム労働法」改正 ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ○「配偶者暴力防止法」改定	○「東京都行動計画チャンス&サポート2007」策定(平成19～23年度)	○第Ⅳ期「清瀬市男女平等推進委員会」発足 ○「清瀬市男女平等推進条例苦情処理窓口」設置
2008 (平成20年)		○「女性の参画加速プログラム」策定 ○「次世代育成支援対策支援法」改正 ○「配偶者暴力防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」改定		○「清瀬市男女平等推進プラン」改定 ○「男女平等意識・実態調査」実施
2009 (平成21年)	○ESCAPハイレベル政府間会合(バンコク) ○「バンコク宣言」採択	○「育児・介護休業法」改正 ○「人身取引策定行動計画2009」策定	○「配偶者暴力対策基本計画」改定	○第Ⅴ期「清瀬市男女平等推進委員会」発足
2010 (平成22年)	○第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」記念会合(ニューヨーク))「宣言採択」 ○UN Women創設(国連・ジェンダー関連既存4組織の統合) ○APEC第15回WLN(女性リーダーズネットワーク)開催(日本)	○「第3次男女共同参画基本計画」策定(平成23～27年度) ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定	○「次世代育成支援東京行動計画」(平成17～21年度)平成22～26年度)	○第Ⅵ期「清瀬市男女平等推進委員会」発足
2011 (平成23年)	○APEC女性と経済サミット(サンフランシスコ) ○ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国際機関(UN Women)発足	○東日本震災復興基本法策定(基本理念に「女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと」が明記された) ○「障害者虐待防止法」制定		○「清瀬市配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護のための基本計画」を策定 ○住民生活に光を注ぐ交付金により図書コーナー増設。 ○同交付金によりDV研修を実施、デートDVパンフレット作成 ○「清瀬市配偶者暴力防止基本計画」の策定
2012 (平成24年)	○「第56回国連婦人の地位委員会」開催(ニューヨーク) ○国連事務次長兼UNWomen事務局長(当時)が日本訪問	○内閣府に女性活力・子育て支援担当大臣を設置 ○「子ども・子育て支援法」成立 ○「育児・介護休業法」全面施行	○「東京都行動計画チャンス&サポート2012」策定(平成24～28年度) ○「配偶者暴力対策基本計画」改定(平成24～28年度)	○第Ⅶ期「清瀬市男女平等推進委員会」発足 ○多摩・島しょ地域力の向上事業助成金により、企画運営委員を公募し、「団塊世代の地域デビュー支援講座」を実施

実施年	国連の動き	国の動き	東京都の動き	清瀬市の動き
2013 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な方針」改定 ○「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正 ○「男女雇用機会均等法」改正 ○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」成立 ○「防災基本計画」の改定 		<ul style="list-style-type: none"> ○清瀬市男女平等推進専門委員会」設置(平成27年3月31日) ○「清瀬市男女平等推進プラン進捗状況調査」実施 ○2サポーター(チームDANKATU・チームつながりカフェ)発足 ○12月より隔月で「つながりカフェ」開催
2014 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> ○第58回国連婦人の地位委員会(CSW)開催(ニューヨーク) ○「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!)」開催(東京) ○アジア太平洋経済協力(APEC)女性と経済フォーラム(北京) 	<ul style="list-style-type: none"> ○内閣府に女性活躍担当大臣を設置 ○「雇用保険法の一部を改正する法律」、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律」改正 ○「パートタイム労働法」改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ○「児童買春・ポルノ禁止法」改正 ○「人身取引対策行動計画2014」策定 ○「次世代育成支援対策推進法」改正 ○「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」改定 ○「リベンジポルノ被害防止法」の成立 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都女性活躍推進会議」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○清瀬市男女平等推進条例「子どものためのガイドブック」発行 ○「清瀬市男女平等推進プラン進捗状況調査報告」「清瀬市男女平等推進専門委員会報告書」をまとめる ○女性管理職アンケートを実施
2015 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> ○アジア太平洋経済協力(APEC) ○女性と経済フォーラム(マニラ)UN Women日本事務所開設 ○「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会)開催(ニューヨーク) ○国連防災世界会議(仙台) ○国連持続可能な開発サミット(ニューヨーク)持続可能な開発目標(SDGs)採択(目標5ジェンダー平等の達成、すべての女性及び女兒の能力強化) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第4次男女共同参画基本計画」策定(平成28～32年度) ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」制定 ○「事業主行動計画策定指針」策定 ○「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言賛同者ミーティングの開催 ○「防災基本計画」の改定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都子供・子育て支援総合計画」策定(平成27～31年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ○清瀬市男女平等推進条例「子どものためのガイドブック」改訂版発行 ○多摩・島しょ広域連携活動助成金により「沿線3市男女共同参画連携事業」「男性にとつての男女共同参画」
2016 (平成28年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 ○「事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都女性活躍推進白書」策定 ○東京都男女平等参画推進計画(女性活躍推進計画・配偶者暴力対策基本計画) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「沿線3市男女共同参画連携事業」「ワーク・ライフ・バランス」ワーク・ライフ・ランスに関する企業等意識実態調査・女性起業支援事業 ○清瀬市男女平等に関する市意識・実態調査
2017 (平成29年)		<ul style="list-style-type: none"> ○刑法改正(強姦罪から強制性交等罪へ厳罰化) ○「育児・介護休業法」の改正 ○「男女雇用機会均等法」の改正 ○「ストーカー規制法」の改正 		<ul style="list-style-type: none"> ○「沿線3市男女共同参画連携事業」「防災と男女共同参画」 ○清瀬市男女平等推進プラン(第3次)策定

日本国憲法（抜粋）

（昭和二十一年十一月三日憲法）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

○2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第三章 国民の権利及び義務

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利

は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

○2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

○2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

○2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

○2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

○3 児童は、これを酷使してはならない。

第四十四条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

男女共同参画社会基本法

公布 平成十一年六月二十三日法律第七十八号)
改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

- ・前文
- ・第一章 総則（第一条—第十二条）
- ・第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）
- ・第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）
- ・附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同

参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決

定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議

会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会
（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むもの

とする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合には、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、

情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道府県警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、道府県警察、福祉事務所等道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴

力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ

装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日

から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知する

ものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令

の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の

期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九十九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるも

のとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合にお

ける当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜ

られるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
- 第四章 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
- 第五章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
- 第六章 雑則（第二十六条—第二十八条）
- 第七章 罰則（第二十九条—第三十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条

この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条

女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨とし

て、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条

国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条

事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条

政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第六条

- 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条

- 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる

事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条

国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条

厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条

前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条

厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条

承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又

は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条

公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条

国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条

国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条

第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条

特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活

における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条

国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条

国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条

国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条

国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うもの

とする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条

国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条

当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条

協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条

前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条

厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条

第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条

第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条

次の231q各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒

み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条

第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)

第一条

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条

この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条

前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条

政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。